平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	9月　3日	月	開会・提案理由説明	
2	9月　4日	火	休会	
3	9月　5日	水	発言通告締切（午後５時まで）	
4	9月　6日	木	休会	
5	9月　7日	金	質疑・一般質問	
6	9月　8日	(土)	休会	
7	9月　9日	(日)		
8	9月　10日	月		
9	9月　11日	火	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	9月　12日	水	本会議なし	建設環境
１１	9月　13日	木		文教厚生
１２	9月　14日	金		経済観光
１３	9月　15日	(土)	休会（敬老の日）	
１４	9月　16日	(日)		
１５	9月　17日	(月)		
１６	9月　18日	火	本会議なし	文教厚生
１７	9月　19日	水		総務
１８	9月　20日	木		議会運営
１９	9月　21日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会

目　次

第１号（９月３日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 4
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　議案第75号～議案第86号
　　認定第１号～認定第15号
　　報告第９号～報告第13号 …… 7
９．提案理由の説明 …… 9
（１）議案第75号（星子病院事務部長） …… 9
（２）議案第76号（西田総務部長） …… 9
（３）議案第77号（西田総務部長） …… 10
（４）議案第78号（西田総務部長） …… 10
（５）議案第79号（西田総務部長） …… 11
（６）議案第80号（熊野環境部長） …… 12
（７）議案第81号（西田総務部長） …… 12
（８）議案第82号（森市民福祉部長） …… 14
（９）議案第83号（黒田市民福祉部次長） …… 15
(10) 議案第84号（星子病院事務部長） …… 16
(11) 議案第85号（西田総務部長） …… 17
(12) 議案第86号（杉焼副市長） …… 17
(13) 認定第１号（西田総務部長） …… 18
(14) 認定第２号（森市民福祉部長） …… 19
(15) 認定第３号（森市民福祉部長） …… 19
(16) 認定第４号（西田総務部長） …… 20
(17) 認定第５号（熊野環境部長） …… 20
(18) 認定第６号（黒田市民福祉部次長） …… 21

(19) 認定第７号（黒田市民福祉部次長） …… 21
(20) 認定第８号（池田水道局長） …… 21
(21) 認定第９号（有尾農林部次長） …… 22
(22) 認定第10号（有尾農林部次長） …… 22
(23) 認定第11号（有尾農林部次長） …… 23
(24) 認定第12号（有尾農林部次長） …… 23
(25) 認定第13号（池田水道局長） …… 24
(26) 認定第14号（星子病院事務部長） …… 24
(27) 認定第15号（熊野環境部長） …… 25
(28) 報告第９号（池田建設部長） …… 26
(29) 報告第10号（三森総務部次長） …… 27
(30) 報告第11号（藏原農林部長） …… 28
(31) 報告第12号（藏原農林部長） …… 28
(32) 報告第13号（藏原農林部長） …… 29
10. 散 会 …… 29

第２号（９月７日）

１．議事日程 …… 33
２．本日の会議に付した事件 …… 33
３．出席議員 …… 33
４．説明のため出席した者 …… 34
５．事務局職員出席者 …… 35
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 36
（１）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 36
〇杉燒副市長答弁 …… 39
（２）原　　徹議員第１問目一般質問（１回目） …… 40
〇森市民福祉部長答弁 …… 43
〇今井代表監査委員答弁 …… 44
（３）原　　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 45
〇今井代表監査委員答弁 …… 47
（４）原　　徹議員第１問目一般質問（３回目） …… 48
〇今井代表監査委員答弁 …… 49
〇中嶋市長答弁 …… 49
（５）原　　徹議員第２問目一般質問（１回目） …… 50

○森市民福祉部長答弁 …… 52
（６）原　　徹議員第２問目一般質問（２回目） …… 53
○森市民福祉部長答弁 …… 54
（７）原　　徹議員第２問目一般質問（３回目） …… 55
（８）平井光臣議員第１回目質疑 …… 55
○星子病院事務部長答弁 …… 56
○西田総務部長答弁 …… 56
（９）平井光臣議員第２回目質疑 …… 57
(10) 北原昭三議員第１回目一般質問 …… 57
○福田商工観光部長答弁 …… 60
○森市民福祉部長答弁 …… 60
○八木田教育部長答弁 …… 61
(11) 北原昭三議員第２回目一般質問 …… 63
○福田商工観光部長答弁 …… 64
７．散　会 …… 64

第３号（９月11日）

１．議事日程 …… 67
２．本日の会議に付した事件 …… 68
３．出席議員 …… 68
４．説明のため出席した者 …… 69
５．事務局職員出席者 …… 70
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 71
（１）芹川正美議員第１回目一般質問 …… 71
○藏原農林部長答弁 …… 72
（２）川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 75
○田中教育長答弁 …… 77
（３）川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 80
○田中教育長答弁 …… 83
○八木田教育部長答弁 …… 85
（４）川野　功議員第１問目一般質問（３回目） …… 87
○田中教育長答弁 …… 87
（５）川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 88
○森市民福祉部長答弁 …… 90

（６）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 91
〇中嶋市長答弁 …… 93
（７）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（２回目） …… 95
〇中嶋市長答弁 …… 96
〇西田総務部長答弁 …… 99
（８）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（３回目） …… 100
（９）太田黒鐵郎議員第２問目・３問目一般質問（１回目） …… 101
〇藏原農林部長答弁 …… 104
〇西田総務部長答弁 …… 105
(10) 横手啓介議員第１回目質疑・一般質問 …… 106
〇藏原農林部長答弁 …… 108
〇森市民福祉部長答弁 …… 109
〇池田水道局長答弁 …… 110
〇熊野環境部長答弁 …… 112
(11) 横手啓介議員第２回目質疑・一般質問 …… 113
〇西田総務部長答弁 …… 113
７．日程第２　委員会付託 …… 114
８．散　会 …… 115

第４号（９月21日）

１．議事日程 …… 119
２．本日の会議に付した事件 …… 120
３．出席議員 …… 121
４．説明のため出席した者 …… 122
５．事務局職員出席者 …… 123
６．日程第１　議案第75号～議案第86号
認定第１号～認定第15号
陳情第19号 …… 124
７．各常任委員長の報告 …… 125
（１）建設環境常任委員長報告 …… 125
（２）文教厚生常任委員長報告 …… 126
（３）経済観光常任委員長報告 …… 128
（４）総務常任委員長報告 …… 129
８．質　疑 …… 130

（1）平井光臣議員第１回目質疑 …… 130
〇永田文教厚生常任委員長答弁 …… 131
（2）平井光臣議員第２回目質疑 …… 133
9．討　論 …… 133
（1）原　　徹議員討論 …… 133
10. 採　決 …… 135
11. 日程追加　日程第２　意見書案第２号 …… 138
12. 提案理由の説明 …… 138
（1）意見書案第２号（職員朗読） …… 138
13. 質　疑 …… 140
14. 討　論 …… 141
（1）原　　徹議員討論 …… 141
15. 採　決 …… 141
16. 閉　会 …… 141

９月３日（月曜日）

平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成19年９月３日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第75号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）

議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について

議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決

算の認定について
認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第９号　専決処分の報告について
報告第10号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第12号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第13号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君

15番　古　荘　克　郎　君
16番　島　田　節　男　君
17番　森　　芳　顕　君
18番　家　入　憲　隆　君
19番　横　手　啓　介　君
20番　高　野　誠　二　君
21番　藤　原　　弘　君
22番　森　　久　雄　君
23番　西牟田　　長　君
24番　太田黒　鐵　郎　君
25番　丸　山　寛　治　君
26番　寺　崎　勇　児　君
27番　高　口　功二郎　君
28番　山　口　晋　正　君
29番　古　田　信　助　君
30番　丸　山　康　昭　君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
代表監査委員	今井　治君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君

水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
福祉課長	富田辰郎君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	永田義文君
住宅課長	有働郁夫君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において芹川正美議員、藤原　豊議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月21日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第75号～議案第86号

認定第１号～認定第15号

報告第９号～報告第13号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第75号から報告第13号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第75号　専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）

議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について
議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第９号　専決処分の報告について
報告第10号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第12号　株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
報告第13号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。星子病院事務部長。

［星子病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第75号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）を専決第８号として、平成19年６月22日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、平成１３年度に導入いたしましたＣＴ装置のＸ線発生装置であります管球が故障したことにより、早急に交換する必要が生じたため補正するものでございます。

議案によりご説明いたします。３ページをお願いいたします。第１条は、総則でございます。第２条は、収益的収入及び支出でございます。このうち、支出について補正をお願いするものであります。（第１款）病院事業費用の既決予定額に1470万円を追加し、総額を28億2416万7000円とするものでございます。

内容につきまして、補正予算実施計画書によりご説明いたします。７ページをお開き願います。

支出の（款）病院事業費用、(項)医業費用、（目）経費の補正予定額1470万円は、修繕費で、ＣＴ装置の管球交換に要する経費でございます。

以上、概略ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。議案第76号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成19年７月の集中豪雨により被害を受けた農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業を実施するにあたりまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）を、専決第10号として、平成19年７月18日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。第１条は歳入歳出予算の補正です。総額に4780万

円を追加し、総額を251億7931万8000円とするものです。

10ページをお願いします。３．歳出、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額は2490万円でございます。災害復旧事業620万円は、災害査定用の測量設計に要する経費です。単独災害500万円は小規模災害等の復旧に要する経費であります。応急対策経費1370万円は、廃土、崩土除去に要する重機等の借上、及び採石等の原材料費であります。

次の11ページにあります（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額350万円につきましても、同じく被害を受けた林業施設に係る災害復旧事業及び応急対策に要する経費です。

また（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額1940万円につきましても、道路・河川に係る災害復旧事業及び応急対策に要する経費であります。財源は一般財源です。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたが、このたび被害を受けております施設はいずれも市民の日常生活に欠くことのできない施設でありますので、早期復旧に向けての対策を講じております。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第77号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も地方自治法に基づき、平成19年８月１日付をもって専決処分をいたしました。同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

山鹿植木広域消防本部、山鹿消防庁舎が竣工しまして、新庁舎での事務を平成19年８月21日から施行する必要が生じたため、規約事項であります広域組合の事務所位置を変更するものです。

なお、規約の変更手続きにつきましては、地方自治法第286条第２項の規定に基づく植木町との協議が必要であり、またこの協議については議会の議決を経る必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたところであります。

規約の一部変更について、ご説明申し上げます。本規約第４条中、同組合の事務所の位置を新庁舎位置であります「山鹿市南島1270番地１」に改めるものであります。

附則としまして、この規約は平成19年８月21日から施行いたしました。

なお、同組合に加入する植木町におきましても、同文による議決が行われているものであります。

続きまして、議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関

する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は平成17年10月に公布されました郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び平成18年６月に公布されました証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い提案するものであります。

条例改正の内容についてご説明いたします。第２条は、報告書作成の基準日、報告書に記載する資産等の種類やその定義を規定しておりますが、第１項第４号中の改正は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、郵便貯金法が廃止され、日本郵政公社は銀行法に基づき預金業務を行う民間銀行へと移行するため、郵便貯金法上の名称である郵便貯金という文言を削るものです。

同項第５号の改正は、証券取引法等の一部改正する法律において、法律名が金融商品取引法と改名されるとともに、有価証券の定義が見直され、金融商品とされる金銭信託が有価証券に包含されることになりました。これに伴い、金銭信託の文言とその定義を規定する第５号全部を削るものです。

さらに同項第６号の改正は、先ほど説明いたしました法律名を現行の「証券取引法」から「金融商品取引法」に改正するものであります。なお、第５号を削除しましたので、第６号以下を１号ずつ繰り上げるものであります。

附則としまして、この条例中第２条第１項第４号の改正規定は平成19年10月1日から、その他の改正規定は平成19年９月30日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本案は雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、雇用保険法、国家公務員退職手当法等が改正されましたので、条例を改正する必要がありご提案するものであります。

条例第10条は、失業者の退職手当に関する規定であります。これは非常勤職員が退職手当の支給を受ける場合に、その額が雇用保険法を適用したと見なして得られる基本手当の額より少なかった場合に、その差額を支給する規定であります。

今回の雇用保険法の改正により、平成19年10月１日から、基本手当の支給要件が勤続期間６月以上から、勤続期間12月以上に改正されましたので、条例第10条第１項中、「６月以上」を「12月以上」に改めるとともに、条文の整備を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は平成19年10月１日から施行いたします。ただし、船員保健法に係ります第10条第17項の改正規定及び経過規定につきましては、平成22年４月１日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、議案第78号と同じく、郵政民営化のために行われた法整備によるもので、平成17年10月21日に交付されました郵政民営化法の施行及び条文の整備に伴い提案するものでございます。

それでは、改正条例の内容につきましてご説明いたします。第32条第２項及び第37条の改正は、条文の整備に伴い「占有料」を「占用料」に改めるものでございます。

また第32条第２項第３号の改正は、郵政民営化法において日本郵政公社の解散、民営化後の民間会社の設立、目的等が規定されたことから、日本郵政公社が行う事業の定義として使用されている郵政事業の文言を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年10月１日から施行するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第１条歳入歳出予算の補正は、総額に３億1762万5000円を追加し、総額を254億9694万3000円とするものです。

４ページをお願いします。第２表　債務負担行為補正です。債務負担行為の追加につきましては、地方公会計制度導入事務を追加するものです。その期間、限度額は記載のとおりであります。

続きまして、５ページ、第３表　地方債補正です。地方債の追加につきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加するものです。限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。３歳出、（款）総務費、（目）財政管理費の補正額70万円は、行革推進法に基づき、地方公共団体の資産、債務の実態把握を行うも

のです。貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の４表からなる連結財務諸表を作成するものであります。対象となる会計等は一般会計ほか９会計、一部事務組合、第３セクター、地方公社であります。この公表は、平成21年９月となっております。

続きまして、（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額1445万2000円は、18年度に交付を受けております国県支出金に係る精算返納金であります。

次の（目）障害者福祉費の補正額60万円は、障害者福祉サービス給付費の支払事務について、全国共通の支払システムの導入を機に事務の効率化を図るものであります。あわせて各団体のデータ収集並びにその結果分析を可能にし、障害者福祉サービスの向上に努めるものであります。

16ページをお願いします。（目）高齢者福祉総務費から、次ページの（目）生活保護総務費の補正につきましては、平成18年度に交付を受けております。国県支出金に係る精算返納金でございます。続きまして、（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額154万円は、産地自らが策定する果樹産地構造改革計画を基本とし、園地基盤の整備や流動化を促進し、熊本独自の個性的な果樹産地の構築、あわせてかん水用水源を確保するものであります。

次の（目）畜産業費の補正額39万7000円は、３戸以上の営農集団が事業主体となり、堆肥流通利用を図るとともに、畜産環境問題等の発生を防止するために、施設整備を支援するものです。次の（目）の農地費の補正額739万円は、県営事業におけるほ場整備に伴う熊本県からの換地業務に係る受託事業であります。

18ページをお願いします。林業振興費の補正額1850万円です。低コスト森林施業促進事業1200万円は間伐等の森林整備に必要な作業路の整備促進、低コストで効率的な森林施業システムを構築することにより、適正な森林環境の保全並びに間伐材の安定供給を図るものです。

次の未整備森林緊急公的整備導入モデル事業650万円は、森林所有者による自主的な整備が進まない森林において森林組合等が事業主体となって、効率的な間伐等を実施することで、未整備林の解消等を推進するものであります。

続きまして（款）土木費、（目）道路橋梁総務費の補正額482万6000円の減額は、災害復旧事業への職員給の組み替えであります。

19ページにあります（目）都市計画総務費補正額300万円は、指定景観形成建造物等の保全、並びに修景に対して支援を行うものです。

続きまして、（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額65万円は、研究校指定事業30万円は、学校が抱える課題等に関して子どもの状況把握のあり方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援のあり方について、特色ある実践研究

を行うものであります。

次の子どもと親の相談員配置事業は、小学校に生徒指導推進協力員を配置し、関係機関や地域の方々と連携して、子どもの行動の変化を早期に把握することにより、問題行動などの早期発見、早期対応に努めるものであります。

20ページをお願いします。（目）小学校管理費の補正額36万円は、全国大会、西日本大会出場に対し支援を行うものです。次の小学校教育振興費の補正額28万円は、子どもたちが豊かな人間性や社会性などをはぐくむため、地域や学校において命の尊さについて体験活動して学ぶものであります。指定校は広見小学校です。

次の中学校管理費、補正額498万8000円は、市内の各中学校の全国大会等への出場を支援するものです。

21ページをお願いします。（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額9383万7000円は、本年７月の集中豪雨による農地災害、農業施設災害に係る災害復旧事業です。

次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額1575万円につきましても、同じく林業施設に係る災害復旧です。

22ページをお願いします。（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額１億5384万6000円につきましても、道路・河川に係る災害復旧事業です。

以上、歳出予算の概要についてご説明申し上げましたが、補正予算に関する説明書といたしまして24ページ以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ5639万円を追加し、総額を75億5258万8000円とするものでございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出により説明申し上げます。

10ページをお願いします。３歳出、（款）老人保健拠出金、（目）老人保健医療費拠出金の補正額254万2000円は、拠出金の確定による補正でございます。

次に（款）保険事業費、（目）保健衛生普及費の補正額145万円は、平成20年４月から始まり特定検診、特定保健指導に向けて本年度に事前事業といたしまして行います国保ヘルスアップ事業に係る補正でございます。

11ページでございますが、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額5239万8000円は、平成18年度の事業実績に伴います返納金でございます。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明細書を７ページに掲載いたしておりますので、ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１条歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億716万6000円を追加し、総額を47億7471万6000円とするものでございます。内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。３歳出、（款）地域支援事業費、（目）任意事業費の補正額380万円は、平成19年度厚生労働省の新規事業で、地域において認知症高齢者などと家族を支えるため、認知症への対応を行うマンパワーや、拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互に連携しながら、有効な支援を行う体制を構築する事業でございます。熊本県からの受託事業で、財源はすべて受託事業収入でございます。

同じく（款）諸支出金、（目）償還金の補正額１億336万6000円は、平成18年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います、国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の超過交付に係る精算返納金でございます。財源は、繰越金でございます。

以上、補正予算の内容につきまして概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書を５ページに掲載いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、施設整備事業に係る企業債及び寄付金の受け入れに係る補正並びに施設整備事業に係る今年度事業費及び職員の早期退職者に伴います退職手当の補正をお願いするものでございます。

議案説明に入ります前に、市立病院施設整備事業費の補正に至った経緯についてご説明いたします。病院施設整備事業、いわゆる病棟等の改築工事でございますが、本年３月定例議会において、３カ年間における総事業費予算40億9117万5000円で議決をいただいてるところでありますが、ご案内のように、昨年発覚しました防衛施設庁談合問題により、本年６月25日に防衛省から56社に対して２カ月から24カ月の指名停止措置が発表されたところであります。これにより、病院事業施設事業の入札参加条件であります指名停止措置条件により公告しても参加が見込めず競争入札が成立しないと判断、公告の延期を決定し、国土交通省、熊本県の動向を見てまいったところであります。その後、防衛施設庁談合問題関連で、国土交通省が55社、熊本県が50社に対して、２カ月から４カ月の指名停止措置に至ったところであります。以上のような状況を検討いたしました結果、入札参加資格条件の指名停止措置条件を国土交通省、九州整備局、熊本県、山鹿市といたしたところであります。防衛施設庁談合問題により発注の時期が当初計画より大幅に遅れることとなり、工事計画の工程を変更することで、継続費を３カ年から４カ年に改める必要が生じたため、各年度の事業費及び財源を補正するものでございます。継続費の総額を変更するものではございません。改めまして、以下、議案により説明いたします。

１ページをお開き願います。第１条は、総則でございます。第２条は、資本的収入及び支出でございます。収入予定額及び支出予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の（第１款）、資本的収入の既決予定額に施設整備事業に係る企業債の減額と寄付を加え、６億3290万円を減額し、総額を１億3,103万8000円とするものでございます。

次に支出でございます。支出の（第１款）、資本的支出の既決予定額に建設改良費の減額と繰延資産を加え、５億5905万8000円を減額し、総額を３億8004万円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。第３条は、継続費でございます。冒頭ご説明いたしましたとおり、事業年度を３カ年から４カ年に延長し、年割額等を改めるものでございます。

第４条は、企業債でございます。起債の目的は、施設整備事業及び医療器機整備

に係るもので、既決限度額から施設整備事業に係る企業債６億3300万円を減額し、限度額を7900万円に改めるものでございます。

内容につきましては、補正予算実施計画によりご説明いたします。６ページをお願いいたします。収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債、補正予定額マイナス６億3300万円は、今年度分の施設整備事業に係る企業債発行額を減額するものであります。（目）寄付金の補正予定額10万円は、山鹿市下吉田北井きみ様より、医療充実のためとお申し出があった寄付金を受け入れるものでございます。

支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）建物費の補正予定額マイナス６億3213万1000円は、今年度分の施設整備に係る事業費を減額するものであります。（項）繰延資産、（目）退職給与金は、早期退職者３名分の退職手当でございます。

以上、概略ご説明いたしましたが、７ページに、継続費に関する調書を掲載いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について、ご説明申し上げます。

本公社の定款の変更につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、設立団体の議会の議決を経て、県知事の認可を受ける必要があるため提案するものであります。改正の理由は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、改正するものです。第25条第2号中の「郵便貯金又は」を削除するものであります。

附則といたしまして、この定款は平成19年10月1日から施行いたします。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法

律第139号）第６条第３項の規定基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

住所　山鹿市下吉田793番地９、氏名　松江和子、昭和15年３月25日生まれでございます。提案理由といたしまして、本市には現在12名の方に就任いただいておりますが、同委員の任期満了が平成19年12月31日であり、再度推薦しようとするものでございます。

次のページに略歴を記載いたしております。ご参照いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げ説明とします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

７ページをお願いします。まず、歳入合計欄においてご説明いたします。合計欄が二段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業分で、下段が現年度決算額であります。合算してご説明をいたします。予算現額が272億5736万2000円、調定額が283億7060万9144円に対しまして、収入済額は275億945万5127円となっております。不納欠損額は5239万5494円、収入未済額は８億875万8523円であります。

次に、10ページをお願いいたします。歳出の合計であります。予算現額272億5736万2000円に対しまして、支出済額257億9956万8802円、翌年度繰越額が3243万5000円、不用額14億2535万8198円となっております。執行率が94.7％であります。11ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は、17億988万6325円であります。

続きまして、66ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額17億988万6000円のうち、翌年度へ繰越すべき財源は2060万6000円であり、結果、実質収支額は16億8928万円であります。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第7条並びに山鹿市財政調整基金条例第２条第２項の規定に基づき６億円を財政調整基金へ編入いたしております。

12ページ以降に、歳入歳出決算事項別明細書、67ページ以降に財産に関する調書を添付いたしております。よろしくご審議の上、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

また、決算に係る付属資料といたしまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しております。ぜひご参照いただきたいと存じます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。予算現額71億526万3000円、調定額79億5149万911円に対しまして、収入済額72億8538万6108円、不納欠損額7279万7790円、収入未済額５億9330万7013円でございます。

６ページをお願いいたします。一番下の欄の歳出合計により、ご説明申し上げます。予算現額71億526万3000円に対しまして、支出済額67億5464万2346円、翌年度繰越額1719万円、不用額３億3343万654円でございます。

次に、７ページをお願いします。歳入歳出差引残額は５億3074万3762円でございます。このうち地方自治法第233条の２の規定により、３億5000万円は基金に積み立てたものでございます。

なお、８ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。予算現額79億1054万6000円、調定額70億6779万4754円に対しまして、収入済額70億6779万4754円でございます。

４ページをお願いします。一番下の欄の歳出合計によりご説明申し上げます。予算現額79億1054万6000円に対しまして、支出済額71億4770万4766円、不用額７億6284万1234円です。

次に、５ページをお願いします。歳入歳出差引歳入不足額は7991万12円でございます。このため、翌年度歳入繰上充用金7991万12円を平成19年６月定例会におきまして、既に繰上充用金として議決をいただいております。

なお、６ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書を添付しております。ご参照の上ご認定いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いします。歳入について、ご説明いたします。予算現額８億1573万5000円に対しまして、調定額８億1573万4410円、収入済額も同額となっております。

４ページをお願いいたします。歳出決算につきましても、歳入決算と同様予算現額は８億1573万5000円に対しまして、支出済額８億1573万4410円であります。これにつきましては、この用地特会におきまして、旧山鹿市において、文化施設予定地として購入していたものでありまして、これを一般会計が再取得したものであります。したがいまして、この用地特会におきましては、歳出において当初発行しておりました地方債の繰上償還を行ったということでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

４ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計の欄においてご説明いたします。予算現額19億4198万3000円、調定額19億1326万4602円に対しまして、収入済額19億443万3342円であります。不納欠損額ゼロ円、収入未済額883万1260円であります。

５ページをお願いいたします。歳出につきましても、歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額19億4198万3000円に対しまして、支出済額19億443万3342円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額3754万9658円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

なお、７ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。４ページをお開き願います。一番下の歳入合計欄によりご説明いたします。予算現額47億7695万6000円、調定額45億9544万4387円に対しまして、収入済額45億6742万6861円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額は2801万7526円でございます。

６ページをお願いいたします。一番下の歳出合計欄により、ご説明申し上げます。予算現額47億7695万6000円に対しまして、支出済額43億7038万1589円、翌年度繰越額224万7000円、不用額４億432万7411円でございます。

７ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は１億9704万5272円でございます。

なお、８ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

３ページをお願いいたします。一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。予算現額4042万3000円に対しまして、調定額3468万5340円、収入済額も同額でございます。

４ページをお願いいたします。一番下の歳出合計欄により、ご説明いたします。予算現額4042万3000円に対しまして、支出済額3468万5340円、不用額573万7660円でございます。したがいまして、５ページの歳入歳出差引残額はございません。

なお、６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計についてご説明いたします。予算現額１億2913万2000円、調定額１億1865万6055円に対しまして、収入済額は１億1816万4835円であります。不納欠損額はゼロ円、収入未済額は49万1220円であります。

４ページをお願いいたします。歳出につきましても、歳出合計によりご説明いたします。予算現額１億2913万2000円に対しまして、支出済額は１億1816万4835円、不用額は1096万7165円であります。

以上、概略ご説明いたしましたが、６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾農林部次長。

［農林部次長　有尾隆俊君　登壇］

○農林部次長（有尾隆俊君）

認定第９号から第12号まで、財産区特別会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

まず、認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額237万9000円、調定額178万1453円に対しまして、収入済額は同額でございます。

４ページをお願いいたします。歳出合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額237万9000円に対しまして、支出済額126万6211円となっています。

５ページの歳入歳出差引残額は51万5242円となっております。

６ページからは、歳入歳出決算事項別明細書を掲載しております。

８ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきまして、ご説明申し上げます。歳入歳出差引額並びに実質収支額は、同額の51万5000円でございます。このうち10万円を基金に繰り入れます。９ページ以降には、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額1097万円、調定額636万5795円に対しまして、収入済額624万5795円で、収入未済額12万円でございます。

４ページをお願いいたします。歳出合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額1097万円に対しまして、支出済額579万5599円になります。５ページの歳入歳出差引残額は45万196円となっております。

６ページからは歳入歳出決算事項別明細書を掲載しております。

９ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきまして、ご説明申し

上げます。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の45万円でございます。そのうち15万円を基金へ繰り入れます。

10ページ以降には、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお願いいたします。歳入合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額344万2000円、調定額129万7522円に対しまして、収入済額は同額でございます。

４ページをお願いいたします。歳出合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額344万2000円に対しまして、支出済額９万702円、翌年度繰越額243万7000円でございます。

５ページの歳入歳出差引残額は、120万6820円となっております。

６ページからは、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

８ページをお願いいたします。実質収支に関する調書につきまして、ご説明申し上げます。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の120万7000円でございます。このうち63万円を基金へ繰り入れます。

９ページ以降には、財産に関する調書を添付しております。

最後に、認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

３ページをお開きください。歳入合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額171万1000円、調定額419万4334円に対しまして、収入済額は同額でございます。

４ページをお開きください。歳出合計欄について、ご説明申し上げます。予算現額171万1000円に対しまして、支出済額108万7149円であります。

５ページに記載しておりますように歳入歳出差引残額は310万7185円となっております。

６から７ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

８ページをお開きください。実質収支に関する調書につきまして、ご説明申し上げます。歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の310万7000円でございます。このうち226万9000円を基金へ繰り入れます。

９ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、財産区特別会計決算認定の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき議会の認定を得たいので提案するものであります。なお、本決算は同法第30条第２項の規定に基づき、去る７月17日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明いたします。２ページをお願いいたします。収益的収入についてご説明いたします。（第１款）水道事業収益、予算合計３億9962万4000円に対しまして、決算額は４億2259万6850円となりました。

次に、収益的支出についてご説明いたします。（第１款）水道事業費、予算合計３億9946万4000円に対しまして、決算額は３億9327万975円となりました。

３ページをお願いいたします。資本的収入についてご説明いたします。（第１款）資本的収入、予算合計9167万4000円に対しまして、決算額は9416万7546円となりました。

４ページをお願いいたします。次に、資本的支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出、予算合計２億8610万9000円に対しまして、決算額は２億8167万6159円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億8750万8613円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

９ページをお願いいたします。平成18年度水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金２億9702万2634円につきましては、減債積立金に１億2773万5165円、建設改良積立金に7500万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を9428万7469円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、５ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき議会の認定を得たいので提案するものでございます。なお、本決算は地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、去る７月24日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、平成18年度山鹿市病院事業会計決算報告書によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。（第１款）病院事業収益は、予算額合計29億6363万9000円に対しまして、決算額は25億4890万357円であります。

次に、支出でございます。（第１款）病院事業費用は、予算額合計29億2526万2000円に対しまして、決算額は27億3483万5087円であります。

２ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入は、予算額合計２億1354万6000円に対しまして、決算額は２億364万6000円であります。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出は、予算額合計５億711万6000円に対しまして、決算額は４億8907万5911円であります。

６ページをお願いいたします。平成18年度山鹿市病院事業欠損金処理計算書でございますが、当年度未処理欠損金9485万3263円が生じましたので、同額を翌年度繰越欠損金といたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、３ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付しておりますので、ご参照の上認定いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき議会の認定を得たいので提案するものであります。なお、本決算は地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき、去る７月17日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、平成18年度山鹿市下水道事業会計決算報告書によりご説明いたします。２ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益、予算額８億7935万2000円に対しまして、決算額は９億1926万1383円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）下水道事業費用、予算額８億5884万8000円に対しまして、決算額は８億3174万6344円となりました。

３ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入、予算額８億3920万2000円に対しまして、決算額は８億3027万8660円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。（第１款）資本的支出、予算額12億4748

万4000円に対しまして、決算額は12億4504万9136円となりました。

７ページをお願いいたします。平成18年度下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金２億3062万3251円を生じましたので、減債積立金に400万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を２億2662万3251円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

報告第９号　専決処分の報告について、ご説明いたします。本案は、市営住宅に係る家賃の支払及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決しましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものでございます。

市営住宅の家賃滞納問題につきましては、住宅行政の重要課題の一つとして、平成18年度から長期高額滞納者を対象に法的措置を含めた厳正な滞納整理を実施することといたしております。この方針に基づきまして平成18年度は長期高額滞納者８名を提訴し、結果、すべての住宅の明け渡しが完了したところでございます。今回の専決第９号につきましても、同様の方針に基づきまして滞納整理を行い、市営住宅の健全運営及び適正管理を図るものでございます。

以下、議案についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。専決第９号　専決処分書、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成19年７月１７日に、次のとおり専決処分したものでございます。

１．当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の５名でございます。２．事件の概要でございますが、被告らは、次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅管理条例第40条第１項、または山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例第27条第1項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。団地名及び棟号、氏名、滞納額は記載のとおりでございます。３．請求の趣旨は、（１）被告らは原告に対し、前項記載の建物を明け渡すこと。（２）被告らは、前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。

（３）訴訟費用は被告らの負担とする。

以上を内容として提訴するものでございます。以上、ご報告を申し上げます。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

報告第10号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

４ページをお開きください。平成18年度の事業報告でございます。２事業の内容ですが、（１）自主事業として、文化、福祉、スポーツ関係など様々な地域振興事業を行っております。

また、５ページの（２）受託事業でございますが、当振興公社の主な事業を占めておりまして、市民会館など市の施設７施設から指定管理者として指定を受け、その管理運営を、また三つの受託業務の運営に当たっております。

６ページから８ページまでは、その施設の入場者数や使用料収入などの実績でございます。

10ページから13ページにかけては、公益法人の会計であります収支計算書を掲載しております。各事業項目ごとの決算内容につきましては、ご参照をお願いいたします。

収入につきまして、11ページをお願いいたします。当期収入合計の決算額が１億5064万6461円、前期からの繰越収入差額4027万4344円を加えまして、収入合計が１億9092万805円でございます。

支出につきまして、13ページをお願いいたします。当期支出合計の決算額は1億3050万7506円でございます。したがいまして、当期の収支でございますが、先ほどの当期収入合計から、この当期支出合計を差し引いた当期収支差額は2013万8955円となりました。また次期への繰越収支差額は、11ページの収入合計から当期支出を差し引きまして、6041万3299円となりました。次に14ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

今年度の収益費用の増減明細でございますが、収支の結果から下から６行目の右の増減欄で、一般正味財産につきましては2330万5955円増加いたしました。最後の行の左の当年度の正味財産期末残高は7520万7299円となりました。そのうち3000万円が、下から２行目ですが、市が出資いたしました基本財産である指定正味財産でございます。

15ページは前年度と当年度の貸借対照表を、16ページには財産の内訳であります

財産目録を掲載しております。ご参照をお願いいたします。

17ページ以降につきましては、平成19年度の事業計画、収支予算書でございます。財団法人山鹿地域振興公社の経営状況につきましては、市の施設の管理運営を主としており、今後の指定管理者制度や経営環境の変化などへの対応と、ますます厳しい経営環境が予想されますので、市といたしましても、市施設のあり方の検討とともに、昨年度から行っております経営診断等の結果を基に、公社の経営基盤の強化と経営改善、合理化につきまして、指導、支援していきたいと考えております。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

報告第11号から報告第13号までの３件についてご報告申し上げます。市が出資しております株式会社小栗郷、株式会社あんずの丘、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。なお、幸の国木材工業株式会社、株式会社菊鹿フラワーバンクにつきましては、株主総会時期や決算時期などの関係から、12月議会にご報告申し上げます。

まず報告第11号　株式会社小栗郷の経営状況について、ご報告申し上げます。４ページをお願いいたします。平成18年度事業報告でございますが、総括事項につきましては、記載のとおりでございます。

売り上げにつきましては、６ページから７ページにかけて施設ごとの売り上げを掲載しております。それぞれの施設で前年度と比べ２％から７％増加しております。

８ページは貸借対照表でございます。

９ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算といたしましては最終的に、下から３段目でございますが、当期純利益656万3661円を確保いたしております。

11ページは株主資本等変動計算書でございます。これは会社法の施行に伴い利益処分案にかわり作成が規定されたものでございます。当期純利益は、すべて次期へ繰り越しいたしております。12ページから15ページにかけて、平成19年度事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第12号　株式会社あんずの丘の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。平成18年度事業報告でございますが、概要につきましては、記載のとおりでございます。

売り上げにつきましては、５ページに掲載しておりますが、施設ごとの実績は農産物直売所が前年比10％、他店舗での販売が５％増加となっております。

６ページは貸借対照表でございます。

７ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としましては、最終的に、８ページの下から３段目でございますが、当期純利益として112万8100円を確保いたしております。

９ページは株主資本等変動計算書でございますが、当期純利益はすべて次期へ繰り越しております。

10ページから11ページまでは、平成19年度事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第13号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。概要につきましては、記載のとおりでございますが、売り上げにつきましては、６ページに部門ごとの実績を掲載いたしております。温泉客など入り込み客数の減少により全体で前年度と比べ３％ほど売り上げが減少いたしております。

７ページは、貸借対照表でございます。

８ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算として、前期と比べ、売り上げは減少したものの、仕入れコストや販売管理費の削減によりまして、最終的に前期並みの当期純利益277万9873円を確保いたしております。

９ページは株主資本等変動計算書でございますが、利益準備金として22万3800円、株主配当として223万8000円を利益処分いたしまして、54万1873円を次期に繰り越しております。

10ページから13ページまでは、平成19年度事業計画などを掲載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

これらの３法人につきましては、それぞれの施設の特徴を生かし、安心、安全な商品の提供、各種イベントの開催、コスト削減など、自らの経営努力によりさらなる集客力の向上、年間売上、利益の確保を目指しているところでございます。

以上をもちまして、報告といたします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時21分　散会

～～～

９月７日（金曜日）

平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成19年９月７日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．森　久雄

一般質問

（１）山鹿灯籠の国指定伝統的工芸品を目指して

２．原　徹

一般質問

（１）山鹿市部落解放同盟支部運営補助金に関する措置要求の監査結果について

（２）生活保護世帯のくらしについて

（３）全国学力テストについて

３．平井　光臣

質　疑

（１）議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

４．北原　昭三

一般質問

（１）生活支援策（セーフティーネット）について

・多重債務対策

（２）チャイルドシートについて

・購入に対する補助金等

（３）防犯対策について

・子ども緊急通報装置等

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番　　平　井　光　臣　君

２番　　北　原　昭　三　君

3番	芹川正美	君
4番	藤原　豊	君
5番	立山秀木	君
6番	立山　隆	君
7番	原　徹	君
8番	平井邦廣	君
9番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	杉焼義文	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君

市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
代表監査委員	今井　治君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
福祉課長	富田辰郎君
子育て支援課長	前田泰秀君
人権啓発課長	中野　力君
農林整備課長	斉藤憲二君
商工課長	永田義文君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局審議員	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。森　久雄議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

皆さん、おはようございます。22番議員の森　久雄でございます。

質問に入ります前に、資料の配付をさせていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○22番（森　久雄君）

質問に入る前にもう一点、一言お礼を申し上げたいと思います。先の議会であし湯公園の噴水がございますけども、その噴水が水を出しておりまして、普通の水であり、観光客より不評を買っておりますので、何とか温泉水に変えてもらえないかという質問をいたしました。温泉水にするためには、その温泉事情を取り巻く環境が非常に厳しいものがあるので即答はできないが、検討をさせてほしいという答弁があっておりました。内心では、大変難しいかなあというふうにあきらめの気持も持っておりましたが、最近になりまして、あの噴水に手を入れてみましたら、猛暑による水の沸騰ではなく、地下から出てきている本当の温泉になっておりました。いろいろと大変なことであったろうと思いますけれども、努力をして、温泉水に変えていただきました担当の皆様方に、心からお礼を申し上げたいと思いますし、観光客の皆様にも、面目躍如たる温泉地としての噴水をお見せすることができることになったことに大変うれしく思っております。本当に改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本題の一般質問に入らせてもらいたいと思います。

皆様のお手元にお配りをいたしましたのは、一つは伝統工芸品になった後に、ど

んな補助金が出るのかという一覧表でございます。もう一つは、伝統工芸品になりました後には、この伝統マークと伝統証紙を使うことができるようになるということで、参考資料としてお配りをいたしましたので、ごらんになっていただきたいと思います。

一般質問。山鹿灯籠の国指定伝統的工芸品を目指して。

本年３月議会におきまして、山鹿に手漉きによる和紙生産の復活を要望いたしました。プロジェクトチームを立ち上げ、調査研究に取り組むとの力強い答弁をいただき、感激の余韻は未だに残っているところでございます。聞くところによりますと、これまで数回にわたり、会議や調査が行われているようです。めどが立つまでは、まだまだ時間を要するものと思いますが、プロジェクトチームの今後のさらなる取り組みに大いなる期待を申し上げる次第でございます。

さて、今回は、山鹿灯籠を国指定にということで質問をいたします。私は、旅先案内人として灯籠民芸館での当番案内の時や団体さんをお迎えしての案内の時に、お客様のご都合をお聞きし、ゆとりがあられるお客様には、30分から40分かけて案内をいたしております。特に、念を入れて説明をいたしますのは、何と申しましても、山鹿灯籠についてであります。展示されている作品は、故人となられた松本清記翁、中島二人翁の作品や現役灯籠師の力作であり、実に見事なものばかりであります。お客様は、和紙とのりだけでつくられていることに驚きと感嘆の声を漏らされます。灯籠師の制作現場を案内した際に、「カミワザです」ですと申し上げますと、ほとんどのお客様は、「ああ、なるほど。なるほど。」と合点をされます。歴史的には、景行天皇奉迎説や宥明法印供養献灯説などがありますが、宥明法印供養献灯説をとりましても、優に500年以上の歴史を有しており、この点も十分お客様の胸を打つものがあるのだと思っております。

そして、このようなすばらしい伝統工芸品が今なお国指定を受けていないという事実に対する驚きも、また偽りのないお客様の反応であります。今回の質問は、去る6月10日、豊前街道顕彰会総会での熊本県伝統工芸館特別顧問吉丸良治氏の講演がきっかけでございます。約１時間、山鹿灯籠を国指定工芸品にというテーマでご講演いただきました。吉丸氏の熱い思いが伝わりました。お話は概略以下のようなものでした。

氏は県庁職員であったとき、肥後象がん、小代焼き、それに天草陶磁器の３品の国指定に奔走されまして、結果、指定を受けることができたことを、苦労話も交えて語られました。その当時、山鹿灯籠についても強く意識されていたそうですが、山鹿灯籠を取り巻く環境が、当時国の示す条件をクリアするには厳しかったそうであります。現在は、条件も随分緩和されており、ぜひとも指定を受けてもらいたい。

指定のポイントは、地域内に工芸品製造にあたる企業10社以上か、30人以上の従事者がいることであり、100年以上の歴史を有していること、この２点が、ポイントであるが、現状の山鹿灯籠はこのことを十分クリアできる。指定を受けた暁には、恩典として、まず日本の一流品のお墨付きである伝統マークや伝統証紙を使えることになる。日本商工会議所からジャパンブランドとして世界に発信・紹介されます。産業産地助成金が伝産法によって、国・地方公共団体から補助されます。結論として申し上げるならば、指定になるものと確信をしている。おおむねこのようなお話でございました。

私の思いを述べたいと思います。山鹿灯籠は本市の貴重な宝物の一つと思っています。しかし、その宝物を制作できるのは、今はわずか７名の灯籠師であり、後継者育成といえば、現在、一人の女性のみが修行中であります。一人前の灯籠師になるための修行に14年から15年を要するとあっては、後継を志す者も二の足を踏もうというものです。しかも、パイは必ずしも大きくありませんので、灯籠制作、販売を専業とするには、十分なる生計の確保に不安があります。将来にわたって、灯籠師の絶対的な確保が必要であっても、現実は非常に厳しいと申し上げなければなりません。山鹿灯籠の将来を危惧するのは、私一人ではないと思います。しかし、国指定工芸品になれば話は変わってくるものと思います。日本国内はもとより、海外にその名が知れ渡ることになり、需要が伸びることは疑いの余地もないと思います。そうなりますと、当然パイは大きくなり、収入も伸びるのではないでしょうか。また反面、灯籠師不足の事態も起きてくるでありましょう。灯籠師の複数育成が急務となるでありましょう。長い時間を要する修行に対する費用は、助成金で確保できます。よって、灯籠師の確保、技術の伝承に憂いはなくなり、大いなる安心が山鹿市にもたらされるものと思います。私の見通しが甘いとご批判もあろうかと思いますが、今のままで座していれば、危惧は現実のものになると思います。そういうことでございますから、ぜひとも行政が持っている力と関係団体の力を合わせていただき、国指定を取りつけるための汗を流していただきたいと切に要望する次第でございます。

そして、手漉き和紙の復活がなされれば、確固たる歴史に裏打ちされた名実ともに和紙文化の里としての地位が望めるのではないでしょうか。山鹿灯籠を国指定伝統的工芸品となすことについて、行政としてはいかがお考えになられるかお伺いをいたします。

答弁は、この際、企画をもその任として持たれておられます杉焼副市長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

答弁申し上げます。ただいま森議員より、山鹿灯籠を国の指定にということで、熱い思いを持ってご提案をいただきました。この指定と申しますのは、経済産業大臣が伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき指定をするものでありまして、現在全国で210品目が指定されております。熊本県では現在まで、先ほど紹介がありましたように、３品目、小代焼き、天草陶磁器、肥後象がんが、平成15年に指定を受けております。指定を受けますと、議員ご紹介のありましたように、価値ある工芸品として国のお墨つきをいただきます。全国的なブランド化、知名度のさらなるアップとともに、販路・販売の促進が国の内外にわたり期待をされますし、計画的な振興事業等に対して、ただいま配付されましたような資料のように、国・県からの補助支援も可能となるわけでございます。これには、法律上の要件がございまして、特に法第２条の五つの要件がございます。一つ目に、主として日常生活の用に供されるもの。二つ目に、製造過程の主要部分が手工業的であるということ。三つ目に、伝統的な技術または技法により製造されるもの。これには、技術、技法というものが100年以上の歴史性を証明できることとなっております。四つ目に、原材料が伝統的に使用されてきたもので製造されるものということでありまして、原材料につきましても100年以上の歴史性の証明が求められております。五つ目に、一定の地域にあって少なくない数の者が、その製造なり、製造に従事をしているということであります。先ほどお示しがありましたように、10企業以上、または従事者30名以上というのが少なくない数の一つの基準とされております。

現在、県の商工政策課、県伝統工芸館の方におきましても、指定を意識していただきまして、九州経済産業局との意見交換を始め、資料の収集等がなされているところと伺っております。お尋ねの山鹿市の考えにつきましては、当然のことながら、仮に指定実現となりますと、これまで多くの先人が、この地の誇り、宝として、営々と守りはぐくまれ、歴史に支えられた伝統工芸品の山鹿灯籠というものに、国指定という新たな品格を備えることになります。このことだけでも価値あることでありますが、あわせてご紹介をいただきました指定のメリット、その追求、展開のありようにおきましては、山鹿灯籠の産業化という画期的な視点での基盤をつくることにも可能性があるのではないかと認識をいたしております。加えまして、議員ご心配いただいております将来に向けた幾つかの危惧的課題、その解決の切り口にもなり得る、これも可能性を感じております。私なりに実現の見通しというものを理解するために、講演をされました吉丸良治先生にお会いをする機会がありました。

このことに対する存念をお聞きいたしましたが、これまでかかわってこられた先生の見解としましては、現在の山鹿灯籠の実現の可能性の高さというものをご示唆いただきまして、取り組むべき価値を改めて感じているところでございます。指定に関しましては、直接関係者、灯籠師組合でございますが、その方々の合意形成というものが何よりも大事でありますし、仮に指定となりますと、国・県の支援とともに、関係者の負担、市の負担も伴いますので、事前での十分な協議が必要であると考えております。

先日、市長に現在状況をお話し申し上げまして、商工観光部長に、今度のマネージを指示したところでございます。具体的にはこれからとなりますが、まず指定申し出団体となられます灯籠師組合との詰めを進めまして、県・県伝統工芸館・九州経済産業局の指導をいただきながら、国指定実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、県伝統工芸館におかれましては、県が国指定に向けて進めていただいております山鹿灯籠、八代イグサ、人吉球磨刃物の展覧会が10月５日から21日にかけ、開催の計画であることをご紹介申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

ぜひよろしくお願いします。答弁ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

議席番号７番、日本共産党の原　徹でございます。

私は、一般質問を３問いたします。１問目は、住民監査請求の監査結果について、２問目は、生活保護者世帯の暮らしについて、３問目は、全国学力テストについてでございます。

１問目の質問内容が非常に豊富でございますので、ひょっとすると１時間以内に終わらないかもしれません。そのときには、３問目の全国学力テストについては、割愛させていただきます。

質問に入る前に、資料を準備いたしましたので、議長に配付の許可をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○７番（原　　徹君）

去る６月26日、山鹿市民４名の請求人により、山鹿市部落解放同盟支部運営補助金に関する措置要求書、住民監査請求が監査委員会に提出されました。請求の理由は、同和対策事業の特別措置法は、既に失効しているのに、平成18年度も山鹿市部落解放同盟に1121万4000円の補助金を出している。これは公平な行政執行とは言えず、一部市民への優遇であり、市民への差別であるとして、総額601万6750円の返還を求めたものであります。この請求に対して、８月21日、山鹿市監査委員会は、補助金は不当な公金の支出とは認められないとして棄却したことを市民に公告しました。監査報告は、これまで私が解放同盟への補助金について、何回も何回も改善点を指摘してきたものについて、すべてを否定するものであり、このまま私は看過するわけにはまいりません。そこで、監査結果をもとに３点質問いたします。明快なご答弁をお願いいたします。

まず１点目です。部落解放同盟の証拠書類等の閲覧についてであります。申立人は、監査に当たって公金使途の正式な領収書がなければ、公正な判断はできないとして透明度の高い正式な領収書の提示を求めています。ところが、監査報告では、事実関係の証拠書類等についての項に、今回の監査をするに当たり、平成18年度当該補助にかかわる金銭出納簿の閲覧を依頼したが、協力を得ることができなかったとしてあります。

ちょっと資料をご覧ください。①であります。旧山鹿市議会では、これを指摘したことが一遍ありますので、ご覧になったと思いますが、領収書がこういうものです。つまり、右上に支部長印を押すようになっています。つまり支部長が領収書をつくる、こういうたぐいの領収書であります。市内解放同盟６支部ありますが、すべてがこの形式であります。この①をご覧ください。これは平成14年のものですが、こんな書きかえができるという。11月は、毎年30日までであります。31日はないわけです。ところが、これを見ますと、２泊３日なのに、30日、１日、２日で２泊３日なのに、31日があると思って、あるいは故意にかもしれません。３泊４日になっております。こういう領収書が、書きかえと言いますか、意図的かどうかわかりませんけども、あったわけです。もちろんこの分については、返還されたわけですけれども、こういった書きかえができるような領収書です。だから申立人は、正式な領収書、例えばホテルに宿泊したならばホテルの領収書をきちんと出してくれと、こういうことを言っているわけであります。

そこで質問します。解放同盟の６支部すべてが金銭出納簿や正式な領収書の提出を拒否したということなのでしょうか。拒否した理由は何かお答えください。また、重要な証拠書類がなければ、公正な監査はできなかったのではないかお尋ねいたします。

２点目です。部落解放同盟の諸会合への参加費の返還についてであります。申立人は、解放同盟が主催する諸会合、支部長会議とかあるいは県連会議、県委員会、全国大会、こういう会議名の参加です。その参加費用、交通費と日当がありますが、全額返還を求めています。これに対して監査委員会は、地方自治法第232条の２の地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができるとの条文を引用しているわけであります。つまり、公益性があれば補助金を出していいと、ここを強く指摘してあります。したがって、解放同盟の諸会合への参加に公益性があるかどうか、これを監査委員会は、審査し、判断しなければなりません。ところが、監査委員会は、昭和59年の神戸地裁等の判決、公益上必要がある場合の表現は極めて抽象的で判断が困難、裁量が機能する余地を否定することはできないというこの判決を取り上げて、公益性があるかどうかの判断は避けました。

そして市長は、解放同盟の諸会合の参加を公益性があるという広い概念でとらえ、裁量したと判断するとして市長側に立ち、市長の裁量権の問題としているわけであります。しかし申立人は、公益性という文言は使用しておりませんけれども、公益性がないことを二つの点から述べ、措置請求の理由としているわけであります。一つ目は、国の同和対策事業は既に終わった。すなわち５年前の平成14年３月末、地対財特法、正式に言いますと、地域改善対策事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律、これが失効しており、法律上、同和地区は消滅している。法が失効したということは、同和対策事業に全国では、多額の予算を使い、同和地区も一般地区も生活環境の格差はなくなった、だから、同和対策事業は終了したと政府が認めたということであります。この山鹿市でも、建設課では、昨年でしたか、同和住宅を一般市営住宅に移行しました。法が失効しているのに、補助金を出すことは違憲で全く公益性はないと申立人は言っているのと同じであります。

二つ目は、任意団体である部落解放同盟の諸会合参加に、市民の税金を使うのは許されない。こう述べています。特定の目的、イデオロギーを持った運動団体に市民の税金を使うべきではないということであります。部落解放同盟は、自分たちが自主的につくった運動団体であります。運動を進めるための資金や、財源は、当然自分たちの会費やカンパで賄うべきであります。ところが、解放同盟の全国大会、県連大会、支部長会議などの参加に、交通費や日当までもが総額約325万円だそう

でございますが、市民の税金から支払われております。これは一部の市民の特別扱いであり、公益性など全くない、このように主張しているわけであります。この二つの理由に対して、監査委員会はどのような見解を持たれたのか、当然見解を示す責任があります。それなのに、監査報告書には何ら触れられておりません。この二つの理由に対してどのような見解を持って判断されたのかお尋ねいたします。

３点目です。学習会、研修会参加の行動費、日当の差額返還についてであります。申立人は、学習会と研修会への参加費用の補助については、研修に値しないものもあるがとしてはいるものの、一応補助を認めております。しかしそのときに、支払われる行動費、日当が余りにも高額過ぎるということであります。市職員の旅費規程に準じてその差額の返還を求めているわけであります。約280万円だそうであります。この請求に対して監査委員会は、公務のために旅行する職員に対し、山鹿市から支給される旅費の単価2200円を基準にしているが、この単価が行動費の単価決定となる社会通念上の客観的基準とは言い難く、要綱等がない中で、社会通念としての客観的基準の認定は困難であるとして、ここでも判断を棚上げし、最後には根拠も示さずに不当な公金の支出ではないとしていたのであります。これでは、監査委員会としての責務を放棄していると言わざるを得ません。旅費規程が必要であることは以前から、私は指摘してきたことであります。しかし、それがいまだに設定されていないわけですから、市職員の旅費規程2200円を一応の判断基準にすることはだれが見ても妥当ではないでしょうか。もし仮に日当が５万円だったら、どう判断するわけでしょうか。これも監査委員会は、要綱がないから認定困難といって公金の不当支出ではないとの判断を下すのでしょうか。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

原議員の１回目の質問にお答えいたします。現在、山鹿市におきましてさまざまな団体に対しまして、各種補助金の交付を行い事業に取り組んでおるところでございますが、補助金申請を受けて、審査を行いまして、交付決定後に事業に取り組んでもらい、事業完了後には、実績報告書、決算書、それから事実証明書の添付を受け、書類審査を行いまして、補助金の確定ということで、一連の流れがございます。当然、今回の被補助団体におきましても、同様の流れに沿って補助金の確定、交付を行ったところでございます。監査委員より、被補助団体の保管する金銭出納簿等の閲覧依頼につきましては、拒否したものではなく、出納簿の整理について十分な

指導が行われておりませず、被補助団体においてそれぞれの団体が整備の状況に差異がございまして、今回の提出はできなかったということでございます。早速これにつきましては、先日金銭出納簿、それから領収書等の整理について指導したところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。今井代表監査委員。

［代表監査委員　今井　治君　登壇］

○代表監査委員（今井　治君）

おはようございます。監査の今井です。ご質問にお答えいたします。地方自治法に基づく住民監査請求とは、住民が当該地方公共団体の長等の職員について、違法、または不当な財務会計上の行為であると認めるとき、これを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。今回、ただいま述べました地方自治法の規定に基づく住民監査請求がありましたので、公正不偏の立場で監査を行い、棄却と決定しました。請求人に通知するとともに、公表いたしております。

それでは、ご質問の２点目、特別措置法が失効して５年になる。同盟は任意の運動団体であるという請求の理由に対しての公益性の判断につきまして、お答えいたします。これにつきましては、山鹿市は地対財特法の失効にかかわりなく、同和問題を含めてさまざまな人権課題の解決を市政の重要課題と位置づけ、部落解放同盟と連携をとりながら、その解決に取り組んでおります。その活動運動が広く社会へ普遍されることに公益性があると判断したものであります。

ご質問の３点目、行動費の基準を、市職員の旅費規程におくことがなぜ社会的基準にならないかという質問についてお答えします。この2200円という額は、公務のために旅行する職員に対し、勤務の対価として給料以外の費用弁償としての単価であります。勤務的対価、休業補償を含めた行動費、日当とは別に区別すべきであると判断したものであります。

次に、もし日当が２万円だったら、どう判断するのかの質問につきましては、この金額について協議をしておりません。監査請求事項以外の事柄でございますので、答弁を控えさせていただきます。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

今の答弁に対して、３点反論をしておきます。まず証拠書類等の提出拒否についてです。山鹿市内には解放同盟が６支部あります。６支部が話し合って、１支部もこの監査委員会の要請にこたえてないということです。話し合って、提出しなかった。これは拒否と言わずに何と言うのでしょうか。余りにも不誠実な態度ではないでしょうか。既に平成18年度分の実績報告、決算書、事実証明書、これらは今部長言われましたように、担当課によって書類審査も終わっているわけですから、即座に提出できるはずです。もしできなかったとしても、監査請求提出が６月26日、そして監査結果報告が８月21日、１カ月以上も期間があるわけです。時間がないなどではありません。それを拒否したものではないなどと、解放同盟を弁護するような今の答弁でございました。これでは、問題は解決しません。金銭出納簿や領収書の提出ができないということは、不正の疑いがあると言われても仕方がないのではないでしょうか。合併後市民の皆さんには、帳簿の検査や領収書などの添付が非常に厳しくなった、こういう声を聞いております。それに比べて、解放同盟に対しては特別扱いであります。正式な領収書や金銭出納簿の閲覧ができなかった状況下で、監査が公正に行われたとは言い難いわけであります。

２点目の反論は、解放同盟の諸会合の参加費の補助についてであります。山鹿市は、特別措置法の失効に関係なく人権課題の解決に取り組んでいるから公益性があるので妥当と判断した。こういう答弁でございました。法があろうとなかろうと、山鹿市民の人権を守るために取り組むのは、行政の当然の責務であります。地対財特法の失効とは、同和関係の事業には財政的な措置は必要でなくなったということであります。これ以上、同和地区に財政的措置をすれば周辺地区との間に格差が生じ、今度は逆差別が起こってしまう、こういうことです。だから、特別措置法は延長しない。財政的措置はしない。こういう意味であります。昭和45年、1970年から開始された同和対策特別事業は32年間も継続され、国と地方で18兆円とも言われる膨大な予算を使って、同和地区の生活環境を大きく改善し、部落問題の解決に前進したわけであります。

３点目の反論。学習会、研修会の日当の差額返還についてであります。職員の2200円は、費用弁償、同盟員の行動費は勤務的対価、休業補償で日当とは異なるので、不公平ではない。こういう答弁であります。このことをなぜ監査報告書で述べなかったのでしょうか。しかし、この見解は大きな誤りがあると思います。市の業務を支援する嘱託員、区長、民生委員、市から委嘱された委員さんたちだったら、

勤務的対価、休業補償、こういうものを当然考える必要があると考えます。しかし、部落解放同盟員は、市から依頼されて組織された団体ではないのです。自分たちの要求を実現させるために、自分たちで組織した運動団体です。そのような団体に勤務的対価や休業補償をどうして配慮する必要があるのでしょうか。全くないと、私は考えます。

次に、質問を続けます。会議参加費返還と研修会参加の日当の差額返還について質問していきます。監査委員会が引用してる昭和59年の神戸地裁の判決には、補助金に対する市長の裁量権について、地方公共団体の経済的状況を前提に有効な効果を期待できるか、また著しい不公正を伴わない限り、あるいは行政目的を阻害しない限りとの四つの条件を付けて、裁量権が尊重されるとしています。条件をつけているわけです。市長が裁量権を発揮できるときには、この四つの条件。その四つの条件から照らし合わせてみたいと思います。

まず、市の経済状況です。本市の財政は極めて厳しい。いつも言われております。そして、そのために社会教育団体として市が支援しております婦人会や、あるいは老人会、その他の諸団体、補助金は大幅に削られております。ところが、運動団体の解放同盟の補助金だけが、わずか10％と微減であります。特別扱いとなっているわけです。財政状況は厳しいわけですから、排除しなければなりません。

次に、有効な効果の期待。有効な効果が期待できないのであれば、補助金は出すなということです。特別措置法が失効し、生活環境の格差もなくなった現在、いつまでも解放同盟を特別扱いして補助金を交付していくことは、有効性の期待どころか、逆に周辺地区との間に新たな垣根をつくります。そして部落差別を固定化するという、全く部落差別解消どころか逆効果を招く。私は、このように考えます。期待ができないわけです。

次に、著しい不公平の問題であります。資料をご覧ください。先ほどの②、③から見てみます。②は、ちょっと年度は違いますけども、申立人から聞きましたところ、資料は監査委員会にやってしまったのでないということでしたので、17年度のしかしておりませんが、この行動費、日当のところは変わりませんので、参考にしてください。山鹿市人権教育研修会というのが毎年開かれております。山鹿市、これには1000名以上の方たちが、市民が参加している研修会であります。部落解放同盟には日当が5000円であります。社会教育課に電話で聞いてみましたところ、一般参加者はどうですか。以前は弁当を出しておりましたが、経費がありませんので、弁当も出しておりません。もちろん日当もありません。旅費もありません。これ、不公平と思いませんか。

証拠③は、山鹿市内での会合であります。日当が5000円、鹿本や鹿央から来ると

きは、車代が1000円であります。じゃあ、山鹿の学校の先生たちに聞いてみたんです。合併してどうなったかと聞いてみたら、市内出張は日当がない。そして公用車がありませんので、市役所のように自家用車を使いますが、１キロメートルにつき37円出るそうです。８キロメートル以上が550円だそうです。だから、鹿本からここまで約５キロぐらいですか、200円ぐらいつくという状況です。次のページ④でございます。熊本市内には、日当が5000円つき、交通費が3000円、車代として取ってあります。それから⑥です。解放同盟の県連旗開きというのがあります。恐らく年の初めにですね、景気をつけるためにあるんでしょう。これにも市民の税金が使われているわけです。活動費5000円、車代3000円、おまけに負担金１万円、何でしょうね、この負担金というのは。わからないです、これでは。⑦は県外に出て行った場合、これは宮崎で行われた全国の研究会でありますが、日当が7000円です。ここでは４名行っております。32万2000円も使っています。⑧は東京に出た場合です。これは全く市民とは関係ありません。部落解放同盟第63回全国大会、全く市民と関係ありません。日当１万円です。４日間ですから、４万円、日当が出るわけです。そこに、ちょっと下に書いておりました。職員の場合は2200円、我々議員は2300円、市長でさえ2300円であります。どこに行ってもですよ。東京に行っても2300円。一方、解放同盟は１万円です。こういうのを不公平と言わないのでしょうか。私は、著しい不公平が生じていると思うわけです。監査委員会は、この私の今示した領収証を見て、もう既に見ておられると思いますけれども、こういうものを不公正・不公平とは思わなかったのでしょうか。その見解を聞いて、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。今井代表監査委員。

［代表監査委員　今井　治君　登壇］

○代表監査委員（今井　治君）

ご質問にお答えいたします。神戸地裁の判決等は、ご質問になった有効性、公正、公平などを勘案して総合的に判断することとしています。総合的な判断をする場合においては、地方公共団体の長の裁量が機能する余地を否定することはできないとなっております。これは山鹿市長が行政行為について法令等が当然に予想する客観的基準に拘束されているとの判断をしたところです。すなわち、市長の合理的裁量の範囲内と考えられ、行政施策の目的性に合致していると判断したことによるものです。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

今の私の質問に答弁されていないと思いますが、今井監査委員は初めてのことなので、余り強く私も質問するわけいけないなあと、今井先生知っておりますものですから、遠慮しながら質問しているわけでございますが、しかし、あれだけ詳しい資料出しながら、それに答えていただけないというのは非常に残念であります。しかし、もう一度質問ておきます。今、領収書を資料に著しい不公平が生じている、伴っているということを私は証明したつもりです。今井監査委員、著しい不公平が伴っている、そう思われませんか。もう一度お答えください。もし、このような状況が続けば、部落差別の解消という行政目的に逆行することになる、このように私は思うわけです。いかがですか。もう一度お答えをお願いします。３回目です。最後の質問ですから、続けて質問させてください。

監査報告書には、最後に山鹿市長に対して、次の３点を強く要望しておるわけです。妥当だったけども、支出はきちんとしていたけども、市長、このようなところは直しなさい。要望ですか、勧告的な内容だと思います。３点書いてあります。１点目は、当該補助金は事業費補助金とすること。２点目は、当該補助金の使途、補助割合等を定めた交付要綱等を作成すること。３点目は、当該補助金の交付申請時においては、証拠書類となる実績報告書、収支決算書、現金出納簿、領収書、その他必要な書類を持って行うこと。こういうふうに市長に対して強い要望として出しているわけであります。

質問いたします。一つ目、強い要望は、市長に対する勧告とも取れます。不当な公金の支出はなかったとしながら、なぜ市長に対してこのように要望を出されたのか、その真意を伺いたいわけであります。二つ目は、要望事項の中の文言がよくわかりません。具体的説明をお願いしたいわけです。三つほどお願いします。この事業費補助金というのは、どういうものか。解放同盟の決算書などを見ますと、三つに分けてあります。会議費、それから二つ目が学習研修費、三つ目が子ども会費、この三つに分けてあるわけです。であれば、その事業費はどれに入るのか、ちょっとわからない。この辺の説明をお願いしたいと思います。それから補助割合、どういうことか、これもお願いします。それから領収書、領収書は先ほど示しましたが、ああいう領収書ではないと、恐らくそういうことだろうと思っておりますけども、

確認のために、お答えください。

最後に、市長に質問いたします。市長は、監査委員からのこの強い三つの要望に対してどのような見解を持っておられるのでしょうか。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。今井代表監査委員。

［代表監査委員　今井　治君　登壇］

○代表監査委員（今井　治君）

ご質問にお答えいたします。市長に対する意見につきましては、地方自治法の規定により、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため必要と監査委員の合議により認めたため、監査の結果に関する報告に添えて提出したものです。意見は、補助金に対する監査委員の一つの見識というべきもので、当該補助金の透明性の確保や適切かつ公平を期するため、市長に対して３点を強く要望したものです。要望した事項の中の文言で、事業費補助とは団体運営補助ではなく、市が公益上必要と認める事業や活動を行う団体等に対して支援、奨励するために、市の施策、要綱等により補助するという意味です。補助割合とは、作成される交付要綱等に規定する補助率ということです。領収書とは、額の確定において補助金の支出が適正か確認するための事業所等が発行する領収書ということです。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの原議員の３回目のご質問にお答えいたします。今回の住民監査請求の結果については、補助金の支出について違法性はないということでございましたが、その使途、補助金のあり方について強く要望があっておりますことに対しまして、非常に重く受け止めているところでございます。既に被補助団体と会議をもちまして、行動費のあり方については、職員の旅費規程を参考に、市民啓発に関しては、基本計画に沿った効果のある啓発について検証し、改善する方向で協議を進めております。山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例にも揚げておりますように、市民及び関係団体との連携を強化し、啓発に努めているところでございますが、悲しいことに、現在もまだ問題発言が発生している現状でございます。このことからも人権啓発は継続していかねばなりませんし、さらに市民のご協力をいただきながら、同和問題の解消に努めてまいりたいと再確認いたしておるとこでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時17分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

２問目の質問に入る前に、先ほどの答弁に対して、質問ではございません、確認という意味でしておきたいと思います。監査委員会の強い三つの要望事項の内容がかなり明らかになったと思います。

まず、事業補助費とは団体運営費補助ではないということがわかりました。それから補助割合というのは、交付要綱に規定する補助率であること。これまでのような満額補助ということは、もうないということではないでしょうか。それから三つ目は、領収書とは支部長が発行する領収書じゃなくて、きちんとした公式、正式といいますか、そういう領収書であるということであります。同時に、市長は監査委員会のこの三つの要望を重く受け止め、改善に努めるというふうに決意を述べられました。部落問題の解決に向けて一歩、二歩と前進するのではないかと思います。今回の監査請求を出された４名の方々に、勇気を持って提出されました。敬意を表したいと思います。

２問目の質問ですが、ちょっと時間があと20分もないということですので、全国学力テストの質問については割愛させていただきます。教育長、すみません。生活保護世帯の暮らしについて、質問してまいります。今日の日本は自民、公明政権の構造改革路線によって財界や大資産家は1.7兆円もの減税で、空前の利益を謳歌し、さらに法人税減税を要求し続けております。一方、国民の暮らしは、貧困と格差が社会を覆い、普通に働いてもまともな生活が送れないという人がふえ続けておるわけです。庶民増税、医療制度、介護制度の改悪で、社会保障が切り捨てられ、国民には1.7兆円もの住民税増税となっております。構造改革によって、中小企業の倒産、失業、低賃金等の犠牲にさらされ、この経済大国日本において医療難民、介護難民、ネットカフェ難民などと呼ばれる状態に追い込まれている人が増加している

わけであります。生活苦による自殺者は毎年7000人を超えるという悲惨な結果も出ております。このような状況の中で、生活困窮者にとって、最後の命綱は生活保護制度であります。生活保護法第１条には、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。このように述べてあります。この生活保護制度が機能し、セーフティーネットとなるなら、憲法第25条のすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を享受し、餓死や経済苦による自殺という痛ましい事故など起こるはずがないのであります。２点ほど質問します。このような社会状況の中で、近年、山鹿市において生活保護世帯は、どのように推移しているのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

２点目は、生活保護の申請権について質問いたします。この申請権の申し込む権利、二つの例をちょっと出してみたいと思います。一つは北九州市において、３年連続で生活保護をめぐって死亡事故が起きるという異常事態が発生しています。本年７月に餓死した61歳の男性は、慢性肝硬変で入院、生活保護を受けていたが日雇いの仕事が見つかったのを機に打ち切られました。その後も、入退院を繰り返していたものの、今度は心筋梗塞で倒れてしまったわけであります。再度生活保護の申請に行ったものの、窓口では申請をあずかることはできない。仕事を探す努力をしたなら考えます。２週間後に来てくださいと言われ、追い返されました。この男性は数カ月後、餓死しているところを発見されました。まくら元には米の飯が食いたいとのメモがあったそうであります。北九州市は30年前から、厚生労働省の直接の指導の下に、生活保護削減を進めてきた自治体だそうであります。そのために、市民の生活保護の申請権を奪ってきたことがこのような悲惨な結果を招いた最大の要因であることは明白であります。

もう一つの例を出してみます。私たち文教厚生委員会は、８月末に、山口県長門市を学校統廃合問題について、行政視察をいたしました。ここにながと市議会だよりというのを資料としていただいたわけでありますが、このあとで気がついたのですが、この便りを読んでおりまして、こういう見出しを見つけました。申請書は窓口に、平成18年12月議会の一般質問で、市民の申請権を保障するために、生活保護の申請書は窓口に置くように求めた質問がありました。その後、福祉事務所の窓口に申請書が置かれるようになりました。これは、市民の申請権を侵害しないという行政の姿勢を明確に示したものです。とあり、申請権を奪った北九州市の場合とは、全く対照的な長門市であります。

そこで質問いたします。山鹿市の場合、生活保護の申請権は保障されているので

しょうか。お答えください。二つ目です。生活保護世帯の生活基準の決め方についてお尋ねします。生活保護者にとって、一定水準以上の生活にならないよう、生活基準が設けられているということを以前から聞いたことがあります。私たちが小さい頃は、テレビも電話もだめだと、こういう基準があるということを聞いたことがあります。今どのような基準があるのか、わかりません。その基準を示していただきたいと思います。また、その基準はどこで決められるのか。山鹿市で決めるのか、県で決めるのか、国が決めるのか。その辺をご説明いただきたいと思います。

例えば基準として、電気製品の場合、ルームエアコンなどはどうなのか。テレビ、携帯電話等の使用はどうなのか。生活保護でこういうものは使えるのかどうか、お尋ねします。それから貯金です。いつかこんな記事を新聞で読んだことがあります。子どもの進学準備のためにですね、このわずかな生活保護費を少しずつ貯めて、進学の準備をしていた。しかし、それは貯金をまかりならぬと言って取られたと、引き下げられたというわけであります。生活保護者にとって、貯金はできるのかどうかお尋ねします。

それから、パートとアルバイトについてです。とにかく自立を目指せということですから、担当課としてはいつも仕事を見つけて働きなさいという指導はされておると思います。そのためには、自転車が必要だという場合もあるわけです。しかし、お金がない。自転車を購入したいが、保護費では無理なので、アルバイトで稼いだ。例えば５万円ですね、稼いだわけです。しかし、そのときの賃金が問題です。それはどうなるのか。全部収入と認められて保護費が削られるのかどうか、その辺がよくわかりません。

以上、お答え願いたいと思います。１回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

生活保護に関する質問の１点目、近年の生活保護申請件数、それから保護世帯数の推移について申し上げます。

まず申請件数でございますが、平成17年度42件、平成18年度59件、平成19年８月末現在で29件でございます。次に保護世帯数ですが、平成17年度末で214世帯、平成18年度末で215世帯、平成19年８月末で226世帯となっておりまして、年々増加傾向にございます。また申請権の保障につきましては、生活保護法第２条の無差別平等の原則に基づきまして、面接等を行いまして、お話を聞きながらですね、申請を希望される場合は、受理いたしているところでございます。

次に、質問の２点目としまして、生活保護世帯の生活基準の設定はということでございますが、生活保護の基準につきましては、国民の消費動向、それから社会情勢等を勘案しまして、当然国が決定されます。それから電化製品関係ですが、エアコン、カラーテレビ等の電化製品については、保有が認められております。それから貯金関係でございますが、既に支給された保護費のやりくりによって生じたものである場合は、その使用目的が生活保護の趣旨・目的に反しないと認められれば保有を容認できます。しかしながら、生活保護の趣旨・目的に反したり、宝石、貴金属、債権など保有が認められていない物品購入のための預貯金がある場合は、最低生活維持のために活用すべき資産とみなして収入認定を行うこととなります。

それから次に、パート・アルバイト等で得た賃金についてであります。就労収入につきましては、収入総額を社会保険料、所得税、通勤費等の必要経費を差し引いた額からさらに収入額に応じまして決まった基礎控除額がございますので、その額を差し引いて収入認定をいたします。例えば、社会保険料などの必要経費を引いた収入額が５万円の場合、基礎控除額は１万5220円で、差引３万4780円が収入認定額となるということになります。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

かなり生活保護世帯にとって余裕もあると、以前のような厳しい決まりはないような気がしているわけです。続けて質問いたします。一つだけ追加して質問しますが、通勤、通院のためのバイク使用についてお尋ねします。こんな方がいらっしゃいます。３人ほど例を挙げます。

Ａさんは、仕事を見つけて働くようにと言われ、自宅から６キロメートル程度離れた老人施設で求人があったので、面接を受けました。そこまではずっと上り坂です。自転車も使えず、公共交通機関のバスもないので、やむなく歩いて行きました。この方はバイクの免許は持っておられます。その施設で面接を受けると、ここまで歩いて来たんですかと、まずびっくりされた。ここまで通勤して来るだけで疲れてしまうから、この施設に来たらもう仕事になりません。もういいですということで簡単に断られたそうであります。

Ｂさんはホテルでパートの求人があった。しかし、通勤距離が長くて自転車ではとても無理なので、すぐ諦めてしまった。便利なこの中心街には、なかなか求人がありません。バイク使用が認められないと現在の交通状況では仕事に就けないと、こう言っております。

Ｃさんです。この人は病気で週に１回通院しておりますが、バスがなかなかないので、タクシーを使わないとだめだというわけであります。わずかな生活保護費でタクシー代を払うということは、大変なことであります。中古バイクを知人が譲ってもいいと言われたそうであります。バイク使用を許可してもらうとタクシー代が要らないと、こう言っておられます。通勤、通院目的のバイク使用は許可すべきだと思いますが、どうなっているでしょうか。

また、よかったら、これはだめだと思いますが、自家用車は買うのではなく、もらった場合はいかがでしょうか、その辺をお尋ねしておきます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

原議員の２回目の質問にお答えいたします。通勤、通院のためのバイクの使用についてでございますが、生活保護法では、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的といたしております。この自立を助長するという観点から、通勤用の単車につきましては、排気量が50ｃｃ以下であるならば、使用が認められております。また通院時につきましては、公共機関が不便であるなど使用の必要性がある場合は、認めても差し支えないと考えておりますが、個別に慎重に判断する必要があると思います。

なお、通勤用の場合、就労収入がございますので、購入費、自賠責保険、それから任意保険、燃料費など必要経費が出てまいります。その場合、収入から控除して差し支えないとなっておりますので、負担はほとんどありませんけども、通院用の場合は、これらのすべての費用が保護費から負担しなければならなくなります。そのために、その費用が生活を圧迫するおそれも考えられますし、また当然通院ということで、疾病を抱えた方になりますので、交通事故等の心配もするところでございます。

また、車の件でございますが、原則といたしまして、ただでもらっても、使用ならないということになっております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

時間がありませんので、簡単に。50ccのバイクなら認められていると、こういうことは初めて聞きました。仕事に就きたいけれども、交通機関が非常に不便であるという人が、生活保護世帯の中には何人もいらっしゃいます。今、市民福祉部長の答弁を聞きまして、私はもちろんですけども、市民の皆さん、あるいは生活保護受給者の皆さんも、今の生活保護世帯の生活基準については誤った認識を持っておられるのではないかと、そういう感想を持ちました。ぜひこのことは、市民はもちろん生活保護世帯の皆さんにもきちんと今日の部長答弁を周知徹底していただくようお願いしておきます。一応時間が来ましたので、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、平井光臣議員の発言を許します。平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

おはようございます。議席番号１番、平井光臣でございます。

発言通告に基づきまして、２点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

質疑に入ります前に、お断りをいたしておきますが、前に質問されました原議員がすばらしい声で質問をされましたけれども、私は現在声帯の治療中ということで、少し聞きづらいかと思いますけれども、お許しをいただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。まず1点目は、議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）継続費についてお尋ねをいたします。

本年度当初予算６億5203万9000円ということで予算計上されておりましたが、今回６億3213万1000円の減額補正でございます。

提案理由の説明を聞きましたところ、防衛施設庁関連の不正入札によりまして、指名停止業者が出たため、市立病院の改築工事の本年度事業に対する入札ができなくなったということでございます。当初何社程度の業者を入札に予定されていたのか、また、その中で何社の指名停止業者が対象となって入札ができなくなったのか、お伺いをいたします。

それから２点目、今回市立病院の改築事業には、このような形で影響が出たわけ

でございますけれども、そのほかの市の今年度のハード事業に対する影響が波及する可能性はないのか、以上２点、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

これより答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

平井光臣議員の議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）に関しますご質疑にお答えいたします。

１点目の防衛施設庁入札談合問題につきましては、ご承知のように60事業者を独占禁止法違反として、公正取引委員会より排除措置命令56社、課徴金納付命令51社、課徴金30億5074万円、過去に類例のない事件に厳格な処分が行われたところであります。その結果を受けまして、防衛省、国土交通省、熊本県、それぞれに最高で24カ月、最低で２カ月の指名停止措置が発表されまして、８月末に入札を予定しておりましたが、条件付き一般競争入札を公告いたしましても、参加が２ないし３社しか見込めず、競争入札の性格を損なうと判断し、延期に至ったところであります。

お尋ねの当初何社で入札予定していたのか。またその中で、指名停止措置が何社かということでありますが、建設業法の経営事項審査、数値条件で申し上げますと、おおむね33社程度を想定しておりましたが、このうち、30社程度が指名停止措置になったということであります。同規模の公共施設や市庁舎の建設を計画いたしております他の団体でも同様の対応を強いられているというところであります。市立病院の病棟等の改築につきましては、大変ご心配をおかけしております。ただ、事業の規模、また近年の医療を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、慎重を期して事に当たりたいと存じます。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申しまして、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

質疑の２点目、防衛施設庁の発注工事を巡る指名停止業者が出たことで、本市への影響はないかというお尋ねであります。今回の防衛施設庁の発注工事を巡る指名停止業者につきましては、いわゆる全国的な大手ゼネコンでございまして、本市におきましては、今年度の建築物等では特に大きな事業はございませんので、影響はないと考えております。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

全国的に影響が出ており、非常に残念なことだと思います。本来ですと、平成19年度、本年度から平成21年度までの３カ年の継続事業ということでございましたが、１年延びて平成22年度までかかるということでございます。今後はこのような不祥事が起こることなく、順調に事業が進捗し、平成22年度にはすばらしい市立病院の施設と医療体制を整えた施設として竣工を見ることができますよう期待をし、また祈念をし、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時から再開いたします。

午前11時44分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆さん、こんにちは。２番議員の北原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。しばらくの間、ご静聴をお願い申し上げます。

早速でございますけども、発言通告に従いまして、今回一般質問を一括質問にて３件させていただきます。

まず１件目、生活支援対策（セーフティーネット）について、多重債務対策でございます。自殺、夜逃げ、離婚、犯罪に結びつく要因の一つに多重債務問題があります。多重債務は個人の問題であるととらえるのか、それとも行政が積極的に市民を守るセーフティーネットとして、あるいは健全な生活に立ち直らせるトランポリン的な役割としてその使命を果たせるかどうか、市としての積極的な取り組みが望まれます。2006年12月の貸金業法の改正を受けて、新たな多重債務者の発生に対しては一定の歯止めがかかったものの、200万人を超える既存の多重債務者対策には、

きめ細かな配慮と息の長い支援が欠かせないことから、地域に密着した相談・支援体制が望まれます。ちょっと前の話になりますけども、鹿児島県奄美市では市民生活相談を担当している職員が多重債務対策に取り組んで、この活躍ぶりがＮＨＫで報道され、全国でも有名となり、多重債務対策における奄美方式として知られるようになりました。

まず担当者が親身になって相談に乗ってあげる。借入先や借金の残高、収入や家族などの生活状況を優しく聞きながら、必ず解決できる道があることを教えてあげる。必要があれば、弁護士会や司法書士会などと連携して取り組む相談体制を構築するとのことです。

それでは、質問をさせていただきます。我が山鹿市としましても、同じような取り組みをされていると思いますけども、現在の本市における多重債務に関する相談窓口の状況、並びに相談件数等についてお伺いをいたします。

次に質問をいたします２件目、３件目につきましては、所管委員会の事項でございますので、１回の質問で終わりたいと思います。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは２件目、チャイルドシートについてであります。皆様ご存じのとおりに、平成12年４月１日から施行された改正道路交通法では、バス、タクシーを除く自動車の運転手に対して６歳未満の乳幼児を同乗させる際には、チャイルドシートの着用を義務づけることになっております。子どもの命と安全を守るためでありますけども、子育ての大変な若いお父さん、お母さんにとって大変な経済負担になります。値段はいろいろとあると思いますけども、１基約５万円ぐらいからと思います。２人子どもがいれば相当な出費になります。また、里帰りしてきた孫を自分の車に乗せる場合もチャイルドシートが必要になり、子どもの体の成長に合わせて買いかえなければならないので、親にとってはかなりの負担になります。2006年、警察庁とＪＡＦ日本自動車連盟との合同調査では、６歳未満全体でその着用率は49％にとどまっているとお聞きしております。警察庁がまとめたデータによりますと、過去５年間に自動車に乗車中、事故で死亡した６歳未満の乳幼児は全国で65人、そのうち着用者は２人であります。チャイルドシートの必要性を物語っていると思います。

チャイルドシート購入に対して補助制度がある市町村も多々あります。新潟県上越市では、購入価格の３分の１を上限１万円まで市が補助されております。近くでは、ご存じのとおりに、合志市、大津町が購入に対する補助制度がございます。内容的には購入金額の２分の１、そして１万円上限という内容になっておるようでございます。

また、多くの市町村でチャイルドシートの貸出事業が行われております。購入に

対する補助制度並びに貸出事業についてお尋ねをいたします。３点の質問をさせていただきます。１点目、合併前になると思いますけども、チャイルドシートの着用が義務づけられたときの経緯についてお伺いをいたしたいと思います。２点目、市として購入に対する補助金制度についてのお考えをお伺いいたします。３点目、本市のチャイルドシートの貸出事業については、どのような体制になっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

３件目に移ります。防犯対策、子ども緊急通報装置についてお尋ねをいたします。最近のテレビのニュースや新聞等で凶悪な傷害事件から身近な窃盗事件まで犯罪報道がなされない日はないと言えるほど、日本の安全神話も崩れてしまいました。自治体の取り組みとしても東京都が治安を最重要課題として打ち出し、警察庁のキャリア官僚を副知事として迎え、都庁を挙げた強力な治安対策がとられるなど、全国各地で防犯対策の具体的な手が打たれつつあります。日本の警察では、これまで「検挙にまさる防犯なし」を基本方針に犯罪対策に取り組んできましたが、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣の激増、予想不能な暴力犯、そして多様化、高度化する犯罪発生に対して従来の手法では対応が追いつかず、検挙率も落ち込むという市民が無法地帯にさらされかねない状況に追い込まれております。欧米では、この２、30年の間に犯罪の抑制、減少傾向に転じつつあるそうですが、取組の視点を検挙から予防へ、犯罪の原因から犯罪の機会へとシフトしたところにその要因があると言われております。犯罪の発生は、その原因を取り除くことによって抑制するには限界があり、むしろ犯罪原因をなくすことができなくても、機会がなければ犯罪は実行されないという考え方が主流となりつつあるようです。つまり、この機会がなければ犯罪なしという理念に基づいた予防的方法によって犯罪を抑制することが可能となるというものであります。安全・安心なまちづくりのための防犯対策は、この予防的方法を取り入れながら、進めていくべきではないかと考えます。特に、子どもを狙った卑劣な犯罪に対しては、断固これを起こさせない対策を講じなければなりません。もちろん犯罪を取締まる部分は警察が所管するところでございますけれども、市としての対策、市民に対する啓発を通してできることはどしどし取り組んでいただきたいと強く要望するものであります。道路、公園等の街頭における犯罪防止のため、今各地でスーパー防犯灯並びに子ども緊急通報装置が普及してると聞いております。

それでは、５点に絞って質問をいたします。１点目、子ども緊急通報装置とスーパー防犯灯との違いをお伺いたします。２点目としまして、子ども緊急通報装置を仮に設置するとした場合の、１基当たりの設置金額はどれくらいなのでしょうか。３点目としまして、設置に対し補助があると聞いておりますけれども、その補助の

内容についてお知らせいただきたいと思います。４点目としまして、本市に子ども緊急通報装置を設置するお考えがありますでしょうか。５点目としまして、現在子どもを守る防犯面でどのような取り組みをされていますか、具体的にお知らせいただきたいと思います。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

北原議員の一般質問の１点目、生活支援策についてお答えいたします。多重債務関係につきましては、全国的に大きな社会問題となっていることは、議員ご案内のとおりでございます。いわゆる多重債務者は、全国で200万人を超えるとも言われております。国もこの解決のために、多重債務問題改善プログラムを立ち上げ、貸金業法の改正による上限金利の引き下げなどによる問題改善策に取り組み始めたところでございます。本市における多重債務問題につきましては、月に１回実施しております消費生活相談の一部といたしまして、消費生活地域相談員が対応をいたしております。また直接商工課へ連絡があった場合には、随時職員の方が対応をいたしている現状でございます。本市における消費生活相談は、年間約80件ございます。その中で多重債務関係が平成18年度は９件、本年度が既に６件の相談があっているところでございます。県の消費生活センターにおいても相談が受け付けられておりますが、平成18年度におきましては、消費生活相談全般で県全体でございますが、１万5737件でございます。そのうち、山鹿市が476件、多重債務関係が全体で3660件、山鹿市で102件となっております。このほかに市社会福祉協議会で実施されております心配ごと相談においても、消費生活相談や法律相談が行われており、借入金問題といたしましての相談件数が平成18年度では37件となっているところでございます。この多重債務問題につきましては、法的にも専門的な知識が必要なため、内容を聞き取り、専門機関の弁護士、司法書士の方を紹介しているのが現状でございます。今後の取り組みといたしましては、消費生活相談に際し、行政内部の他の部所とも連携するとともに、警察、弁護士会等、関係機関、連携強化を図りまして、必要に応じて専門機関等の紹介に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

チャイルドシートについてのお尋ねにお答えいたします。まず１点目のチャイル

ドシートの着用が義務づけられた時の経緯、状況について申し上げます。平成12年４月１日、道路交通法改正によりまして、６歳未満の乳幼児を自動車に乗車させる場合は、チャイルドシートの使用が義務づけられました。この法改正を受けまして、合併前の各市町でシート購入に対する補助が検討なされましたけれども、乳幼児用、それから幼児用、学童用と年齢に応じたところのシートを購入する必要になるということで、１家庭に対しまして個人の所有物にかかる補助の複数回を行うことになりますので、それぞれの市町での補助は難しいものであると考えられておりました。そのようなときに、山鹿地区交通安全協会においてチャイルドシートの貸し出しが行われることになりましたので、市民の方にはこちらの制度をご利用いただくことでご理解をいただいてきたところでございます。

次に、２点目の補助を制度化する考えはないかとのお尋ねについてでございますが、ただいま申し上げましたようなことから補助によることなく、今後とも貸出等による有効活用を進めてまいりたいと思っております。

次に３点目の貸出制度についてでございますが、今現在山鹿市社会福祉協議会と山鹿地区交通安全協議会それぞれに実施されております。社会福祉協議会では、不用になったチャイルドシートを寄付していただいたものを１カ月から３カ月程度の期間、無償で貸し出しがなされており、月に２ないし３件の利用があるということでございます。安全協会では、クリーニング代として500円の負担のみで原則として１カ月間の貸し出しをされておりまして、平成18年度55件の利用があったそうです。

また、市内５カ所の子育て支援センターでは、不用になったチャイルドシートを譲りたい方、必要なので譲り受けたい方が、センターの掲示板を利用して情報交換され、譲り渡しをされております。しかしながら、これらの制度をご存じない市民の方もいらっしゃると思われますので、乳幼児の交通事故防止や子育てしやすい環境づくりをさらに推進するために、市独自の事業ではございませんが、それぞれの社協、安全協会等と連携を取りながら、広報やまがあるいは山鹿市ホームページ等を活用して市民への情報提供に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

北原議員の一般質問の３点目、子ども緊急通報装置について５点お答えを申し上げたいと思います。警察庁におきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくり施策として、スーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置の設置の取り組みが

なされております。子ども緊急通報装置はカメラ、それから非常用の赤色灯、インターホン、非常サイレンが取り付けられておりまして、事件や事故などの緊急時にスイッチを押すことにより、県警察本部の通信司令室に直接通報でき、警察官と通話ができるほか、赤色灯が回転し、サイレンが鳴るシステムでございます。なお、スーパー防犯灯との違いにつきましては、子ども緊急通報装置が相手を映し出すカメラが１台設置されるのに対しまして、スーパー防犯灯は、全体を映し出すカメラがもう１台設置されているということでございます。したがいまして、１基当たりの単価は、子ども緊急通報装置が150万円程度に対し、スーパー防犯灯は約400万円程度と聞いております。この子ども緊急通報装置は、平成15年から国費により47都道府県に各１カ所、モデル的に設置されております。本県におきましては、熊本市の池上公園に７基設置されているところでございます。しかしながら、運用面においていたずらが懸念されるということや、事業効果がなお見えないというようなことから、熊本県警においては、今のところ今後の整備計画はないということでございます。また、スーパー防犯灯につきましても、同様の課題があるため、本県では現在のところ設置の予定はないと聞いております。したがいまして、本市におきましても、現在のところ設置予定はございません。なお、本市の防犯対策についてでございますが、現在６名の学校安全指導員を配置して、下校時の巡回を行い、児童、生徒の安全確保を図るとともに、マジックシートの配布や地域の皆様のご協力で、市内で24台の青色回転灯による防犯活動が実施されているところでございます。

さらに、子ども110当番シールを作成して、市ＰＴＡ連絡協議会により配布を行っているところでございますし、青少年育成センター推進員により、月２回の巡回活動等も実施をしているところでございます。犯罪抑止に効果を上げていると考えております。この場をお借りしまして、市民各位のご協力に心からお礼を申し上げたいと思います。今後、教育委員会といたしましては、行政はもとより幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、そして家庭、地域がそれぞれの役割を果たし連携して、「地域の子どもは地域全体で守り・育てる。」を合い言葉に、なお一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。まずチャイルドシートの件についてでございますけども、本市におきましても、交通事故から幼児の生命の安全を守るという観点から、この制度の普及定着を図る目的で、補助金の制度化について検討をお願いをしたわけでございます。先ほどの答弁では、これに対する補助制度の考えはないということでございましたので、ちょっと残念に思います。ただ、そのリサイクル制度と貸出制度の援助の分で、今後市民の皆様の負託に十分お答えできるよう、さらなる推進とＰＲをよろしくお願いします。防犯対策についてでございますけども、スーパー防犯灯並びに子ども緊急通報装置は非常に防犯対策に効果があると思っておりましたけども、先ほどの答弁の中で、熊本県内ではまだその事業効果が見えないということで、これにつきましても残念でございます。他県ではこの事業成果のあるところもあります。熊本県内でも事業効果の期待をしたいと思います。大事な子どもたちを守るために学校においてもいろんな対策等をされておりますけども、今後監視カメラ設置等のさらなる防犯対策をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、２回目の質問をさせていただきます。多重債務対策についてでございます。先ほど詳しい答弁、ありがとうございました。バブル崩壊後の日本はデフレ不況に陥り、リストラなどによる所得の減少から住宅ローンが納められない、また仕事の減少から所得が低下して消費者金融などに資金を求めて多重債務に陥る悲劇が多くあります。市民の多重債務を克服するためには、先ほど答弁にもありましたように、破産や任意整理など法的手続きを踏まなければ解決できないケースがほとんどであります。しかし、弁護士を依頼するには、費用がなく、何とかしなければならないとの思いは、いわゆる自転車操業となってさらに家計を悪化する事態を招いております。今日の社会問題ともなっている多重債務者の悲劇に対しては、行政も何らかの支援や指導をする必要があると痛切に感じる次第であります。法律扶助制度はあるものの、条件が厳しく容易に制度を利用できません。せめて、弁護士費用程度の貸し付けができる制度をつくってはいかがかと思います。貸し付けた資金が不良債権になる心配があるということであれば、行政から直接担当弁護士に貸付金を支払い、法的救済ができたならば、その後は担当した弁護士に貸付金の返済を確保してもらえば、不良債権となる比率も少ないものと考えます。何よりも法的手続きを取ることによって、多重債務者の家計負担が改善されれば、どれほどの家族が救われることでしょうか。市民を元気にするためには、このような庶民の苦しみを我が苦しみとして感じながら、支援や指導の手を差し伸べる、それが政治の役目ではないでしょうか。まじめに働く庶民を守るためにも、生活支援貸付制度をセー

フティーネットとして、先ほど申し上げましたように弁護士費用程度の貸し付けができる制度についてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。弁護士等の費用についてということでございます。現状では、弁護士等の費用に対する貸付制度はございません。国におきましては、顔の見える融資として丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談・事後の見守りを前提といたしまして返済能力が見込まれ、問題の解決がなされる場合に限り、低金利の貸付を行う制度の創設を検討がなされている状況でございます。

また、県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付などにおきましても、事前相談や事後の見守り等の充実を図り、さまざまな条件はございますが、受け皿としての活用を促進するというところでございます。今後も市や社会福祉協議会が実施しております各種相談業務との連携を取りながら、丁寧な事情の聞き取りや具体的な解決方法の検討、助言ができるよう相談体制・内容のさらなる充実の方法を図っていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

本日は、これにて散会いたします。

午後１時30分　散会

～～～

９月１１日（火曜日）

平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成19年９月11日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．芹川正美

一般質問

（１）品目横断的経営安定対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業の現在の状況について

（２）上内田川の渇水対策について（水田による人工涵養対策等について）

２．川野　功

一般質問

（１）教育関係について

①教育センターが設立して１年数カ月が経過した。現在の活動状況についてお尋ねする。

②山鹿市教育基本計画実現に向けての具体的な計画はどうなっているか。

（２）後期高齢者医療制度の周知について

①平成20年４月より後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、75歳以上のすべての人から保険料を徴収するように制度が変わる。このような大きな制度改正を今後どのように市民へ周知していくかを今までの経過とともにお尋ねする。

３．太田黒鐵郎

一般質問

（１）新しい地方公共団体の再生法制定に伴い、市長の財政運営の方針について

（２）市有林の今後の管理運営について

（３）遊休不動産の有効活用について

４．横手啓介

質　疑

（１）報告第13号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

一般質問

（１）障害者住宅改造助成金について

（２）緊急時及び時間外、休日等における対応について（主に上下水道）

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君

28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
財政課長	米加田純正君
いきがい推進課長	奥村正文君
国保年金課長	栃原昭一君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
農林整備課長	斉藤憲二君
商工課長	永田義文君
観光課長	寺崎泰和君
建設課長	緒方淳一君
水道課長	渕上富雄君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、９月７日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。芹川正美議員。

［３番　芹川正美君　登壇］

○３番（芹川正美君）

皆さん、おはようございます。議席番号３番、芹川正美です。

通告に従いまして、２点一般質問をさせていただきます。１問目の品目横断的経営安定対策事業と農地・水・環境保全向上対策事業は、関連いたしますので、同一質問とさせていただきます。この２項目は６月の議会におきまして、森川議員の方から詳しい質問をされておられますので、今回はその後の状況、そして今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

少し前置きを述べさせていただきますが、今日の農業情勢の変化は目まぐるしく変わり、農業、農政を司る農林水産大臣の２転、３転の交代劇は、農家にとっては不安な農政が続いていると懸念するところであります。そのような中で、始まっております。品目横断的経営安定対策事業と農地・水・環境保全向上対策事業は、今日の集落の役員さん、または区長さん、営農組合の方々から非常に難しい、大変ややこしい、規約なども理解できない部分が多分にあるというような声も聞いております。行政におかれまして、県の指導または通達、説明があっていると思いますが、柔軟な軽減策、方策はないだろうかと思うところです。

新聞紙面を見ますと、福岡、佐賀の両県において品目横断的経営安定対策の見直しを農政連の方々が法務大臣、県議会議長、市議会議長に要請書を提出したという記事も載っていましたし、公明党の太田代表が同じようなことを安倍総理に申し入れたという異例の記事も載っておりました。農家の切り捨て政策と訴えてありますように、そういうふうに思います。

一つの例を挙げますと、今まで麦をつくっていた人が４ヘクタール以上の耕作農地、営農組合の加入条件、つくりたいけどつくれない、こうした小規模農家または高齢農業者にとって、切り捨てと言っても過言ではないと思います。先だっての参院選においても、この変化もその影響が出ていると。地方の反乱という表現も出た

ように思われます。

質問に入りますが、今後、米、大豆、追加品目にありますが、６月議会説明後の状況、そして小規模農家加入のできなかった農家などへの対策、申請事務の簡素化などについてお尋ねをしたいと思います。

２問目の質問をいたします。上内田川の渇水対策についてお尋ねをしたいと思います。鹿本平野は上内田川の恵みによりまして、旧鹿本町稲田、中富地区、または旧山鹿市の一部、大道校区まで恩恵を受けています。大小13の堰がありまして、冬場の水を利用した蒲生の池、入道から山水を貯める広谷ダムなどもありますが、近年水量が非常に減ってまいりました。矢谷渓谷に降った雨が一気に菊池川に流れ込む状況になっていると思われます。停滞する水量、または保水力がなくなって来たのではないかとも考えられます。近年、転作率が約42％から45％にもかかわらず、約半分の水田で水不足を生じるようになってまいりました。今後、米の自由化などになったときに、いかがなものかと不安を感じるところであります。

ある紙面に熊本の八景水谷水源地が再び復活したという記事が載っておりました。熊本市小山、戸島地区に水田の湛水を行ったということですけれども、費用は大手企業の協賛という話でした。また菊鹿東部の開田に竜門ダムの水が来るようになってから、山、沢の水が多く出るようになったという話も聞いております。間接的ではございますが、その影響が出ていると感じます。そこで、鹿本平野の水不足に対して、何らかの策を少しずつでも考えていかなければならない時期が来ているのではないかと思います。内田区民の皆様の賛同をいただきますならば、水田涵養湛水を行い、涵養林の整備、そしてため池のかさ上げ改修、休耕地の保水力強化など少しずつの対応策を講じていただきますようお願いをいたしたいと思います。今後どのように考えておられるかお尋ねをしたいと思います。また、今後上内田川に限らず、山鹿市としての水利用対策、どう考えておられるか質問をいたします。明確な答弁をいただきまして、１回の質問で終わりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

芹川議員の一般質問、まず１点目、品目横断的経営安定対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業の現在の状況についてお答えいたします。平成19年度より始まっております品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策につきましては、６月議会でご答弁申し上げましたが、国の新たな食糧・農業・農村基本計

画のもとで、農政改革の大きな柱となるものでございます。この品目横断的経営安定対策は、すべての農産物が対象かと申しますと、そうではありませんで、担い手を中心とする農業構造改革が比較的遅れていると言われている土地利用型農業の米、麦、大豆などが対象となっております。この施策によって、すべての農家の作付分の麦、大豆に交付されていた助成金を、一定の条件を備えた担い手である認定農業者、地域関係者の合意による集落営農組織へ支援を行う仕組みへと変わっております。山鹿市の品目横断的経営安定対策の現在の状況につきましては、８月末現在、認定農業者91名、集落営農組織20地区の加入がなされております。各作物の８月末現在の19年産加入面積につきましては、17年度統計調査と比較いたしまして麦で461ヘクタールで87％、大豆77ヘクタールで49％、水稲384ヘクタールで16％となっており、すべてが認定農業者、集落営農組織で作付されております。加入の概要につきましては、麦の場合、認定農業者、集落営農組織ですが、大豆の場合、個別的な自己消費等の小規模栽培農家により多く生産されており、認定農業者、集落営農組織は、限られた中で加入されております。水稲の場合、個別の所得補償ではないため、農家にとってそれほどのメリットを感じておられず、加入に対し、積極的な取り組みがなされなかったようでございます。小規模農家の対策につきましては、加入したいと思われる農業者・組織でも、個人では認定農業者要件等により、組織では面積要件等により加入できない場合がございます。このような問題を解決するため、土地条件の厳しい地域、小規模経営など市町村の意見をもって本対策に加入できるよう、熊本県、国へ要望をしてまいりたいと思います。申請事務の簡素化につきましては、加入申請は毎年度実施することとされ、作目ごとや対策ごとに申請時期も異なっており、事務手続きが煩雑化しているため、農家の方々は大変戸惑っておられるようでございます。申請事務の簡素化を図っていただくことと、現場では助成金の支払いが遅いとの意見が多くございますので、仮払い制度の創設と合わせて熊本県、国へ要望してまいりたいと思っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業の現在の状況についてお答えいたします。この事業は、農業の持続的発展と多面的機能の健全な継続を図るため、農業者だけでなく非農業者も取り込んだ地域の農地・水・環境の良好の保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者による先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する事業でございます。事業主体としましては、地元で活動組織をつくっていただき、活動計画に基づき実施することを記載した協定書を市と協定を結び申請するものでございます。現在の取り組み状況としましては、活動組織119組織で、山鹿地区41、鹿北地区23、菊鹿地区19、鹿本地区19、鹿央地区17でございます。４月26日に、市と協定締結を行い、５月18日に採択申請を行ったと

ころでございます。また、取り組み面積としましては、農業振興地域の農用地面積5753ヘクタールのうち、対象面積4210ヘクタールであり、73.2％を占めております。

５月21日に、活動組織の採択決定を受けて、５月28日、交付金申請を行い、６月12日に交付決定を受けたところでございます。地元には、６月29日に交付額の50％が交付されており、今後は12月末に40％、３月末に10％が交付される予定でございます。

現在、各集落で取り組まれております主な内容といたしましては、集落内の農道、用排水路等の除草作業や空き缶拾い、農道沿いに彼岸花の植栽、耕作放棄地、雑種地を借り上げての花壇の整備、子ども会が主体となって農業用用排水路に生息する生き物調査を実施することにより、地域の水質浄化の大事さを勉強することなどが地元で創意工夫されながら取り組まれている状況でございます。

本事業は今年度より実施される事業でございますので、地元活動組織の皆様が事務内容の煩雑さに苦慮されていることも聞いておりますので、今後とも地元との連絡調整を行い、事業の成功に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の上内田川の渇水対策についてお答えいたします。上内田川は水稲の作付時期に干ばつなどにより水不足になり、限られた用水を農家の方々が回し水を行うなど大変苦労されている状況でございます。上内田川では流域の関係者により話し合いを行い、水不足の際には旧菊鹿町の広谷川ダムの開放や上流域での堰関係の用水放流などご協力をいただき、水の有効利用を行い、今日に至っております。水田の人工涵養につきましては、水稲の用水かん水とは別に新たな対策といたしまして、夏場の大雨時に作付していない水田、あるいは冬場の作付をしていない水田にかん水を行い、ダム的機能や地下水の保全として利用する方法などが考えられます。これらにつきましては、上流域の水田管理者のご理解、ご協力とともに、地下水保全として効果が得られる下流域の皆様方のご理解とご支援の両方が必要であり、今後相対的に検討を行ってまいりたいと思っております。水源の涵養林につきましては、山としてその保水力とともに清流をつくる効果が期待され、保全を図ることが重要なものとなっております。そのような効果を踏まえながら、山鹿市森林計画書の整備推進により、水・土保全林として計画的な伐採、植林を行うとともに、落葉樹などの植林を行い、水源の涵養機能と災害の防止機能に優れる森林をつくっていき、健全な森林資源の維持増進を図っていきたいと思っております。また、ため池などの施設整備につきましては、受益地での用地の確保や事業費の問題、それに絡む負担の問題など解決する課題が多く、早期の対応は難しいかと思われます。

用水不足は山鹿市のいずれの地域でも起こり得る問題であるため、一地域の問題としてではなく、山鹿市としてどのような用水利用を考えていくか、全体的に対策

を講じていく必要が求められております。現在、山鹿市農業農村森林整備事業マスタープランの策定に取り組んでおりますので、各地域の現状把握、必要性、各地域よりの意見、要望を聞き取り、農業用水計画に反映させてまいりたいと思っております。いずれの取り組みにも地域の皆様方のご理解とご協力が必要であると思われます。ともにの取り組みをお願いいたしまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○３番（芹川正美君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で、芹川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

おはようございます。14番、川野です。先日、通告しておりました２点。１．教育センター、山鹿市教育基本計画について、２．後期高齢者医療制度の周知について、を一問一答方式で質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず１問目、教育センターについて質問いたします。教育センターが設立して、１年と数カ月が経過しました。現在の活動状況についてお尋ねいたします。ご存じのように、昨年５月17日、華々しく山鹿市教育センターが設立されました。その当時の私の印象は、中嶋市長も教育を非常に熱心に言っておられるし、教育センターがどういったものか、その内容は総会の資料を見ても、いっちょんわからんばってん、教育に対する意気込みを感じるし、何かやってくれるだろうと期待感でいっぱいでした。それから１年半近く経ちますが、期待通りに活動しているとはとても言える状態ではないと思います。そこで、今幾つか疑問に感じている点がございますので、質問いたします。

まず、教育センターという組織が存在しているということについては、多くの方があまり知らないと思います。まして、その組織の中身や活動内容まで知っている人はほんの一部ではないでしょうか。教育センターはちゃんと設置要項が定められていて、法的に整備された機関ですが、市民に認識されるように広報活動は行っているのか、お尋ねいたします。

次に、教育センターは、本来家庭教育、学校教育、地域教育等を支援するものと思います。それは総会資料にも設置要項にも書いてあります。しかし現在は、学校教育振興のみに活動しているように見えます。それでは目的を十分果たす活動方針

ではないような気がします。家庭教育、地域教育こそが教育センターの実力を最も出せるところではないかと考えますが、現状をどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、教育委員会における教育センターの位置づけをもっと明確に説明していただきたいと思います。設置要項を見てみますと、山鹿市教育委員会内に置くと書いてあります。現在の組織図では、教育委員会の一部であり、特別に何か機能しているものもなく、あってもなくてもどうでもいいような状況ではないでしょうか。

教育センター要綱第４条に、所長は教育長が兼ねる。副所長は教育部長、首席審議員、山鹿市校長会長が兼ねるとなっておりますが、この人員配置というか、当て職の割り振りに問題はないでしょうか。設置要項の目的欄に、山鹿市の実態から生じる教育課題を十分捉え政策を企画し推進する機関であると書いてあります。教育センターの設置は、教育委員会の目的を達成させるために、教育委員会がみずからではできないことをサポートするために、つくった組織であるはずですが、それを同じ役職の人たちが兼任するというのは、組織でできないことを、同じその組織でカバーするということになり、矛盾していると私は思いますが、その点どうお考えでしょうか。

次に、設置場所についてお尋ねいたします。ひだまりの一部に小さな看板が上げられております。これは、教育センターがひだまりに設置されたと認識してよいのでしょうか。今後、設置場所、人員の配置の計画をお尋ねいたします。

次に、事業運営についてですが、教育センターには、運営協議会という協議会があり、運営方針、活動内容等が論議され、実行されていると思いますが、この教育センター運営協議会は、本年度何回開かれて、どういう運営方針が出されているのでしょうか。また、そのメンバー構成を教えてください。

次に、教育センター事業で唯一活動が見えているブロック制ですが、その活動内容が煩雑になり、かえってわかりにくく、効果が薄いと思います。保護者の参加もしにくくなったのではないでしょうか。具体的には、鹿本郡市教育会と教育センターの事業が重複しているのではないかと思います。以前は、陸上記録会は小体連、音楽会は教育会がそれぞれやっておりました。それがブロック制になり、陸上記録会や音楽祭をブロック制の活動に取り込みましたが、これまでの教育会の活動と教育委員会の活動を取り込み一緒にしただけの事業です。教育センターができて、オリジナルな事業はどういうものがあるのでしょうか、その点をお聞きいたします。教育センターをつくり、その事業をすることにより、教育現場がより煩雑になり、先生たちが大事な子どもたちとかかわる時間が少なくなっては本末転倒です。それでは、教育センターの趣旨が生かされないことになります。現状はそのような状態

に陥ってないでしょうか、以上、教育センターについてお尋ねいたします。

次に２問目、山鹿市教育基本計画について質問いたします。昨年度非常に多くの皆さんの参加もいただいて、山鹿市教育基本計画が策定されました。この基本計画は、平成19年度から平成23年度までの今後５年間の山鹿市教育行政の方向を示すもので、子どもも大人もすべての市民が「まほろば創世、人輝く温もりの都市やまが」の実現に向けてそれぞれの活動を通じて自分を磨き、あこがれを持たれる人、まねられる人を目指していくことを期待するものです。その計画実現に向けての具体的な計画はどうなっているのでしょうか。いつ、だれが、どこで、何をどうする。そしてその結果をどう検証するのか等について、わかりやすく一つ一つ具体的に説明していただきたいと思います。

以上、教育関係の２点、よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の一般質問の①教育センターの活動状況について、お答えいたします。

まず１点目、教育センターの設立の趣旨、目的に関する設置要項と法的な整備の点でございますが、このことについては、平成18年５月１日付の教育委員会告示で山鹿市教育センター要綱を定め、目的、事業、組織等を規定しております。それに基づき、本年度は昨年度よりもより充実した活動を展開しております。また、教育センターは学校教育振興のみになってはいないかというご指摘でございました。確かに、学校教育に関する研修を多く組んでいるのも事実であり、そういった印象を持たれているのだと思います。しかし、徐々にではありますが、家庭教育、地域教育についても研究・実践を進めているところでございます。

２点目の組織についてですが、このことについては、本年３月定例会でも答弁しておりますが、ただいま議員が申されましたように所長、副所長のもとに事務局を設置し、教育総務課、学校教育課、社会教育課が庶務を担当しております。現在のところ、学校教育関係の推進につきましては、学校教育課を窓口としております。また、家庭教育、地域教育の推進につきましては、社会教育課を窓口に主として幼園、保育園、小学校の連携の推進や家庭教育についての啓発活動に取り組んでおります。なお、教育委員会における教育センターの位置づけを明確に説明して欲しいということでございますが、現在は人・物・金、すべて二重構造になっております。よって、教育委員会の一部に位置づけているところでございますが、しかし将来は、研修関係についての企画、資料等分析からの課題の指摘や指導、助言を中心に活動

できるよう、実績を積み重ねていきたいと考えております。

３点目の設置場所についてです。本年４月、ひだまりに事務局で心を込めた手づくりの看板を掲げました。そしてまずは、社会教育指導員１名、これは常時とまではいきませんけど、配置しまして、特に教育関係者が利用したくなるようなセンターを目指しております。部屋の中には、現在各出版社の教科書類を集めております。また将来的には、ビデオライブラリー、視聴覚教材です、そういうものを整備しながら、先生たちがそこに出入りし、教材研究等もできるように、またそういうものを活用できるような方向で充実させていきたいと思っております。

４点目の事業についてでございます。最初の運営協議会は、本年度何回開催しているかとのご質問でございますが、要綱の中に、運営協議会の設置はいたしておりません。設立準備の段階では、設置を考えておりましたが、先ほど申しましたように、非常に人的にも、物的にもいろいろ障害等もございますので、教育委員会事務局員が兼務での立ち上げということで、まずは動き始めることが先決とのことから、運営協議会の項目を会議という形に変えまして、所長は目的を達成するために会議を主宰するという項目といたしました。なお、本年度の会議の回数は、事務局とブロック役員合同会議を５回開催しております。

次に、ブロック制について活動が煩雑となり、保護者が参加しにくくなったのではないかとのことですが、これまでの定例会でもお答え申し上げておりましたように、合併後の山鹿市に対する子どもたち同士の意識の高まりと地域への広がりが、できてきているということで、私どもは評価しております。本年度の水泳記録会においてもそういった状況の中での開催となり、着実に前進しているという思いを持っております。

次の教育会と教育センターの関係ですが、以前、鹿本郡市教育会はたくさんの事業を受け持っておりましたが、時代の変化に伴い、事業の見直しを行ってまいりました。例えば教育論文ということを中止しました。これは非常に教員の資質向上に大事であるということで、それを私ども教育センターが受け継ぎまして、資質向上のために継続発展させております。

また、先日の新聞にも紹介していいただきましたが、山鹿ふるさと学習会を始め、これまでの定例会でも再三紹介しましたように、指導力向上研修会等オリジナルな事業を展開しております。

最後に、教育センターの活動によって教育現場が煩雑になり、子どもたちとかかわる時間が少なくなっているのではないかとのことでございますが、活動をふやし、事業を展開していけばそういう問題に突き当たることもあろうかと思います。しかし、逆にブロック別の音楽会になったことで、音楽会に出場する学年が少なくなり、

年間計画どおりにじっくりと音楽の事業に取り組めると、そういう音楽会のための練習といいますか、どうしてもそれに出場する場合は、そこに力を入れますので、そのための練習時間が減った分、子どもたちにかかわるゆとりができたとの声もありますので、一概に教育センターの活動が、ブロック制としたことが現場を煩雑にしているとは思いません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、２点目の山鹿市教育基本計画の実現に向けての具体的な計画についてお答えいたします。子どもの教育を全市民で取り組んでいくことを重点に置き、大人は子どもにとってまねられる人、あこがれを持たれる人であることを目指した教育基本計画は市民と協働して策定してまいりました。この計画には、行政施策ばかりでなく、学校、市民や地域、団体、企業など一体となって市民自身も行うべき、全市民で取り組むべき施策が盛り込まれております。より実効性のあるものにしていくためには、まず職員それぞれがこの趣旨を理解することが必要であるということで、市民ヒアリング50回やワークショップ４回にも各担当者が参加したほか、教育部全職員の研修を２回に分けて行い、この理念や基本的な考え方についての理解の徹底を図ったところでございます。具体的な計画ですが、現在教育基本計画の方針に基づいて実施しますすべての事業について、５年間の計画書を策定しているところでございます。もちろん、計画初年度であります。本年度におきましても、市民ヒアリング等を通しまして、生涯学習に要望があった中国語講座や山鹿市の史跡、歴史を学ぶ講座、また子どもたちのスポーツ才能を伸ばす青少年アスリート事業、この事業につきましては、企業と調整しながらすでに実行に移しているところでございます。実施計画書には、事業の内容から取り組み年度、見直しの時期のほか、その年の取り組み方針を記載していくようにしております。行政はもとより、家庭や地域、市民団体、企業などがどう取り組んでいくかを検証するため、市民の方や有識者で構成する推進委員会を近々立ち上げるとともに、市民フォーラムを開催し、さらに市民と一体となった推進を図るつもりでございます。また市民の皆様には、基本計画の概要版の各家庭への配布やホームページへの掲載、また本年度新たに教育広報紙ゆめーるを発行いたしましたが、今後とも広く市民へ知らせてまいり、市民と協働して実施していくことが重要と考えているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

教育長、教育センターの組織の存在の周知の広報活動についてと、教育委員会のサポートは、教育委員会をサポートするはずの教育センターとのメンバーが矛盾しているのではないかという質問がありました。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

今、議長の方から、２点についての補足をということでございました。

まず１点は、教育センターの広報関係が弱いのではないかということでございました。これはホームページあたりをご指摘いただいておりましたけど、ちょっと今申しましたように、教育基本計画の内容すべてホームページに載せておりまして、その中に教育センターということで教職員の研修等を打ち出しておりますので、現在のところは、それが一つと、それから広報紙のゆめーるを発行しておりますので、それについて今後啓発を続けていきたいと思っております。

それから２点目の教育委員会と教育センターの人事が重なっているのは矛盾していないかということでございますけど、理想としては、本当に別が理想です。しかし現状を見たときに、これはやむを得ないということでありますので、私たちもいろんな実践を積み重ねながら、実績を残す中でそういうことをお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご回答、ありがとうございました。広報活動についてですけども、６月議会でも山鹿市のホームページに載っていないということを言いましたけども、いまだに教育センターという言葉すら載っておりません。その点は非常に残念に思っております。関係者以外は、あまり知る必要がないとお考えなのかもしれませんけども、何か困ったことがＰＴＡとか市民に起こったとき、教育センターが役に立つこともあると思います。市民に知らせることは非常に重要だと思いますので、よろしくお願いします。

新しくつくられたゆめーるで知らせるということを言われましたけども、それだけでは足りなくて、もっともっと宣伝が必要だと思います。そうすれば、みずからもっと動かなければならなくなりますので、教育センターの活性化にとっては、まず市民にどんどん知らしめるということはみずからを律する事柄に関しても非常に有効だと思いますので、その点、市民に周知徹底することを期待しておりますけども、その件に対してもう一度お答えいただきたいと思います。

現在は学校教育の振興のみに活動しているのではないかと聞きましたけども、それ以外にも今から考えているという回答でした。ただ、今の教育センターの活動と教育委員会の活動がどう違うのか、その違いが全く見えてきません。今言われたぐらいのレベルならば、別にわざわざ教育センターをつくる必要があったのか、その点が疑問に思っております。学校教育に関しては、教育センターは教育委員会と違って、上から指導するのではなく、学校と同じレベルで今先生たちは何を必要としているのかとか、どうすればもっとすばらしい授業ができるのかを分析し、助言を与えるといった動きをしていただきたいと思っておりますけども、そういう活動はされているのでしょうか。総会資料を見ると、教育委員会の事業と被ってしまい、頭が二つになっているような気がしております。それでかえって先生たちもですね、指揮権が二つあれば、混乱しますので、そういう状態になっていないかと今心配しております。

家庭教育や地域教育のスペシャリストもたくさん山鹿市にはいらっしゃると思いますので、その方々の活用等を、ぜひ検討していただきたいと思いますけども、その点に関しても再度質問いたします。

次に組織についてです、教育センターが機能していないのは、役職が兼任されていて、それぞれの方が忙しすぎるためだと思います。別々にするのが理想だということは言われましたけども、現状で忙しすぎて回らなくなっているから、いろんなことが動いていないのではないでしょうか。特にこれから学校適正化計画も本格的に始動してくるわけですから、そうなってくるとますます手が回らなくなってくるということが予想されます。せっかく教育委員会をサポートするためにつくられた教育センターですので、十分にそれを機能させることにより、仕事が分担され、山鹿市の教育行政が滞ることなく、スムーズに実行されるようになってくると思います。それをすることによって、すばらしい成果が得られると思いますので、人員はですね、忙しいからとか、理想的だけど今はできないということじゃなくて、実際動けるような配置をしていただいて、教育センターが本当に機能するように考えていただきたいと思います。

次に設置場所に関して、手づくりでひだまりに看板をつくられたということですけども、実際１名の方が配置されております。ただ、その方もいろんなほかの仕事がいっぱいあって、ほとんど現状では教育センターと看板は上がってますけども、その活動をされていない、できない状態だと聞いております。ですから、今やっている教育センターの活動は、その方ではなく、教育委員会でやっているという形になっていると思います。やはり同じ繰り返しになりますけども、専用の方を置いてしないと、本当に腰を入れた活動はできないと思いますので、ぜひその点は腰を入

れてやっていただきたいと思っております。

次に、５月16日に２回目の総会があったと聞いております。運営協議会は置かないという方針ということでしたけども、こういったセンターなどをする場合には、運営協議会を置くのが普通ではないだろうかと思っております。さっきと同じようなことになりますけども、煩雑だから、それを置かなかったということですけども、会議として５回開いたということですけども、その限られた方々で活動内容を決めてしまうわけですね。客観的に教育センターがどういうものであって欲しいかなどは限られた方だけではなくて、やっぱり協議会なんかを開いて広く一般の方からも意見を聞いて、方針を決めていった方がいいような気がしますので、その点何で運営協議会を開かなかったかということに対してですね、教育長のお気持ちをもう一度聞きたいと思います。そして、その事業計画が総会の時に承認されたのかということと、総会で19年度の事業計画が具体的な形で承認されているのかどうか、総会の時の内容をちょっとお聞きしたいと思います。ブロック制に対してはもう何遍も言っておりますので、見解の違いですので、仕方ないと思いますので、もういいです。

教育センターが事業することにより、教育現場が煩雑になり、子どもと先生が大事なかかわる時間が、少なくなっているのではということで質問しましたけども、教育センターは新しい教育課題や学校が当面する課題に対するサポート体制の整備、教育情報の積極的な発言を行う機関だと思います。それをすれば煩雑なことを要求することはないと思います。かえって、子どもたちと向き合う時間は余計取れるような形になると思いますので、上から、例えば論文をどうこうとか、そういう形ではなくて、先生たちがこうやったら本当に今の授業の質を上げられるとか、そういう先生たちの悩み相談とか、地域の悩み相談なども教育センターが受け持って、できると思いますので、そういう形の動きをしていただきたいと、要するに社会教育に関する指導とか、家庭教育に関する指導、地域教育に関する指導などはもうそれぞれにたけたすばらしい人材がいらっしゃいますので、それらの方々を必要なときに必要な場所に派遣する人材派遣業ですね、そういった形でもすれば、教育センターという形の存在の理由ができてくると思いますので、その点、今聞いた感じではほとんど教育委員会と同じ感覚で、同じようなものをやろうという気持になっておりますので、全く違う視点で教育委員会は上からですけども、教育センターは職員、市民と同じレベルで見て、どうやったら山鹿市がうまくいくかということをメインに考えてやっていくような、そんな教育センターになっていただきたいと思っております。私はただ批判しているわけではありません。本市の教育が良くなるためには、どうしたらよいかを考え、こうしたらよいのではないかと提案しています

ので、その点、誤解のないようにお願いしたいと思います。

次に２問目です。山鹿市教育基本計画について質問いたします。全体の流れは少しわかりました。最初に質問しましたように、いつ、だれが、何をどうする。そして、その結果をどう検証するのかについてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。それが具体的に答弁できる段階でないならば、まずこれだけは全力で取り組みたいと。重点項目等がありましたら、その点について詳しくお尋ねいたします。

以上、２回目よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目のご質問にお答えします。１点目の、もう少し教育センターというのを市民に知らしめるべきでないかということでございます。現在、教職員はほとんど全員わかっておるわけでございまして、それをもとに、保護者、いわゆるＰＴＡあたりもそういうのがあるということは理解しているのではなかろうかと思います。やっぱり今後とも、またさらに徹底するように、私どもとしても啓発には力を尽くしていきたいと思います。

２点目の学校教育の振興のみということでございますけども、このことも先ほど申しましたように、いろんな課がございます。教育委員会が何もかもするのではなくて、そういうほかの関係各課と連携を図りながら推進していくように、そういう方向性を見いだしていきたいと思います。

それから、３点目の教育委員会と同じではないかと、事業内容でございますが。例えばですね、教養研修会あるいは経営研修会というのは夜やっております。これは教育委員会として時間外になりますから、非常にいろいろ課題が出てまいりますけども、教育センターの事業としてするために何ら抵抗なく、また先生たちも自主参加、任意参加という形でしております。こういうところは一つのメリットではなかろうかと思います。

人材活用の件、これは最後にちょっとおっしゃいましたけど、今社会教育課の方でいろんな人材、今ちょっと聞きましたら100人ほど上がってきているということでございましたので、そういう方々の人材ブックといいますか、そういうものを使いながら、紹介していくというか、これも社会教育課が中心になろうかと思います。必ずしもセンターという形ではなくて、社会教育課の方で考えていきたいと思います。

それから５点目の、いわゆる会議が一部の者だけでないかということで、いわゆる外部評価の問題がありましたですね、運営協議会とこれ、絡めてきますけども、７番の質問と一緒になろうかと思いますけども、確かに、今全体的に学校も外部評価の動きを示しております。そういう意味で、ある時期にきましたら、やはりそういう教育センターはこれでいいかということの提案を申し上げ、ご指導いただく時期があろうかと思います。なお、現在は社会教育指導員、これは校長ＯＢが主でございますけど、本年度は一般公募しまして、２名の方入っておりますけども、そういう方々には私の方から特別にお願いしまして、教育センターの家庭教育あたりはどうあったらいいかという形での検討はしてもらって、私の方にいわゆる報告をさせていただき、またその中で活用できるものについては、私が各課に返しておるところでございます。

それから設置場所、専用の方をということでございますが、もうこれは私何回も申し上げておりますとおり、理想はそこでございます。山鹿市の教育目標が限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる児童、生徒の育成ということを掲げまして、その上に生涯学習を目指してと挙げております。最初、教育研究所が、教育センターというような発想に変わるときに、教育委員会の中でもいろんな討論をしたわけでございますけども、やはり生涯学習、限りない夢、そのあたりに教育センターの思いを込めまして、今後の教育センターの将来というか、そういうことがこの中に出ております。最終的には、そういう方向は望ましいと思いますが、現在はその設置場所を確保して、そこで内容充実という段階でございます。

それから、ブロック制については、答弁よいということでございましたけど、ちなみに鹿本郡市校長会も、今ブロック制で動いています。山鹿市のブロックに植木は植木ブロックを加えまして動いておりますので、ブロック制の動きは、これは山鹿市の教育センターだけでなくて、鹿本郡市全体がそういう大きな動きをしておるということでご理解願いたいと思います。

それから地域の悩み、これも先ほど申しましたように、いろんな各課との連携で、教育委員会だけがいろんな悩みを抱え込むことは当然できません。子どもたちに関することはもう積極的に育成センター等でも承っておるところでございますし、あるいは各学校にも親と子の相談員とかあるいはスクールカウンセラーとかそういう対応でしているところでございます。

それから、人材派遣が一つございました。これは先ほどのとおり、社会教育課の方でご了承願いたいと思います。

それと先生たちの非常に煩雑さといいますか、子どもと向かい合う時間のことでございますけど、要はもう言い古されたことでございますけど、教育は人なりと申

します。子どもにかかわる先生方が力を付けることによって、授業が非常に充実して楽しくなります。学校の中で、教師が一番多くかかわる時間は授業なんです。その授業の中で子どもたちが生き生きしてくる。それが理想だと思います。議員各位におかれましても、ずっと思い出されますと、あのときのあの先生の授業はおもしろかったとか、自分はあの先生がおったときは、学校に行くのが楽しかったとか、いろいろあるのではなかろうかと思います。だから、教師一人一人に研修を通して力を付けていくということは、引いては子どもたちにそういう授業の喜び、学ぶ喜びを植え付けるとともに、また授業の中で、学校の中で、子どもたちと先生との心の交流も十分図っていかれるものと考えております。

なお、２点目の基本計画につきましては、部長より答弁させたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

２回目の今年度の取り組みを中心に重点項目について、お答えを申し上げます。先ほどご質問の中で、おっしゃいましたように、だれが、どこで、何を、どうするというような、非常に多岐にわたっております。この計画の内容は、学校教育、社会教育、文化振興、文化財保護、それからスポーツ振興事業の大体180種類以上の施策が盛り込まれておりますので、ただいま申し上げましたように、本年度の事業を中心に重点施策についてご答弁を申し上げます。

まず社会教育における生涯学習活動の取り組みといたしまして、重点プロジェクトとして掲げております地域に貢献できることを目標としております。さまざまなテーマの講座を受講することで、豊かな人生を送るための山鹿人生大学の実現に向けて、健康や音楽など多様な講座を開設したり、新たな取り組みで暮らしやまちづくりを支援する講座を設けたりしているところでございます。

さらに、読書振興計画を策定し、読書振興や図書サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。また、本計画は子どもたちに大人が学んだことを還元するということが大きなテーマでもございまして、テレビでもご紹介いただきましたけれども、地域伝統文化の神楽の横笛コースの開設や、文化財に親しむ一環として学校や保護者会との連携による親子で参加する古代米の栽培、また先週の土曜日には国指定方保田東原遺跡で行われました、ニュースでもご紹介いただきましたけれども、第１回大道っ子ゆうべの集いなど、さまざまな活動が始まっているところでございます。学校教育におきましては、重点プロジェクトとして、学校が元気の出る独自な事業を展開する学校提案制度は、すでに学校からのさまざまな提案がなされ

ておりまして、本年度から実施する予定でございます。

また、重点事業の一つとしております子ども輝きプランの充実、それから学校の適正規模の検討など、子どもの教育環境の充実にも今あわせて取り組んでいるところでございます。

次に、主要なプロジェクトの一つでもございますテーマ別教育力向上会議というものがございます。これは子どもの体力低下について公立、私立の幼稚園、保育園、それから小学校の先生方が参加し、いのちを考えるというテーマでワークショップをもうすでに２回ほど開催しております。延べ200人を超える参加者の熱いご意見をもとに、就学前教育を中心に市長部局と連携した推進会議を立ち上げたところでございます。今後は市民と連携した事業に育ててまいりたいと、考えているところでございます。

また、地域で子どもの教育について何ができるかということを一緒に考える重点プロジェクトに地域別教育力向上会議というものがございます。この立ち上げのために、会議を担うリーダーの研修会、さらにモデル地区の選定をいたしているところでございます。この会議も同様に市民の皆様方が直接ご参加いただきまして、みずから参加し、行動していただくというものでございます。

そのほかにも、ご承知のように、今年で２年目を迎えました全市民で行うラジオ体操会、あるいは早寝、あいさつ、朝ごはん運動の取り組み、それから総合型地域スポーツクラブの推進、また先ほど教育長が答弁を申し上げましたアスリート事業や教育広報ゆめーるの発行など、今後さらに充実してまいりたいと考えているところでございます。これらの事業は、学校教育はもとより、社会教育活動、それから文化振興、文化財保護、スポーツ振興など、すべての力を子どもたちのためにという、この教育基本計画のコンセプトにつながるものでございます。市民の参加で県下に先駆けて策定いたしました本計画を、今後とも市民との協働で着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。どうぞ、ご理解、ご協力お願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。

１問目で、人材派遣は社会教育課でやっているということですけども、こういうことほどですね、いろんな課にとらわれないで、すべてに関してできる教育センターが権を持つべきだと私は思っております。

山鹿市も誕生して２年半が過ぎました。中嶋市長も教育を熱心に語られておりますし、政策にも強い意欲をお持ちだと思っております。あと１年半のうちにやっぱり山鹿市はすごい、こういうことを徹底的にやって、こういう成果が出た。これは全国に誇れる事業だというものをぜひつくり上げていただきたいと思っております。私もそのためならどんな協力でも惜しまないと思っております。そのキーポイントになるのが、この山鹿市教育センターであると、私は考えております。ぜひこの教育センターの活用をしていただきたいのですけれども、教育長の教育センターへの優先順位というか、私は教育行政でいろいろありますけれども、教育センターをまず活用することが山鹿市の教育行政が一番よくなると思っておりますけども、その優先順位が違うかもしれませんので、教育長の優先順位というのはどこら辺なのかということと教育センターに対する思いの２点を再度お聞きしたいと思います。

次に、２問目の山鹿市教育基本計画についてですけども、５年の計画ですが、もうすでに半年が過ぎました。これから計画を立てて実行するまでと考えますと、どんどん月日は過ぎていきます。つくり上げて安心しても何もならない、つくり上げた時点では何をどうするか決めていかなければ次にいけないと思います。できるだけ準備よくスムーズに実行されていかれるよう要望し、質問を終わります。この点に関しては、答弁は要りません。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

３回目のご質問にお答えします。優先順位ということでございます。ちょっと優先順位と言われましても非常に難しゅうございますけども、教育に果たして優先順位があるのかなということ、ちょっと今考えていまして、教育は百年の計と申します。あまりにも、合併した後の教育委員会に対する要望が次から次に出てきた場合、用心しないといけないのは、私たちが目新しいものを追い続ける中で、本当の教育の不易の部分が忘れられていく、それが一番怖いです。ですから、まずは学校教育、１時間１時間の授業の充実、極端に言うならば。そのあたりをしっかり私は大事にしていきたいというように思っております。それから、教育委員会はいろんな今ご

指摘をいただきましたことにつきましては、私どもも教育委員会内部で検討いたしますし、今後ある程度の計画をですね、例えば３年経ったらここまでとか、５年ではここまでだというそういう見通しというか、そういうものの中で確かなものにしていきたいと思っております。教育センターは非常にやっぱり重要なセンターであるということは思っております。それで、私どもは合併した後の山鹿市の教育委員会が、ほかの教育委員会からだめだと見られると毛頭思っておりません。いろんな会合に行きましても、山鹿市が例えば教育基本計画をつくったとこに対しては、皆さんいろんなことを聞きに来られます。また、教育センター立ち上げについてもいろんなご質問等いただいております。私どもは自信を持って今の教育行政を推進していきたいと思っておりますので、今後ともご理解の上、いろんな至らないところがたくさんありますので、この点はご指摘いただきながら、着実に慌てず、焦らず、一歩一歩山鹿の教育をつくり上げていきたいというような思いでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前11時03分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

１問目はありがとうございました。引き続き教育委員会には頑張っていただきたいと思います。

２問目、後期高齢者医療制度の周知徹底について、質問いたします。

今年の６月の後半だったか、７月に入ってからだったか忘れましたけども、近所の方から私に電話がありました。内容は、「あたたちは何ばしよっとな。」と言われたので、「何ですか。」と答えましたが、「合併して何もいいことはなかばってん、それはしょうがなかたい。ばってん、今度ばかりは許されん。私たちのごつ年金で暮らしよる者は、こがん税金が上がるなら生きていけんばい。首ばくくらなん

ごたっことば、何でするとかい。」それから10分ぐらいずっと怒られておりました。税金がいっぱい引かれた原因は国の三位一体の改革での税源移譲と定率減税の全廃が重なるからでしたが、そのことを説明してもわかってくれるわけがありません。国が決めてやっていることを市に言われても仕方のないことですが、矛盾の矛先は私や市長や市の方に向けられてしまいました。この１月から税金が下がっていることに気付いている人はあまりいなかったと思います。私も気にもとめていませんでした。一般的な収入の方は、この１月から今まで10％だった所得税率が５％になっています。半分になっているのですけども、それをあまり大きく感じていないのは、この１月からの所得税の定率減税が全廃されているからです。定率減税は故小渕恵三総理が1999年に導入した庶民のための恒久減税で、所得税の20％、上限が25万円、住民税の15％、上限が４万円を恒久的に払わなくてよいとするものでした。ところが、この定率減税が景気回復を理由に2006年に半分廃止され、今年、2007年には全廃になりました。ですから、所得税の税率は１月から下がっているのに、定率減税が全廃になったことで、実質的な増税効果になり、所得税の下がりがあまり実感できなくなったということです。ですから、１月に税金が低くなったことに気付かなかった人が多いようです。一方で、６月には住民税の税率が一般的な収入の方の場合、５％から10％に上がります。しかも今まであった住民税の定率減税も６月からは全廃されるので、住民税の値上がりと定率減税廃止の実質増税がダブルでくることになります。そこで、みんなが重税感を感じることになっているのです。全国で多くの方々が何でこんなに上がるんだと苦情の電話が各市役所に殺到したとテレビで言っていたことを思い出します。

前置きが長くなりましたが、今回の質問は、この重税感のことを聞いているわけではありません。来年の４月から新しく始まる後期高齢者医療制度について聞いております。現在は75歳、一定の障害がある場合は、65歳以上の人は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入し、老人保険制度により医療を受けております。しかし、平成20年４月からは、新たに独立した医療制度となる後期高齢者医療制度により医療を受けることになります。この後期高齢者医療制度とは、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな高齢者医療制度のことです。詳しい説明は、答弁でしていただきたいと思いますので、私からはこれ以上は言いませんが、数千円程度規模で負担がふえることは間違いないと思います。このような大きな制度改正が来年４月に行われます。市民の皆さんに必要以上に不満や不安を持たれないように、また理解していただくために今後どのようにして市民へ周知徹底していくか、今までの経過とともにお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

川野議員の後期高齢者医療制度の周知について、お答えいたします。

まず最初に、後期高齢者医療制度の概要についてご説明申し上げます。この制度は議員も述べられましたように、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、現役世代と高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度にするために、75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな医療制度でございます。主な内容を申し上げますと、都道府県ごとにすべての市町村が加入します広域連合を立ち上げ、運営の主体となって制度の運用を行います。保険給付費などの事業費負担割合でございますが、国、県、市町村の公費負担金が５割、現役世代からの支援金が４割、残りの１割を被保険者の方から保険料として納めていただくことになります。保険料の納め方につきましては、介護保険と同様に特別徴収と普通徴収がございます。それから、医療機関等にかかられた場合の自己負担でございますが、自己負担は１割の方、それから現役並み所得者の方については３割を患者本人が支払っていただくことになります。一応、概略的なことで制度についての説明いたしましたけれども、この制度の周知について申し上げます。

周知につきましては、広域連合が実施することになっておりますけども、市町村においても周知の徹底は協力しながら行っていかなければならないと思っております。広域連合の今後の周知スケジュールにつきまして申し上げます。各市町村の広報紙に掲載予定で、平成19年11月号に制度概要等の内容、それから平成20年の１月号に保険料等について、３月号で、75歳以上の方々の被保険者証引き渡し等についてを掲載して周知の徹底を図ることになっております。今申し上げました流れといいますのは、保険料等についてもまだ未定でございますので、その都度決まった時点で周知していくという形になっております。さらに、制度全般の内容について新聞広告を平成20年３月中に掲載予定でございます。その他、パンフレット及びポスター、リーフレット等を作成し、市町村で広報周知に活用するように準備が行われていると聞いています。以上が、広域連合の周知スケジュールでございます。

次に、本市の取り組み状況について申し上げます。今年の２月、広報やまがに制度の概要を掲載いたしたところでございますが、７月からこの制度について、老人クラブ連合会への説明を行いまして、また単位老人会に対しましても、制度の説明会を実施し、周知を行っているところでございます。また市嘱託員会の校区長会におきまして説明を行いまして、各地区での説明要請があれば、出向いて説明をいた

す旨のお願いをしております。とにかく、新たな高齢者医療制度ですので、今後制度全般につきまして、市民の方々に周知をし、ご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒鐵郎でございます。

私は、一般質問を３点についてお尋ねいたします。一問一答方式でございます。

まず最初に、新しい地方公共団体の再生法制定に伴い、市長の財政運営方針についてお伺いいたします。この法律は平成19年６月に交付されましたが、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を申し上げますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政破綻団体を未然に防ぐ制度である。政策の悪化状況を見極める四つの健全化判断指標を導入して、自治体の財政状況を見極めるものであり、これまで対象としていなかった特別会計等の事業会計や第三セクターの不良債務についても対象としている自治体財政への監視基準を強化することで財政危機への早期発見と健全化を促し、住民の負担を最小限にとどめるものであります。この法律は、５章と附則からなり、第１条で地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業への経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとなっております。当該計画の実施の促進を図るための行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としているというようなことでございます。どのように財政健全化、財政再建を進めるか、三つの段階に分けてみることができます。

まずは、すべての自治体は、財政を示す四つの指標を作成し、監査委員がこれを審査し、議会に報告、公表義務が課せられている。四つの指標の１は実質赤字比率、２は連結実質赤字比率、３は実質公債費比率、４は将来負担比率であり、新たに設けられたのが２と４であります。２の連結実質赤字比率は、財政規模に対する赤字の割合であり、介護保険事業などの赤字も含むものである。４の将来負担比率は、財政規模に対する将来の債務負担の大きさを示し、公社や第三セクターの債務も対象となるものであります。財政の状況が悪化し、四つの指標の一つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定が義務づけられる。いわばイエローカードのような制度であります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣や知

事が必要な勧告もできる。勧告を受けると外部監査が義務づけられる。財政状況が一段と悪化して、４を除くいずれかの指標が財政再生基準以上になるとレッドカード段階に入る。自治体は財政再生計画を策定し、外部監査を実施しなければならないということです。自主的な財政再建の基本である財政再生計画は総務大臣の同意が得られないと災害復旧事業を除く起債や収支不足額を振り替えるための再生振替特例債の発行も認められない。また財政再生団体の財政運営が再生計画に沿っていない場合は、総務大臣は予算の変更など必要な措置を勧告できるとなっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う影響でございます、総務省は同法成立後１年をかけて財政指標の基準値を設定し、各自治体の財政健全化に向けた予算編成の機会を与えるため、平成20年度の決算から適用するとしております。法案の検討過程では、財政が著しく悪化した自治体の借金棒引きを可能にする債務調整の是非も議論されたが、結論は先送りということであります。これまでの財政再建に関する法律は1955年に制定された地方財政再建促進特別措置法であった。この法律は自治体普通会計の実質収支の赤字比率だけを基準としているため、ほかの会計からの赤字を埋めれば再建団体に転落しないで済んだが、半世紀ぶりの再建法制では複数の会計間の資金のやりくり、公社や第三セクターなどの債務などにも監視の網をかけられることにより、自治体の破綻防止に一定の効果があるものと言えるということでございます。ただ、今回の法律は問題点も多く、第１に、これまで以上に国の監視が厳しくなり、中央統制が格段に強化されることである。地方分権の後退が懸念される。外部監査の義務づけなども自治体の財政自治を脅すことになりかねない。それと全国知事会などで指摘するように画一的な指標、基準で線引きされることにより地域的に多様な財政状況の反映ができないという問題があると思われる。第２に自治体の財政運営の行政サービスへの影響である。国による、地方財政の監視が強まることで、財政赤字を抱える自治体では、行政サービスの見直しや、住民への負担増などの動きが広がることが懸念されている。構造改革のもとで、自治体のリストラが実施され、住民サービスが切り詰められ、負担が増加してきたが、それに拍車をかける可能性が強いと指摘されているものでございます。地方改革、自治体リストラが加速される中で、近年の地方財政危機は放漫な財政運営だけが原因ではない。三位一体の改革等により地方交付税の削減が致命傷となり、自治体の財政運営を困難にしている。国の財政再建のしわ寄せが地方の財政危機を招いている。それと夕張市に典型的なように、地域経済が疲弊して究極の過疎化が進み、自立的な財政運営ができなくなっている格差社会が問題となっているが、地域と自治体のサイドからも格差是正に向けた取り組みが求められているところでございます。

さらに、その他のことでございますけれども、市町村財政の課題といたしましては、平成17年度決算からでございますけれども、熊本県下の市町村の財政力指数は0.37です。ちなみに山鹿市は平成17年度が0.316、平成18年度が0.343ということでございます。全国の市町村平均0.52を大きく下回り、自主財源が乏しいため、財政基盤は依然として脆弱である、そのうえ、県下市町村の地方債残高は平成17年度末で8825億円に達しており、今後その償還負担が高水準で続くことや、社会保障関係経費の自然増が見込まれることなどから、一方地方分権が実行の段階を迎えているが、地域経済の状況に応じて、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子高齢化社会への対応、循環型社会の構築、地域環境問題への対応等の重要政策課題にかかる財政需要がますます増大するものと見込まれております。

そこで、次の点に留意しつつ、市町村は財政の健全性の確保を図りながら、地域の課題に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努める必要があると考えます。１番目に、地方分権や住民ニーズの高度化、多様化に適切に対処するため、簡素で効率的な行政システムを確立すること。２番目行政改革の推進による行財政運営全般にわたる事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、外核団体の統合等、定員管理・給与水準適正化、民間委託の一層の推進。３番目に、中長期財政計画の策定による計画的な財政運営。４番目に、公営企業計画地方公社（いわゆる第三セクターを含む）を含めた全体の総合的な財政状況の的確な把握と行財政運営の効率化、健全化の推進。５番目に、課税客体、課税標準等の把握及び着実な滞納整理の推進と合わせた収納率の向上、住民負担の公平確保の観点と、受益者負担の原則に立脚した使用料、手数料等の適正化による自主財源の確保。６番目に各種施策の優先順位の厳選、財源の重点的配分と経費支出の徹底した効率化。７番目に地方債の元利償還、維持管理費等の将来の財政負担を十分に勘案した地方債及び債務負担行為の適正管理。８番目に、財政調整基金及び減債基金等の年度間調整財源の有効活用と適正な管理運営。９番目に、公共施設の新設等にあたって、既存施設の有効活用、他施設との連携等、広域的な調整を図った上での施設整備の重点化。10番目に、地域住民に対する説明責任を果たす観点から、わかりやすい財政状況の公表推進。以上のようなことが今後の大きな課題であると思いますが、市長は今回の再生法制定について、大局的な観点からどのような認識をしておられるか、また今後どのような財政運営を考えておられるか、まずお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。ただいまの太田黒議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の第１点目、平成19年６月22日公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る今後の財政運営の基本的な考え方につきまして、ご答弁申し上げます。

当法律は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。当法律の基本的な考え方は、財政状況をすべて明らかにし、規律を働かせ、早期の財政健全化・再生を図るため、自治体に経営改革を迫り、適正な財政運営の確保に努めることを主たる目的とした改正であると認識しております。現段階では、健全化基準並びに再生基準を上回らなかった自治体にあっても、将来にわたってそれが可能であるとは言い難いものがございます。おそらくは、従来型の行政手法を見直さない限り、今日のように地域経済が疲弊して、究極の過疎化が進む中にあっては、いつの時点かで多くの自治体が法の適用を受けるであろうと考えております。このことは本市においても同様でございます。

近年、経済情勢の変化とともに、地方自治体を取り巻く環境は一変しており、当法律も自治体財政の悪化に伴い、半世紀ぶりの再建法制がなされたものと認識しております。合併後３年目を迎えた山鹿市におきましても、自治体財政の環境の変化とともに、さまざまな行政課題、行政組織のスリム化、公共施設の再編整備、過疎化の進行、少子高齢化の進展、格差是正、中心市街地の活性化など多くの課題を抱えております。これらの諸課題に対して、それぞれ道筋を見出し、一つずつ確実に整理、解消すべく取り組んでまいるものでございます。その一方で、このたびの法改正を機に従来からの行政運営を見直していきたいと考えております。諸課題に対する施策については、積極的、重点的に取り組みながら、一方では、一定の事業目的を果たしたもの及び事業効果の希薄なものについては、廃止・縮減を行いながら、これからの地方分権時代、人口減少、少子高齢化社会という大きな変化に的確に対応し、地方の多様な価値観や地域に根ざした真の豊かさを実現すべく、行財政改革を加速させてまいる所存でございます。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

現在では、総合計画の中で、福祉教育などいろいろな計画がもったいないように立派に製本されてできておりますが、この計画に対する財源の裏づけはどのように考えておられるのかということでございますが、私は財源の裏づけのない計画というのは、半身不随と同じである思います。この計画は大体何％実行ができると思っておられるのか。例えば合併特例債を大体幾ら借りて、どのように使う計画を持っておられるのか。過疎債も山鹿全体にかぶっておりますけれども、これを効率的に使うのにどのような考えを持っておられるか。確実な数字はないと思いますけれども、市長のイメージプランでよございますので、伺いたいと思います。

次に市長のマニュフェストといいますか、人づくりということですが、２年半経過してどのような成果があったと思われますか。計画の中で私が一つ非常にわからないというか、どういうことを考えておられるのかというのが、「やまが子育て浪漫物語」武者のよかことができておりますけれども、その中で、１．山鹿に生まれてよかった。２．山鹿で子どもを育ててよかった。３．山鹿で暮らしてよかったというのがありますが、これに対する裏づけをどう考えておられるのか、その辺についてお尋ねいたします。それから、合併によりまして、新山鹿市の人口が６万人ということで新市が発足いたしましたけれども、現在の人口のいわゆる自然減ということで、生まれる子どもさんよりも亡くなられる方の方が多いということで、今300人から500人ぐらい自然減ということが考えられますけれども、私は10年後には５万人になるのではなかろうかということを懸念しているわけでございますが、この対策についてどのように市長は考えておられるのかお尋ねをいたします。

それから政務調査費を有効に活用しながら、いろいろな市町を行政視察して今までまいりましたけれども、先日合志市の行政視察をいたしました。その中で、市長のマニュフェストが、「子育て支援、日本一を目指す」ということです。合併後１年半になりますけれども、1300人の人口が増加した。この合志市辺りでも自然減がどしこかあっておるのは間違いありませんが、１年半で1300人増加するということは、やはりこの子育て支援日本一ということで、周辺の熊本市内から近いというせいもありますけれども、周辺でどこに住もうかと、若い人たちが思う人は、子育て支援日本一ならば合志市に行って住むのがよかろう。どういう厚い手当があるかもしれんというようなことで、やはり合志市のこういう人口がふえたのではないか

ということで、すぐそばの市でございますけれども、初めてお聞きしてたまげたわけでございます。山鹿市ももう少し活性化するように大きな政策を打ち出す必要があると思います。人づくり、人づくりといっても、人づくりには二通りあると思いますけれども、一つは、生み育てて人をふやすという人づくりと、人間性をつくるということでございますけれども、どっちも大切でございますが、市長の言われる人づくりは人間性の方であると、私は理解しておるところでございます。

それから、財政が悪いので、金がありませんというような言い方を各総合支所からもこの頃入った若い職員まで、まだ財政のことがほどよくわからない者までそういうことを言うようになってしまったということはどういうことかと言いますと、合併してよかことはなかじゃないかというようなことで、私は市民が萎縮してしまうということを感じます。それで、言葉の使い方でございますけれども、財政が厳しいのは、これは全国的なことですけれども、山鹿市はそぎゃんまでありません。しかし、やはり銭があるかというと、銭のあるわけでもないけれども、やっぱり皆さん方が少し辛抱していただいて、むだ金を使わずに、そして生きた金を使うということをやれば、まだまだ皆さん方に行政サービスができるようになりますよというような言い方をしないと、銭はないと、もうどこに行っても銭はないと言うならば、もうこれは山鹿に住んでも、いかんばいということでどんどん過疎に拍車がかかることになると思います。そういうことで、今何点か申し上げましたけれども、市長はどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のお尋ねに、お答えいたします。

私の財政運営の基本的な考え方ということでございます。先ほども申し上げましたけども、改めて基本的なところを申し上げたいと思いますし、詳細な数字等につきましては、担当部長の方から説明をさせたいと思います。

まず、財政を語る前に、私の施政方針の基本的なところを申し上げてみたいと思っております。それは、私たち行政に携わるものは、やはり市民、そこに住む６万市民の幸せ、そして将来にわたっての幸せをしっかりとつくり上げていくこと、そしてまた、私たちのふるさと山鹿市をしっかりと発展させていく、豊かな地域にする、そのことが私たち行政に課された使命だろうと思っております。それを実現して行く中で、何が基本になるかと考えますときに、それがまさに財政であろうと思うわけでございます。人で言いますならば、人の背骨、それにあたるのが財政だろ

うと、これがしっかりしてませんと、将来にわたって、人間の健康も、体力も低下しますように、実際におきましても、将来の見通しができなくなる。そんな思いをいたします。そういった非常に基本的な、また背骨となる財政であろう。このことをしっかりと認識しながら財政運営に取り組んでまいりたいと、そのように強い思いを持っておるところでございます。そしてまた、今日ただいまも議員の質問の中にございましたけども、まさに今時代が大きく変わろうとしておる、変わっている。時代であろうと思うわけでございます。少子高齢化はもちろんでございますし、地方分権社会、情報化、国際化、そういった大きな時代の変化を迎えておりますし、国、地方にあっても非常に財政状況厳しゅうございます。そういった中で、どう上げるかという判断をそれぞれの自治体がしていく、そういった時代だろうと思います。まさに地方分権社会、自分たちの自治体のあり方は自分たちで考え、決断し、そして実行し、その責任もみずからが負っていく、そういった時代だろうと思うわけでございます。そういった中で、この山鹿市におきましては、これまでの合併論議の中で、１市４町の合併、これを実現したわけでございますけども、私は先ほど合併しても何もよかことがなかという、市民の声ということもございましたけども、私は今合併して２年半経過する中で、まさに山鹿市は地域住民の市民の方々の大きな理解、決断の中で、すばらしい、タイムリーな合併をした。新しい新市が発足したと、そんな思いをいたしております。今、財政のことにつきましても、やはりこれを進めていきますには、やはり行政改革、まさに改革を実行していくことが大事であろうと思うわけでございます。そういった中で、合併した山鹿市におきましては、五つの自治体が一つになったということで新たな組織の再編、またそれを賄う定員管理のあり方、さらには、これまでの施設の有効活用をどうするかということでの施設の再編、検討も非常に可能になってまいりますし、そういった改革は非常に道筋が立てやすい状況にあるというふうに思っております。

さらに、合併に取り組んだということで、国、県も非常に力強い支援をいただいております。特例債にいたしましても、交付税にいたしましても、10年間の優遇措置があるわけでございます。新たなまた国・県の補助金等もあるわけでございます。私はそういった支援をしっかりと受けながら、この大事な10年間の中に改革と、さらには組織の再編、整備、統廃合等々を行いながら、この厳しい状況に的確に対応できるような自治体、内容を整備していくことは大事であろうと思いますし、それが可能な今回の合併である。そういった大きな意味を持つ合併であると、そう捉えていきたい。そんな思いをいたしております。具体的なあり方につきましては、先ほど太田黒議員言われましたように、10項目並べられましたけども、そういったいろんな分野に心配りながら、そしてそれを実践していく、そのことが非常に大事で

あろうと思うわけでございます。いつも申し上げますけども、山鹿市はすばらしい資源を有しております。自然や文化、歴史、そして多くの人々、まさに全国に誇れるような山鹿市をつくる、そういった素材があると思っておりますし、そういった志を持ちながら取り組んでいきたい。かつまた、そういったことに取り組む中で、小さなこと、基本的なこと、こういったことを確実に実行していく、そのことが非常に大事であろうと思っております。そういった意味からもまずは今日の厳しい社会状況、変革の時代、そういったものを私たち職員や市民の方々がしっかりとご認識いただき、そしてみずからできることはみずからやっていくんだと、そういった自主自立の精神、はたまた自助、共助、公助といったあり方、また協働お互いが持っておる力をともに出し合いながら、この自分たちのふるさとをつくっていく、そういった基本的な考え方が必要であろうと思っております。

さらに、先ほどお尋ねの財源の裏づけ、あるいは事業の状況等々につきましては、担当部長の方から説明をさせたいと思います。

人づくりの成果はどうかというお話がございます。先ほどの教育長の答弁にもございましたように、人づくり、百年の計であると思っております。そういった中で、今をしっかりと確実に取り組んでいくことが大事であろうと思っております。先ほど教育長申し上げましたように、いろんな分野で、教育センターはもちろんでございますけども、教育計画、さらにはまた基本的な本日も鹿北中学校の方に行ってまいりましたけども、早寝、あいさつ、朝ごはん、そういった基本的な生活の推進や、いろんなことから取り組んでまいっておりますし、先般も山鹿にございます中学校がコーラスの部門で全国大会二部門出場するというニュースも入っておりますし、陸上や文化的な面につきましても、山鹿市の子どもたちが非常に活躍しながら頑張っておる、そういったこともすばらしいできごととしてしっかりと見守っていく必要があろうと思っております。

さらに、「やまが子育て浪漫物語」についてでございますけども、詳細については、申し上げるのは持ち合わせておりませんが、この子育てにつきましても、いろんな角度から対策を講じております。先般もある市民の方が山鹿市の子育て支援、非常に手ぬるいのではないかと、そんな悩みと訴えをされたわけでございますけども、しかしながら、そういった中で、それぞれに保育園の支援、延長保育、病後児保育、あるいはまた教育の分野におきましては、生後３カ月からブックススタートということで、子どもたちが早い時期から本に馴染んでいく、そういった独特の取り組み、あるいは母子保健等々、さらには先般も論議に上がっておりました乳幼児医療費の就学前までの無料化等々、いろんな角度で取り組んでおる、そんな思いをいたしております。先ほど、合志市の例も挙げられたわけでございますけども、そ

ういった子育てにしっかりと力を入れていく、日本一の子育ての自治体という標榜は、やはり子育てしやすい場所にということで人がやってくる。そういうことは非常にあり得ると思っております。そういった意味からもさらにそ子育て支援、これまでも取り組んでおりますけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。人口の将来の見通し、非常に減るのではないかという中での対策でございますけども、今申し上げました子育て支援はもちろんでございますけども、何と言っても地域産業をしっかりと構築していくことが大事であろうと思っております。農業はもちろんでございます。また観光、商業ももちろんでございますけども、さらに新たな企業の誘致、そういったことが非常に大事であろうと思っております。今、九州北部に企業誘致の大きなうねりがあると思っております。そういったチャンスを的確に捉えながら、この山鹿の地に、また周辺に若者の雇用の場を確保していく、そういったことが非常に人口流出、人口を保つといった大きな要素になろうと思っております。

以上、お尋ねのあった点すべて網羅していないと思いますけど、思いを申し上げまして答弁とさせていただきます。終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

太田黒議員から、今後の財政運営について10点ほどお話がありましたけども、まさに私たちが旨としてすべき点、すべて網羅していただいておりました。その中で、これからの基本計画、基本構想実現にあたっての、財源の裏づけについてはどうかということでございました。学校施設等の再編整備、あるいは道路、農業関係、病院改築、それと庁舎など考えますと、ご意見のように財源をしっかりとしたものとして計画をする必要がございます。特に、地方債につきましては、合併特例債並びに過疎債は非常に有利な起債ではございますけれど、平成26年、10年間で特例債等の効果はなくなりますので、その間の具体的な事業については持ち合わせしておりませんが、大きく考えてみますと、特例債につきましては、合併当初、皆さんご存じと思いますが、発行額は248億円程度ございました。しかしながら、おおむね165億円程度を上限枠というふうに考えております。その165億円の大まかな割り振りでありますけれども、教育委員会の方で今考えております学校施設の義務教育の再編ですけれども、ここに100億円程度必要ではないか。それから、庁舎も30億円、40億円必要ではないか。その他25億円から30億円程度を予定しております。なお過疎債につきましては、毎年、毎年過疎計画に基づいたことで道路を中心に対応して

まいっておりますけれども、有利な起債とはいえ、いずれ地方債残高が大きくなりますので、そこら辺りは冒頭申されました財政健全化法に基づいて、非常に懸念のある案件でございます。十分留意しながら進めてまいりたいと思います。

それから人口予測についてもご意見がございましたが、一部には5万2000人程度ではないかという意見も出ておりまして、このことは先ほど自主財源の確保という視点でご意見がございましたが、人口が減少するということは、すなわち税収の減につながるということであります。なおかつ、もう既に本年度、19年度は人口減少のときになっていると思いますが、高齢化率がこの時点でおそらく33％超えるのではないか。そうしますと、納税者は減少する中で、税の使用者が増加していくという、非常に厳しい時代が待っておるというのはご意見のとおりでございます。そこらあたりの中で、市長も熱弁を振るいましたが、大きな事業もたくさん控えておりますけれども、この優先順位を大いに吟味をして、財調あるいは退職手当積立金等に少しでも長らえて、平成26年度までに新たな山鹿市が財政運営をきちんとできるように基盤をつくらねばならないというふうに感じております。特に、人事管理の問題でも職員数がおそらく平成26年には現在の職員数も、そこまでは減っておりませんが、180人程度は今の職員数から減少してくると思いますし、それが住民の皆さんにサービスの低下を招かないように、職員の能力も大いに高めていけねばならないと、そういったことを今日考えております。いずれにしましても、冒頭申されました10個のポイントについては、非常に重要な点であります。心して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

今、市長から非常に力強い、立派な答弁をいただきました。また総務部長からも将来のことにつきましも答弁いただきましたが、この財政問題、それから政策というようなことは、非常に幅広く奥深いものであるというようなことを感じます。私はまだそういうところに勉強も不足しております。今後さらに研鑽を重ねながら、この問題につきましては、折あるごとに質問をしていきたいと思います。１点目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午後０時07分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

途中で昼飯食いましたので、忘れましたが、あと18分しか時間がないということでございますので、あと２点について質問いたしますけれども、一括して質問して答弁をお願いしたいと思います。

まず２点目につきましては、市有林の今後の管理運営についてということでお尋ねをいたします。現在の市有林の総面積は939ヘクタールでございます。言うまでもなく、森林は木材の生産ということはもとより、水資源、環境問題など総合的に多面的機能を有している大切なものでございます。我々がペットや家畜や草花を育てるのと同じように愛情込めて管理をしていくことで、すばらしい美林ができ上がるわけでございます。しかし、今の管理状況を見ますと、管理から原木の販売まで一括して森林組合に丸投げ委託というようなことをしているのが現状でございます。

まず、労務班でございますけれども、森林組合の労務班はなかなか人手が不足しているということで、大分県の日田市あたりから雇用している。それからシルバー人材センターから市内の町部の商店街の親父さんあたりを雇用しておるというようなことで、枝打ちあたりにシルバー人材センターの人が行きよると、枝打ちで転けて亡くなったという人がいっぱいおるわけでございます。危ないというようなことでございますので、私はこの939ヘクタールもある市有林を大事に管理をしていくためには、市直営の労務班、いわゆる専属の労務班をつくっていただかねばならないと考えるところでございます。専属の労務班というのは、どういうことかと言いますと、考えてわかるように、同じ山を今年はだれがした。来年はまた違う人がする。そしてからその次は、今度は日田市あたりから来てする。あとはどうでもかまわないわけです。日田市あたりから時間かけて来ておいて、９時頃着いて、昼飯は

朝早く朝飯食べているから、ひだるいからもう早く食べておいて、４時過ぎには帰るというような、やり方では困るということであります。専属というのは、例えば鹿北なら鹿北の多久とか岩野とかありますけれども、例えば岩野班ということをつくるならば、女岳、男岳の何町はあなたたちが責任持ってやってくれということで、毎年同じ人が同じ山をすることによって、それに愛着も感じますし、立派に下刈りとかいろいろな管理ができていくということであります。以前は、鹿北町でもそういうことで、直営の労務班が、専属の労務班がおったわけでございますけれども、合併してから山に対する考え方が希薄になりまして、非常に今鹿北の特にお年寄りあたりは、これに困っておられるということでございます。

それから次に、労務班が不足するならば、今、建設業が非常に仕事が少なくなっているという話でございますので、建設業あたりにそういう森林労働あたりをしていただくような考えはないのかということです。

それから原木の販売でございますけれども、毎年、1000立米以上の、10000立米から森林組合に任せて販売までやっているわけでございますが、本当に森林組合が自分の木を売るという気持で売っていただかなければ、市有林だからどうでもいい、ざっと売っておくとというような考え方では非常に困るということです。現に、鹿北からも森林組合に出荷せずに熊本の市場とか、福岡の方とか出荷している人がおります。わざわざ遠くに行くということは、そっちの方が高いということではなかろうかと思いますので、その辺も研究して売り払いも、材木の販売も考えていただきたいということです。

それから次に、平成17年から、水とみどりの森づくり税というのが始まって、そして一人500円納めて、大体熊本県で２億円の金が集まるということですが、もう２年経っていますけれども、これに対してどういう事業ができたのか、山鹿市がどういうふうに恩恵を受けたのかということでお尋ねをいたします。

それから、次は登壇しませんので申し上げておきますけれども、これは議会の話でございますが、経済観光委員会で現地調査はやられていると思いますが、さらに弁当持って１週間ばかり調査されると、大概歩きますので、現地調査をしながら管理状況を指導をして、監視をしていただきたいと思いますことを要望いたしまして、２点目は終わります。３点目は遊休資産の有効活用ということでございます。これは公有財産にはご承知の通り、その用途に従って、行政財産と普通財産に分類されております。行政財産とは行政執行上の物的手段として直接使用に供する財産であり、庁舎、水道、学校、公園、道路などが典型的な例でございまして、普通財産とはそれ以外の一切の財産を言います。賃貸や売却など、その経済的価値を保全、発揮することにより、間接的に貢献する財産でございます。本来の行政目的をなくし

た行政財産につきまして、他の行政目的を執行する上での施設として活用できないかということをまず検討し、活用を図ることができない場合には、行政財産から普通財産に分類替えして、有効活用、または売却とかいうことを考えていく必要があると考えます。

そこで、今どのくらいそういう財産が賃貸とかあるかと申し上げますと、借り受けておる物件が山鹿で22件、そのうち無償が11件、鹿北で11件のうちに１件が無償。菊鹿で５件、これは有償だけです。それから鹿本で２件、１件が無償です。そして契約なし、鹿央で３件に１件が無償。いわゆる43件のうち無償が14件、それで年間の借受料が559万5000円ということになっております。

それから反対に、今度は貸し付けておる方でございますけれども、山鹿で18件のうち９件が無償でございます。鹿北が17件のうち３件が無償、菊鹿が５件のうち１件が無償。鹿本が13件のうち９件が無償。鹿央が13件のうち11件が無償。この無償というのは、公民館用地がほとんどでございますけれども、ほかにまだこれならばやっぱり無償じゃなくてもよかろうというようなところが見受けられますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

それから借地料でございますが、もう20年以上前の契約で米10俵、その頃は１万8000円以上、２万円近くしておりましたけれども、反当20万円ぐらい払って、そしてもう20年以上払っている。そうすると、始めからその田んぼを何回も買収したことと同じぐらいの金額になります。こういうのは、今の適正価格に見直す必要がありはしないか。もう要らないところは戻す。しゃにむに要るところは買うというようなことを整理して考えていただきたいと思います。

それから、これは特に鹿北の問題ですけれども、鹿北に原野としてありますが、これは大体畑地です。農地です。農地を52名に126筆貸してある。面積が159ヘクタール、これにはミカン、クリ、それからタケノコ、お茶というものが栽培されておるようでございますけれども、こういうのは早く払い下げをしなければいけないということを考えるところでございます。それで、そういうことを考えながら、いろいろ検討を重ねていっていただかなければなりませんけれども、最近目につくのが、鹿本町の保養センターですか。隣の、昔の農業共済組合の跡地とか、それから最近また発生したのは、旧消防庁舎、この消防庁舎は広域と半々ではありませんが、３反が山鹿市で、１反２畝が広域ということになっておりますので、こういうのも今発生したわけでございますけれども、研究していただかねばならないということでございます。とにかく、やはりこういうのを整理して、非常に財政は厳しい、金はないということでありますけれども、そういうむだなところは早く整理をする必要がありはしないかということでございますので、この点につきましても、所管の

委員会におきましては、やはり検討して、執行部と一体となって、一丸となって最善の方策を考えていただきたいということを要望いたします。

一応時間がありませんので、答弁をいただきまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

一般質問の２点目、市有林の今後の管理運営についてお答えいたします。

現在、市有林の総面積は、939ヘクタールございまして、民有林の模範として森林の有する多面的機能及び森林資源として総合的、かつ高度に発揮させるため、適正な管理、効率的な森林施業を行っているところでございます。

また、市有林の健全なる育成管理を図るため、林野委員会を設置し、10名体制で林業の振興を図っているところでもございます。まず鹿本森林組合の労務班につきましては、ほとんど地元から雇用しておられ、忙しい時期には市外から雇用することもございますが、基本的には林業従事者を育成する立場から、地元雇用を優先していると伺っております。

次に、市有林の労務班の市直営化についてでございますが、旧鹿北町では、以前、各集落が、公役で下刈り、枝打ち等の管理を行っておられ、その後、集落単位で構成された労務班ができたと伺っております。今後につきましては、鹿本森林組合に対して、地元雇用体制ができるよう、協議・指導を行いますとともに、林野委員会におきましても、適正な管理のあり方等について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、市有林管理業務を建設業へ委託できないかということでございますが、森林整備推進の上から、建設業への委託はできるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、市有林の木材販売についてでございますが、市有林・民有林ともに大部分は鹿本森林組合に出荷されております。鹿本森林組合の年間取り扱い材積は、平成17年度１万7122立米、平成18年度１万4759立米であり、その材積に占める市有林木材の割合は、平成17年度860立米、平成18年度1409立米となっており、２カ年平均では全体量の７％を占めているところでございます。市有林は鹿本森林組合員として出資者でもあり、県が推進する地元森林組合育成の立場から、現在鹿本森林組合に出荷しておりますが、今後、市有林出荷材としての利活用、アヤスギのブランド化に向けて販売体制を検討しているところでございます。

次に、熊本県水とみどりの森づくり税事業についてでございますが、平成17年度

から針広混交林促進事業、里山エリア事業などが開始されております。県の課税の目的としましては、水源涵養、山地災害の防止などの公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林すべてを県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、公益的機能増進を図る施策に要する経費に充てるとしております。

事業内容といたしましては、未整備森林の間伐、水源地の整備などが主なものでございますが、本地域におきましては、針葉樹、広葉樹の混交林化事業、学びの森活動推進事業、みどりの小道普及推進事業などが実施、あるいは本年度計画をされているところでございます。熊本県・鹿本森林組合などの実施主体と協議しながら、未整備森林の公益的かつ環境的機能回復を図っているところでございます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

遊休財産の有効活用についてお答えいたします。特に、その中の普通財産の活用についてでございますが、多くの施設が整備されておりまして、これは行政財産も含めての話ですが、この保有状況は類似団体と比較しましても非常に多く存在しております。初期投資のみならず、建設財源に要した起債の償還費用、維持管理費、人件費など、後年度負担を含めますと、歳出全体を圧迫している状況でございます。そのような中におきまして、既存施設の見直しは避けられない課題でございまして、行財政改革の一環といたしまして、平成18年度に財産を所管いたします関係各課の担当者による公共施設再構築推進検討委員会を設置いたしました。すべての施設は598施設になりまして、行政目的の観点からそのあり方の検討を行いまして、公共施設再編整備計画を策定いたしたところであります。基本方針としましては、一つ目に公共施設の経済的、効率的運営を図る上で施設の統廃合を推進し、施設の充実に努める。二つ目に管理運営について、民間活力の導入を図る。三つ目に利活用促進の観点から、行政が保有する意義が希薄なものにつきましては、積極的にご意見のように売却・譲渡を推進するということとしております。この方針に基づきまして、今年度から公共施設再構築推進検討委員会において、各所管課における進捗状況の報告や問題点の検討を行いながら進めていくことといたしております。

２点目の賃借物件についてお答えいたします。借受の物件につきましてはご意見のとおりでありまして、これも再編計画の中で一つ目には将来にわたり行政の事業展開上必要なものについては購入を検討する、または実施していく。二つ目に、事業の存続意義が希薄なものや、ほかの場所において事業展開可能なものについては、

借り上げを中止するということで進めてまいりたいと思っております。また賃借料の価格の問題ですけれども、合併後においてその統一はなされておりません。他市の状況も進めて見ましたけれども、なかなか基準・標準は設けてないようであります。ただし、固定資産税の評価額等を基準にその一定割合についての借る場合も、貸す場合もそれを基準としておるということは、あったようでございます。しかしながら、もう既に合併して３年になろうとしておりますので、そこらあたりの価格については、地権者の方もおられますけれども、なるべく統一できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により横手啓介議員の発言を許します。横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

こんにちは。最後の質問者になりました。今回、質疑を１点、一般質問を２点質問させていただきます。

まずは、報告第13号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について質疑させていただきます。この点は昨年も一般質問をさせていただきました。なかなか納得がいかない、何回も何回も３回も言ったんではなかろうかと思いますけども、今年議案書をもらいまして、また報告13号を見て、昨年と同様に利益を出し、また株主配当が行われておりました。昨年と一緒に施設の修繕費等はその利益の中で負担する方がいいのではないかというような考えを述べましたけども、また同じことの繰り返しになろうかと思いますけど、市としてはどのように思っているかという点で質問をいたします。

また、昨年副市長の答弁でそういった利益配当するお金があるなら、そういう修繕費で積み立てでもしたらどうかというような話を取締役会におつなぎをするというような答弁でありました。その点について、取締役会での話、またその中の取締役会の考えはどうだったのかお尋ねをいたします。

続きまして、一般質問１問目、障害者住宅改造助成金についてでございます。所管でございますので、これは１回の質問でとどめたいと思いますので、適切な回答をお願いいたします。障害者住宅改造助成金のほかにも高齢者または介護保険による助成金がございます。それぞれの特色、限度額、それと平成17年、18年における利用件数、金額をお知らせください。またこの住宅改造助成金の意義はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

２点目、これらの助成金はダブって使うことができるのか。また同じ人が何回も

使うことができるのか。例えば、障害者、高齢者、要介護者もその身体の状況が現状維持、もしくは改善されるならば何も問題はないですけども、反対に悪化する場合の方が多いと思われます。そのときにあった住宅の改造が必要になろうかと思われますけども、助成金を１回受けたらもう次はないのか。それとも何回も受けられるのかお尋ねをいたします。

３点目、障害者、高齢者、要介護者、個人個人によってその状態が違います。また住まわれている住宅も千差万別です。それぞれの家庭環境、つまり介護をする側の状況でございますけど、本当にいろんな場面、場面があるのです。しかし、現在の助成金の要項は一律になっています。例えばトイレの移動はできないとか、柱を外すことができないとか、介護する側の人間、また介護される側の人間というのは、本当にいろんな状況があり、その家の状況もいろいろでございます。もっと被介護者にあった柔軟な対応ができないものか。上げるならば、市単独の助成ができないものか、そういう点お尋ねをいたします。

続きまして、一般質問の２問目、緊急時及び時間外、休日等における対応について、主に上下水道というように銘打っておりますけれども、この上水道、下水道ともに電気、ガスと同じく市民にとっては、ライフラインであります。上水道及び下水道は山鹿市によって運営されておりますので、この上下水道の緊急時、また時間外、休日における山鹿市の対応について質問をいたします。

まず上水道でございますけど、上水道の緊急時、故障とか事故です。大体が老朽水道管の破裂等が多いですけども、そういうことなどがあった場合、行政としての対応を教えていただきたい。市民としては、どうして水が出ないのか、またなぜ濁っているのか、またいつ直るのか、もう飲めるのかといったような状況を知ることが非常に大切でございます。現在、行政としてどのような方法でその告知を行っているのか、お聞きします。時間外、休日等における対応もお答えください。

２点目に、先月の８月初旬、南島地区で水道管の破裂により断水がありました。水道局の職員、または業者の機敏な対応で、数時間で断水も解消されましたけども、そのときの対応、処置、広報活動はどのようにしたのかお尋ねします。

３点目、下水道につきましても、市役所が電話に出ないからと私のところに下水の逆流してくるとかというような電話がかかってきます。議員の皆さん、または職員の皆さんも経験されていると思います。下水道としても緊急時及び時間外、休日等の対応を教えてください。以上、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

横手議員の質疑に、お答えいたします。山鹿市水辺プラザかもとは平成11年に都市と農村の交流を通じ、農業農村の活性化に資することを目的として市が設置した施設でございます。設置者として、中長期的な維持管理費用の低減や市民サービスの維持の観点から、将来を見通した適切な施設の管理が必要であると考えております。当該施設の管理につきましては、平成18年４月１日から、株式会社鹿本町振興公社を指定管理者に指定し、平成21年３月31日までの３年間、適切な管理運営を行わせることとしております。なお、指定管理料は発生しておりません。施設は供用開始後９年目を迎え、施設の改修等が必要な箇所が生じている状況でございます。このような中、修繕費の費用負担につきましては、市と鹿本町振興公社とで締結した基本協定書において役割分担を定めているところでございます。具体的に申し上げますと、１件につき30万円以上のものにつきましては市が、30万円未満のものにつきましては、指定管理者が、それぞれ自己の費用と責任において実施することを基本としております。平成18年度の修繕等の実績につきましては、市が実施した分が雨漏り改修、街路灯改修、高圧受電設備の改修など５件で1500万円程度、鹿本町振興公社が実施した分が113件で、約910万円となっております。また、鹿本町振興公社は基本協定書に基づき、会社の営業損益にかかわらず毎年1000万円の納付金を市に対し納付することになっております。このように鹿本町振興公社は売上が前年と比べ減少する状況の中におきましても、管理運営のために必要な修繕等の実施や市に対する納付金を納めた上で、みずからの経営の中で株主に対する剰余金の分配を行っているところでございます。この点につきましては、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げる次第でございます。

今後のことでございますが、２回目となります平成21年度以降の指定管理者の選定に向けての運用面での見直しについて申し上げます。市と指定管理者の適切な役割分担のもと、将来にわたって市民サービスを安定的に提供していく観点から、施設の改修などにかかる経費の平準化や指定管理者からの使用料に相当する費用負担としての納付金の金額設定基準の見直しなど、指定管理者制度の運用全般の見直しを進めているところでございます。

続きまして、２点目に、昨年の３月定例会の意見を役員会につないでいただいたかというようなことでございます。ご指摘の内容につきましては、早速平成18年３月下旬に開催されました取締役会におつなぎをしております。その中でも検討されたところでございますが、事業体として基本協定書に基づく、適切な対応を行った上で剰余金の分配が行われたところでございます。会社の剰余金の分配につきましては、会社の安定的な経営基盤の確保に配慮しながら、会社の業績などを総合的

に判断し、決定すべきことと考えており、鹿本町振興公社におきましても、適切に対応している状況であると考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

障害者住宅改造助成金についてのご質問に、お答えいたします。

まず１点目の助成事業の目的、限度額、件数等について申し上げます。我が国の住宅は伝統的に和室と廊下の間の敷居部分や部屋の入り口に段差がございます。身体機能が低下した方々にとって、これらの段差は日常的な移動を妨げ、転倒事故を招く危険性がありますし、浴室入り口の段差や玄関の段差は、生活行為を阻む原因にもなっております。このような住宅の環境を改善して、安全を確保し、トイレや浴室への移動を容易にすることは、居住する方々が健康的な在宅生活を長く継続するために重要な意義があります。すなわち、住宅の物理的な不備を、住宅の改修によって改善し、身体状況に即した生活しやすい環境の確保や健康的な在宅生活を継続するために生活の改善を図ることが、住宅改修あるいは改造の目的でございます。住宅改造助成等につきましては、現在、山鹿市では２種類の事業を実施しております。介護保険法に基づく住宅改修費支給と熊本県実施要項に基づきます事業で、高齢者・障害者の住宅改造助成事業を行っているところでございます。助成対象者といたしまして、一つ目の事業、介護保険法に基づくものは、要介護及び要支援認定者で、支給限度基準額が20万円で、自己負担は原則１割負担でございます。

二つ目の高齢者・障害者の住宅改造助成事業は、生活が困難な方を対象にし、当該世帯の生計中心者の前年度所得税額が14万円以下の世帯に属する者であって、かつ次の要件を満たす該当者となります。その１点目としまして、要介護・要支援の認定者または65歳以上で介護認定者と同等と認められる者。２点目に、65歳未満で、身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａ１またはＡ２を所持する者であります。助成額は上限90万円となっていますが、介護保険認定者は介護保険法に基づく住宅改修費支給が優先され、差額の70万円まで助成されることになります。自己負担は所得に応じ、無料あるいは３分の１の負担となります。この２種類の事業の対象となる住宅改造は廊下、トイレ、浴室、玄関等の手すりの取り付けや段差の解消など、既存のものを改造する場合であり、新築、増築、間取りの変更などについては対象外となっております。

また障害者に対しましては、類似事業として、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付事業がありまして、障害の程度や状態により、障害に適応した手すりや

便器などの給付があります。自己負担は原則１割負担となっています。

次に、平成17年度、18年度の件数及び支給額について申し上げます。介護保険法に基づきます住宅改修は、平成17年度350件、2507万3085円です。平成18年度308件、2139万7636円でございました。次に、高齢者・障害者の住宅改造助成は、障害者の平成17年度５件、211万7000円、平成18年度３件の74万7000円、それから高齢者の平成17年度が12件で337万2000円、平成18年度９件の261万7000円でございました。

次に、２点目の助成事業はダブって使えないか、また数回の改修はできないかということの質問でございますが、まずダブって使えないかにつきましては、１点目の２種類の事業の中で説明いたしたとおりでございます。

また数回の改修はできないかということでございますが、介護保険法に基づきます住宅改修費支給の場合は、限度額20万円以内で改修が行われていれば、20万円になるまで何回も申請ができます。なお、要介護状態が著しく重くなった場合の例外として初めて住宅改修費が支給されたときの住宅改修に着工した日の要介護状態区分に比べて、要介護状態区分が３段階以上上がった場合には、それまでに支給を受けた住宅改修費の額にかかわらず、再度支給限度基準額の20万円まで支給申請をすることができますが、あくまでも例外でございますので、被保険者について１回限りということになっております。障害者・高齢者につきましては、熊本県高齢者及び障害者住宅改造助成事業実施要項に基づいておりますので、原則として１回受けましたら、以後の申請はできません。ただし、身体状況の著しい変化等により再度の住宅改造が必要との申請がある場合は、熊本県と協議の上で認められる場合もございます。

３点目の市の単独助成につきまして、議員の貴重なご意見は大変ありがたく、重く受け止めなければなりませんが、介護保険料や県の補助金を財源に事業展開をいたしておりますので、単独助成につきましては考えておりません。いずれにいたしましても、制度に基づいた個人個人のニーズにあった改修、改造を考慮しながら事業を実施してまいりたいと思っております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

一般質問の２問目の水道関係について、お答えします。先月の８月６日、月曜日でございますけども、南島地区において発生しました漏水事故の件について述べられましたが、原因といたしましては配水管本管150ミリの老朽化による破裂です。

復旧には断水が伴いましたので、市民の皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたしました。今回の漏水事故の経過及び対応でございますが、８時50分に漏水の連絡がありました。午前中に材料の在庫確認、漏水調査としての試掘を実施し、漏水箇所及び原因の確認を行いました。13時10分から水道局の広報車１台で断水の呼びかけを行いまして、13時30分より修理に着手し、また同時に配水管の洗管を始めました。14時30分頃、市民の方より広報が聞き取りにくいとの連絡がありましたので、総務課と協議し、15時10分頃、防災無線により放送を行いました。この間、給水タンクによる待機も行っております。15時35分に漏水箇所の修理が完了し、給水を開始、また復旧後の広報を17時より19時まで広報車により行い、19時には洗管を終わりました。19時20分から20時まで米田配水池の水位監視を行い、正常水位に回復いたしましたので終了いたしました。以上が、今回の漏水事故に対する経過及び対応でございます。

水道行政として、水道は市民の日常生活に直結し、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインの一つでありますので、安全・安心、そして安定した水道水の供給を基本とし、また緊急時等においても迅速に対応できるような体制で、今後も水道事業に努めてまいります。

緊急時の対応でございますが、まず一つは配水管等の漏水事故につきましては、平成18年度までは水道局で個別に修理業者に依頼をしておりましたが、業者選定に時間がかかり、修理が遅れることがありました。平成19年度より、できるだけ迅速に復旧できるようにと、水道事業指定給水装置工事の資格を有し、組合法人である山鹿市管工事業協同組合と水道施設維持管理業務委託契約を締結し、行っているところでございます。

緊急時等の連絡体制でございますが、配水管本管や個人の宅内給水管の漏水等、市民からの通報に水道局職員で24時間応対することはできませんが、本年４月より市民サービスの一環として営業時間の延長を行っております。平日の月曜日から金曜日までの午後７時までと土曜日の午前８時30分から正午までは、水道局で受付できるような体制を取っております。このことにつきましては、広報やまがや水道局のホームページ等で市民の方々にはお知らせをしておりますが、今後も随時行ってまいります。それ以外の時間帯で水道局に連絡があった場合、緊急を要する時は、水道局の留守番電話により、市役所の当直室に連絡が取れるようになっております。また、水源地や配水池でトラブルが発生した場合も警報が働いて、電話が入りますので、24時間受付できるような体制となっております。また、職員の出動につきましては、事故発生状況に応じて、現場班、広報班、給水班に分けて行っているところでございます。水道施設で断水する場合、最も多いのが、今回の漏水事故のよう

に、昭和40年代以前に布設しました配水管本管の老朽化によるものでございます。本年度におきまして、本管の調査を行い、年次計画により、布設替えを実施してまいります。

次に、断水した時の対応でございますが、復旧することが第一であると考えておりますが、事前対策や応急対策も大事なことであります。今後も断水時対応マニュアルにより、事前対策として水道施設や本管の点検、パトロールを行い、あわせて漏水事故に備え、機材や材料を確保します。そして、事故発生時連絡体制の迅速化を図ります。応急対策として漏水箇所の担当区長への連絡、防災無線や広報車による市民への周知、総務課を初め関係各課との連携、給水タンクによる待機等を行います。また市民からの問い合わせについても正確な情報を発信し、断水時の対応に努めてまいります。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

横手議員の一般質問の２点目の緊急時及び時間外、休日等における下水道の対応についてお答えいたします。

ご案内のとおり、下水道事業につきましても、水道事業同様市民生活に欠かせない役割を担う生活基盤施設でございまして、事故等がないように細心の注意を払っているところでございますし、事故等が発生いたしましても、速やかに対応をいたしているところでございます。

下水道施設のトラブルといたしましては、２通りが考えられます。一つ目が宅内排水のつまりで、二つ目がマンホールポンプのトラブルであります。宅内排水の詰まりは、使用者の原因によるおむつや油等の不適当な排水によるものと考えられます。このような場合は、市民の方から下水道課に通報があるわけでございますが、時間外や休日につきましては浄水センターの管理を委託しております会社が24時間体制で勤務をいたしておりますので、委託会社より下水道課職員に連絡が入りまして職員が出向き対応をいたしております。市役所に直接電話された場合は、当直の方に下水道課職員の緊急連絡名簿を配付いたしておりますので、そこから職員へ連絡が入ることになっております。

二つ目のマンホールポンプでのトラブルが発生した場合には、公共下水道及び農業集落排水施設のうち、非常通報装置が設置してある施設につきましては、その通報装置により、それぞれの維持管理会社に通報が入りまして、現場確認の上、担当職員に連絡報告する体制を取っているところでございます。今後このようなトラブ

ルがないよう、市民の方に広報や環境便で適正な排水をお願いするとともに、連絡先につきましても、随時広報等に掲載し、迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

議長。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

ご答弁、ありがとうございました。質疑に関しましては、昨年もしまして、また同じ答弁でしたので、もうこれでやめておきます。

一般質問の２点目、緊急時における対応ということで、水道局また下水道課とそれぞれに対応がなされているのは、よくわかりました。また、その広報に関しまして、それがうまく機能しているかなと思うと、なかなか首をかしげたくなるところでございます。山鹿市の状況におきましては、核家族化が進み、大家族の時代には、家族のだれかが知っていれば、それが家族全体に情報が流れたわけですけども、今は一人暮らしとか、共稼ぎとかで、本当に各家庭に情報が行き渡るのが、非常に伝達がしにくい状況にあります。特に、今回の南島地区の断水におきましては、猛暑の中に、みんな窓を閉め切ってクーラーをつけているわけですけども、家の中には防災無線や広報車の音が聞こえずに、また平日の昼であったために、仕事に出かけて家にはいない。帰ってきたら水が濁っていたというようなことで、全くその情報が入らない状況という家が非常に多かったというふうに聞いております。上下水道に限らず、このような緊急時の情報の伝達というのは非常に大切なものであります。山鹿市としてその情報の伝達に対しまして早急の対応が必要ではないかと考えられますが、執行部として何か考えはないか、施策はないのかお聞きをいたします。

２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

緊急時の防災行政無線等による広報について、お答えいたします。

現在は、ご承知のように、防災無線は窓を閉めていると聞こえにくいということで今日までご批判を何件かいただいております。この防災無線につきましては、山鹿地区、鹿本地区が屋外放送によるものでありまして、鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区におきましては、宅内放送によるオフトーク通信により行っております。今申し上げましたように、個別受信機を設置しておりませんので、なかなか聞き取りにくい状況になっておりまして、今後このような事態に対処し得ますように、屋内外を問わず、市民すべてが放送内容をお知りになることができるように、行政内部の情報システムの連携強化を図りながら、防災行政無線のシステム再構築に努めていかなければなりません。既に、基本設計を策定いたしましたので、鹿本地区同様、山鹿地区においても全戸の個別受信機設置ということをやってまいりたいと思います。またオフトークの地区に関しましても、屋外の拡声個局を新設して、市内全域をカバーする体制にしたいと考えております。個別のエリア放送のみの放送も対応可能となるようなシステム構築を図ってまいりたいと思います。この事業につきましては、平成20年度から、できれば着手してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、横手議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を集結いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２、委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第86号を除く全案件は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

午後２時24分　散会

～～～

９月２１日（金曜日）

平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成19年９月21日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第75号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）

議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について

議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第19号　乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第75号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））
議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第77号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）
議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について
議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第19号　乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　意見書案第２号　道路整備予算の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書

○

出席議員（30名）

１番	平	井	光	臣	君
２番	北	原	昭	三	君
３番	芹	川	正	美	君
４番	藤	原		豊	君
５番	立	山	秀	木	君
６番	立	山		隆	君
７番	原			徹	君

8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君

病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
財政課長	米加田純正君
福祉課長	富田辰郎君
農林企画課長	戸次由夫君
観光課長	寺崎泰和君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　議案第75号～議案第86号

認定第１号～認定第15号

陳情第19号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、認定、陳情及び議案第86号の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議案第75号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）

議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について

議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第19号　乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書

○

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案３件、認定５件でございます。９月12日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。まず議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。公営住宅行政の課題でございます市営住宅の老朽化問題につきまして、旧山鹿市の鍋田団地、臼塚団地、浦田団地、それと旧鹿本町にございます録田団地、鬼丸団地を視察し、住宅課長から入居状況、老朽化の現状等について詳細な説明を受けました。鬼丸団地以外は、いわゆる耐用年数というのが30年でありますが、耐用年数を大幅に10年、15年上回っております。いわゆる老朽の市営住宅でございます。入居者の方も大変高齢化をしまして、お年寄りお一人で住んでおられるところ、お年寄りお二人で住んでおられるところ、そのような状況が大変目につきました。相当老朽化をいたしておりますが、４年計画ということで、屋根の改修がなされておりました。ただ、市営住宅が、新しくなって、それで

今の家賃で入居できればいいわけですが、４万円、５万円という家賃はなかなか支払うのが困難だという、そのような悩ましい問題も抱えておるようでございます。建設部を中心とした執行部、そして議会、それぞれに英知を結集いたしまして、この公営住宅の老朽化の対策に取り組んでいかなければならない、そのような思いを強く持ちました。

午後１時30分から委員会を再開、議案審査をいたしました。

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第80号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成18年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成18年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第15号　平成18年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず、閉会中の所管事務調査について、ご報告を申し上げます。

当委員会は６月27日、午前10時より議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催し、市立病院事業（施設整備事業）につきまして調査を行いました。

次に７月25日、午後１時30分より、議員控室におきまして、委員全員出席のもと

関係職員の出席を求め委員会を開催し、小・中学校規模適正化等協議会の協議等の進捗状況につきまして調査を行いました。

次に８月22日、午後１時30分より議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催し、乳幼児医療費助成制度（現物給付）につきまして調査を行いました。

続きまして、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案５件、認定６件、陳情１件であります。その審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。当委員会は、９月13日・18日の両日に本庁舎３階会議室におきまして、午前10時より委員会を開催し、委員全員出席のもと執行部より関係職員の出席を求め、付託案件の審査を行いました。

議案第75号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号））原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）この件につきましては、反対討論があり、採決した結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成18年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成18年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第14号　平成18年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第19号　乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書、原案

のとおり採択すべきものと決しました。

なお、閉会中の所管事務調査といたしまして医師不足、診療体制、起債の償還等の懸案事項を抱えております市立病院の施設整備事業について、それから現在協議・検討が進められております養護老人ホームの再編、小中学校規模適正化計画の２件について、並びに少子化対策（乳幼児医療費助成制度について）以上４件を調査することを決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は、議案２件、認定５件であります。

去る９月14日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

その結果についてご報告いたします。

まず、議案審査に先立ち、現地調査を行いました。最初に広域基幹林道の西岳不動岩線、平成10年着工、本年度平成19年度完了予定、総事業費19億7900万円、約延長延べ17.5キロの調査を行いました。終点の下内田から入り、起点の鹿北町四丁へと向かい、途中３カ所のがけ崩れによる災害箇所があり、今後の対策、復旧計画について、担当職員より説明を受けました。この立派な道路が今後の林業振興に大きな期待をしたところでございます。

次に、山鹿市全部で約40カ所ございますけれども、その中に点在します市有林約939ヘクタールの大半を占めます鹿北町の調査を行いました。森林の委託管理の状況、市有林地の中の市道、いわゆる林道の整備状況について、担当職員の説明を受けましたけれども、点在していることと、何せ広すぎて把握するのが難しく、閉会中の所管事務調査として、改めまして市有林の現地調査を全員で、職員も交えまして調査するということに決定いたしました。

午後１時30分より委員会を再開、議案の審査を行いました。

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、

原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号、第10号、第11号、第12号については、一括議題として審査いたしました。

認定第９号　平成18年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成18年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成18年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成18年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案６件、認定２件であります。９月19日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず議案審査に先立ち、現地調査をいたしました。広域農道を連結する道路新設改良事業の市道青井千田線を視察、緒方建設課長から丁寧な説明を受けました。

次に、熊本県の重要文化財指定を受けている鹿央町霜野の康平寺を視察、地元老人クラブで結成されている旅先案内人の方から詳細な説明をいただきました。

次に、鹿央地区の岩原、赤米生産グループが栽培されております古代米、赤米を現地にて視察、その後サイクリングターミナルで昼食をし、帰庁いたしました。

午後１時30分に委員会を再開し、案件の審査をいたしました。その審査の結果についてご報告いたします。

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿植木広域行政事務組合の規約の一部変更について）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第78号　政治倫理の確立のための山鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　山鹿市土地開発公社定款の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成18年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

平井光臣議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

おはようございます。

議席番号１番、平井光臣でございます。先ほど永田文教厚生常任委員長より、所管議案についての可決承認のご報告がございましたが、議案第84号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）につきまして、少しお尋ねをしたいと思います。

この議案第84号の減額補正につきましては、先の本会議で減額に至った経緯について、担当部長より詳しいご答弁をいただいたところでございます。しかし今後、高齢化社会を迎えるにあたり、この市立病院の改築工事や医療体制の整備という点につきましては、山鹿市民の関心も非常に高いように思います。いよいよ来年度より本格的な改築工事が行われるということでございます。

そこで、お尋ねをいたします。今後の運営について、あるいは医師の確保について、それから改築にあたりましては、多額の起債を借り入れるわけでございますが、その償還等について、いろいろ十分審議が委員会の中で行われておると思います。本来ですと、委員会の傍聴に行けばよかったわけですが、来れませんでしたので、この議案第84号について審議の内容をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いし

ます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

ただいまの平井光臣議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、確認でありますけれども、議案第84号につきましては、先ほど報告したとおりでありますし、当然平井議員もその内容は理解した上でのご質問だと思いますので、委員会で山鹿市整備計画に伴いますいろんな委員さん方からのご質問等がありました。その内容をご報告したいと思います。

実は、病院整備事業、改築工事が当初計画よりもかなりずれ込んできたのは、皆さん方、ご案内のとおりであります。10月下旬の公告、12月下旬の入札という報告をいただいているところでありますが、当初計画から現在までに至る間に市立病院、医療体制を取り巻く環境は非常に変化をしてきております。そういう今後の整備計画につきまして、本当に委員から長時間質問が出ました。13日に質疑を承りまして、18日に再度その質疑に対して報告をしてくれということで、２日にかけて審議をしました。内容を少しおつなぎ申し上げたいと思いますけれども、まず第１番目には、平成18年度の決算が非常に苦しい決算になる見込みだということであります。

それでは、新年度、19年度の決算はどういう見込みでありますかという問いがありました。２番目には、医師が不足している。これは全国的にそうでありますけれども、山鹿市立病院の場合は、平成18年度は20名でスタートしたわけでありますけれども、平成19年９月１日現在で15名、もう１人減るという報告も受けておりますけれども、今後の医師確保の戦略見通しというのはどういうものですかというお尋ねをしました。

３番目でありますけれども、当初計画、起債の償還計画でありますけれども、当初計画からずれ込んだわけですから、当然起債償還計画も変わるわけでありまして、その内容についてどういうものがありますかということであります。

それから４番目には、現在の医療体制、15名でありますけれども、臨時、熊大から派遣等の先生方もお招きしながらやっている。診療体制はどういうものでありますかということであります。それから５番目には、一番問題になります建物の現状、耐震構造上問題はないのか、そこら辺の報告をしてくれということであります。

それから６番目には、当然改築後平成22年末になると思いますけれども、診療体制、いかなる診療体制で進んでいくのかということであります。それから７番目には、小児医療、小児科拠点病院という話をしてありましたけれども、小児科の先生

が現在常勤はおられないということでありまして、非常勤でお手伝いをいただいているわけでありますけれども、小児科医療に対してどういう考えを持っておりますかということ。８番目に、最近国の施策がいろいろ変わってますけれども、そういう形の変化をしてますかっていうお尋ねをしました。

それから９番目、最後には、17年度、18年度の決算を見て、平成36年度には、累積赤字が累積黒字に転化をするというお話でありますので、平成36年度までの損益計算、起債償還、そういう明細を提示してくれというような投げかけをしました。18日に、この問題点について口頭ではなく文書回答でお受けをいたしました。その後、いろんな質問が出ましたけれども、特に10月下旬まで時間があるんだと、もう少し慎重に検討していただくわけにはいけないだろうかという質問も出ました。執行部からも当初計画を仮に変えるとすれば、いろんな方法がある。しかし、それには違った課題、問題点、リスクが絡むという問題点も発生するし、慎重にこれは審議しないといけないという理解を私どもはしました。それによって、先ほど申し上げましたとおり、再度閉会中の所管事務調査として残したというのが結果であります。

私ごとで申し訳ございませんが、今市立病院に行きますと、15名の先生たちに非常にしわ寄せが来ている。ご苦労なさっている。それから院長ほか、部長もおいでになっていますが、基本的な計画を進めるために非常に努力をされているというのが、ひしひしと感じるわけでありまして、そういった中から、私ども文教厚生委員会は、10月下旬まで延びたのだから、もう少し皆さん方の苦しみをおさえてやるようなことはないのかという心からですね、いろんな厳しい質問をされているものだと、私は確信をしております。ただ、最後に、特にこの議案につきましては、改築期間が延長するということでありまして、当然年割額を改めるものでありますし、そのことを捉えまして、再度改築までの間に医師、看護師、事務部、すべて接遇を含め、さらなる職員の意識改革等経営努力を強く求めました。

また医師不足は続いており、我々委員会も将来に向けて本当に心配している中でありますけれども、所管委員会としても、また議会においても、執行部からの報告があっていなかったと、今後は適宜報告、協議をすることを強く要望しまして、議案を可決したわけであります。以上で、報告終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

どうも、ありがとうございました。詳しくご説明をいただきました。この市立病院の改築工事や医療体制の整備というのは、先ほども申しましたように、非常に市民の関心も高いようでございます。今後一層、施設の整備とともに、医療機能を高めていただきたいと思います。私も議員の１人として、この案件につきましては、十分関心を持ってまいりたいと思っております。これで、終わります。

○議長（高野誠二君）

ほかに、質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。原　　徹議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

７番議員、日本共産党の原　徹です。私は認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定反対、陳情第19号　乳幼児医療費完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書に対して、賛成採択を表明して討論に参加いたします。

初めに、認定第１号　平成18年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてでありますが、この中の同和行政の決算部分についてだけは認定できません。認定第１号は、平成18年度決算の一括採決ですので、もし反対しなければ誤った同和行政を認めることになりますので、反対を表明するわけであります。

それでは具体的に２点から反対理由を述べます。１点目は社会福祉総務費についてであります。この中に、部落解放同盟運営補助金1121万4000円が歳出されております。まず、この補助金が社会福祉費として扱われること自体、なぜなのかと私には不可解であります。私は一般質問で、部落解放同盟支部運営補助金に関する監査報告を取り上げました。市民がこの補助金は不公正な税金の使い方だとして601万6750円の返還を求めたのに対して、私も資料として領収書を提示し、さらに著しい不公平・不公正が伴っていることを証明したつもりであります。

ところが、監査委員会は、この著しい不公正に目をつぶり、市長の裁量権だけを認め、不当な公金の支出はないとの判断を下しました。しかしながら、市長への意

見として三つの強い要望を出し、補助金の見直しを求めております。監査委員会がこの見直しを求めたこと自体、補助金が不当であったことを証明しているのではないでしょうか。さらに、今回の一般質問では触れませんでしたが、本年３月議会で私の質問に対して森市民福祉部長は、平成19年度から日当や旅費を次のように減額すると答弁されております。日当は九州外は１万円を7000円に、九州内は7000円を5000円に、県内は5000円を3000円に、旅費については、鹿本郡市内は1000円を500円に、山鹿市内は1000円を旅費なし、ゼロ円に。また宿泊費は、山鹿市の旅費規程を採用して、甲地が１万900円、乙地は9800円としております。また東京、大阪へは５万円以内のパック旅費と、このように答弁されておるわけであります。監査委員会は不当な公金支出ではない。市の旅費規程は客観的基準にはならないなどの判断をしましたが、しかしながら執行部は、既に不当性を認めて、平成19年度から市の旅費規程を採用し、不十分ながらも日当の減額も実施したわけであります。このことからも監査委員会の判断は誤りだったと言えるのではないでしょうか。このような決算を認めるわけにはいきません。

２点目は社会教育総務費についてであります。人権教育推進事業として旧同和地区の子ども学習会に495万4500円が歳出されております。以前は、解放子ども学習会と言われていました。平成18年３月議会で私は旧同和地区で未だに子ども会の学習会が開かれ、教科学習と人権学習が指導されている。そのために、対象地区のある学校の先生たちは交替で地区に出かけていくという異様な状態にある。これでは部落問題の解決に大きな障害となっている。このように指摘したわけであります。それに対して教育長は、今後の学習会を見直したい。地区内だけの交流から地区外での交流も予算も有効な学習会に改善したい。このように答弁されました。その後、実験的にということで、山鹿中学校のふれあい塾が開設され、人権意識の高揚、仲間づくり、自主的・自覚的な学習態度の育成を目的に、本年度は10回を目標にふれあい塾が取り組まれております。私も一度だけ見学しましたが、特定地区の生徒に限定せずに、山鹿中学校の希望するすべての子どもを対象にしており、連帯と自主性を育てる魅力ある取り組みだと痛感しているところであります。また期待もしているところであります。

しかし、この塾は実験段階ということで、依然として旧同和地区における学習会は継続されております。平成18年度は小学生の学習会に198万8000円、中学生の学習会に186万1500円、高校生の学習会に110万5000円、計495万4500円もの経費が使われておるわけです。40数年前なら、地区住民は部落差別に苦しみ、少なくない子どもたちが貧困で学校にも行けず、十分な学習もできなかった環境にあったのは事実であります。その当時なら、行政の当然の施策として、私も認めるものです。し

かし、同対審答申後の同和対策事業により社会環境、生活環境は大きく変化しました。旧同和地区の子どもの学力が、周辺地域の子どもの学力より劣るなどということは、全くあり得ません。このような状況のもとで、また特別措置法が失効して５年が経過しているにもかかわらず、依然として旧同和地区の特別扱いを続けるならば、新たな差別が発生し、部落差別を固定化してしまいます。これでは部落差別の解消という同和行政の目的にも逆行することになります。以上の理由から決算の認定に反対し、早急に廃止を求めるものです。

次に陳情第19号　乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）を求める陳情書の採択に賛成の理由を４点述べます。１点目は既に本陳情の趣旨は平成17年、2005年９月議会にて、この本会議で、全会一致で採択されております。当時の陳情には有働綾さんほか1033名の賛同者名が添えてありました。

２点目は、社会状況が大きく変化してきておりますということです。この制度は熊本県内14市中９市で実施され、残りは県北の荒尾市、玉名市、阿蘇市、山鹿市、それに県南の八代市のみとなりました。ただ阿蘇市は来年から実施する予定だそうであります。また山鹿市近隣自治体の菊池市、植木町、和水町、南関町、すべてで実施されており、４月現在県内73％の自治体がこれを実施しているわけであります。このような中で、山鹿市議会は何をしているのかと、市民の声も聞こえてまいります。

３点目は、山鹿市総合計画には、子どもを安心して生み育てる環境づくりを掲げています。また、山鹿市条例の乳幼児医療費補助制度の目的には、乳幼児疾病の早期発見、早期治療を挙げてあり、行政には総合計画推進と条例遵守の責務があるはずです。同時に、本陳情の採用は少子化対策として大きな役割を発揮するものだと考えられます。山鹿市に住んでよかったと言えるまちづくりのためにも、早急に実施すべきではないでしょうか。

４点目は、とりわけ今回の陳情は、提出者横田光義氏のほかに3026名を超える賛同署名が添えてありました。市民の要求がいかに大きいかを示していると思います。今回の陳情もぜひ採択して市民の願いに、議会も執行部もこたえようではありませんか。討論、終わります。

○議長（高野誠二君）

ほかに討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号から議案第77号までの３案件を一括採決いたします。

議案第75号から議案第77号までの３案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第78号から議案第80号までの3案件を一括採決いたします。

議案第78号から議案第80号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第81号から議案第83号までの3案件を一括採決いたします。

議案第81号から議案第83号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第84号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第85号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第86号　人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、認定第１号に対する委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、認定第１号は原案のとおり認定されました。

○議長（高野誠二君）

次に、認定第２号から認定第15号までの14案件を一括採決いたします。

認定第２号から認定第15号までの14案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、14案件は原案のとおり認定されました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第19号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第19号は採択することに決しました。

○

日程追加

日程第２

意見書案第２号　道路整備予算の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書案１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案１件について、職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第２号

平成19年９月21日提出

道路整備予算の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　森川　昭彦

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　永田　紘二

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は広く住民の熱望するところである。

揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が５年間延長されるなど、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、平成20年度予算においても、引き続き公共事業費の削減がなされる見通しであり、道路整備においても必要な事業が確実に行えない状況となっている。

本市では、山鹿市総合計画の中で、「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」を基本方針に据え、その中で道路基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に、広域的な規模での産業活動や地域活動を支援するものとして、県北から九州中央部に至る県北横断道路や、朝夕の混雑の著しい国道325号の４車線化等、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

これに応えるためには、国道325号をはじめとした国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

そのため、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

１．国民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

２．今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く汲み取るとともに、国民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

３．我が国の成長力や地域経済の強化を図るため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、料金の引き下げ等の既存ネットワークの効率的活用・機能強化のための措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。

４．今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年９月21日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様

○議長（高野誠二君）

意見書案第２号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、森川昭彦議員、ありませんか。

○１３番（森川昭彦君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これよりただいま議題となっております案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

７番議員の原です。突然最終日に、このような提案がなされることにびっくりしております。なぜもっと早く提出できなかったのか。そうしますと、十分我々論議ができるのではなかったかと思います。突然出されて、私戸惑っておりますけれども、道路を整備するということに対しては、反対するわけではありません。この道路特定財源というのは、膨大な財源がある。たしか６兆円あると聞いております。そのために、不用な道路もつくられたり、あるいは汚職がはびこったりしている状況もあります。私、以前の議会で国道325号線の４車線化について問題点として出しましたけれども、この問題についてもまだ市民の間には、これに反対、あるいは賛成、いろんな意見があるわけです。そういう問題をもっともっと論議すべきであろうと思うわけです。なお、たしか６兆円と思いますけれども、これだけの財源を、今道路だけに特定するのではなくて、今財源がないということで、福祉切り捨てがじゃんじゃんなされております。この一部をやはり特定財源とするのではなくて、福祉にも使えるように、私はそうすべきだと考えております。突然のことで、意見を十分言えませんけれども、この意見書案採択については反対であります。

○議長（高野誠二君）

ほかに、討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成19年（第３回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前10時57分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**藤　原　　豊**

山鹿市議会議員　**芹　川　正　美**